北広島市障がい支援計画

（令和６年度～令和８年度）

【障がい者福祉計画・第７期障がい福祉計画・

第３期障がい児福祉計画】

～　ともに生きよう　ともに暮らしていくために　～

素　案

北広島市

～ 目 次 ～

第１章　計画の基本的事項 1

１　障がい福祉を取り巻く社会環境や制度の状況 1
２　計画の位置づけと策定の目的 2
３　計画期間 4
４　本計画の構成 4
５　計画の策定体制 5

第２章　障がい福祉の現状と課題 6

１　障がい福祉を取り巻く現状 6
（１）　人口、世帯数の動向 6
（２）　地区別の人口動向と地域の高齢化 7
２　障がい者等の現状 9
（１）　障がい者等の概況 9
（２）　身体障がい者 12
（３）　知的障がい者 16
（４）　精神障がい者 18
（５）　障がい者の数の推移 19
３　障がい福祉の取組状況 19
（１）　障がい福祉サービス等 20
（２）　北広島市内における障がい福祉サービス等提供基盤 22
（３）　第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の進捗状況 26
４　上位計画・関連計画 36
５　アンケート調査結果の概要 38
（１）　実施概要 38
（２）　福祉に関するアンケート調査結果 39
（３）　市民意識調査結果概要 52
６　障がい福祉の課題 62

第３章 北広島市障がい者福祉計画 64

１ 計画策定の目的および基本メッセージ 64
２ 基本理念 65
３ 基本方針 66
４ 基本目標 67
５ 障がい者福祉計画の施策体系 71

第４章 第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画 72

１ 施策の方向 72
（１）基本目標１ 総合的な相談サービスの提供 72
（２）基本目標２ 利用しやすい福祉サービスの提供 73
（３）基本目標３ 社会参加の促進 80
（４）基本目標４ 障がい理解の促進、権利擁護の推進 84
（５）基本目標５ 地域への移行促進・地域生活の継続に向けた支援 87
（６）基本目標６ 就労支援の充実 89
（７）基本目標７ 災害に備えた避難体制等の確保・感染症対策に係る体制整備 ... 90
（８）基本目標８ 障がい児支援の充実 91
２ 計画に係る成果目標 94
３ サービス量見込み 98
（１）障がい福祉サービス 98
（２）地域生活支援事業 100

第５章 計画の推進に向けて 102

参 考 資 料 ..... 資料 1

１．障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査 ..... 資料 1
２．委員会、策定経過 ..... 資料 33
（１）北広島市保健福祉計画検討委員会の構成 ..... 資料 33
（２）検討委員会および専門部会での検討経過 ..... 資料 34
（３）北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例 ..... 資料 35
３．用語の説明 ..... 資料 38

法律の略称および正式名称

本計画書では、次のように法律の名称を略称で表記しています。

略称	正式名称
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年法律第123号）
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （平成25年法律第65号）
障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 （平成24年法律第50号）

※　用語の説明は、巻末の参考資料をご参照ください。

第１章　計画の基本的事項

１　障がい福祉を取り巻く社会環境や制度の状況

国は、平成18年に国連（国際連合）で採択されている「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国内における様々な障がい福祉制度の充実や関係する法制度の整備を行い、この条約を平成26年1月に批准しました。

また、障害者基本法に基づき、障がい者の自立および社会参加の支援等のための諸施策を、総合的かつ計画的に推進するため、最も基本的な計画として、令和5年度から令和9年度の5か年を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。

北海道は、障がいの有無にかかわらず、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」の実現を目指し、令和6年度から令和11年度の6か年を計画期間とする「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定しているところです。

本市においては、国や北海道のこれらの計画を踏まえながら、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とする障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づいた「北広島市障がい支援計画（障がい者福祉計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」を策定し、「ともに生きよう　ともに暮らしていくために」をスローガンとして、様々な障がい福祉にかかる施策を展開してきました。

現在、国は障がい者政策について、障がい福祉サービスや、様々な支援のあり方について継続した検討を進めています。障害者差別解消法の改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう支援の拡充が図られたところです。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布・施行などの動きもあり、様々な分野における法整備が進んでいます。

このような中、新たな障がい福祉計画においては、社会の変化等に伴う障がい児・者のニーズへのきめ細かな対応や、社会的障壁の除去、持続可能で質の高い障がい福祉サービス等の実現、障がい福祉人材の確保・定着等が求められています。

２　計画の位置づけと策定の目的

○ 法的位置づけ

「北広島市障がい支援計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）（以下「本計画」という。）は、「障がい者福祉計画」・「第7期障がい福祉計画」・「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づくもので、本市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がい児・者が地域で生きがいを持って生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

「第7期障がい福祉計画」・「第3期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法および児童福祉法に基づくもので、「障がい者福祉計画」の基本施策や方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の具体的な施策内容やサービスの見込量を示した計画として位置づけています。

○ 関連計画との整合性

本計画は、上位計画の北広島市総合計画や北広島市地域福祉計画などとの整合性を図り策定しています。

計画の位置づけと関連計画

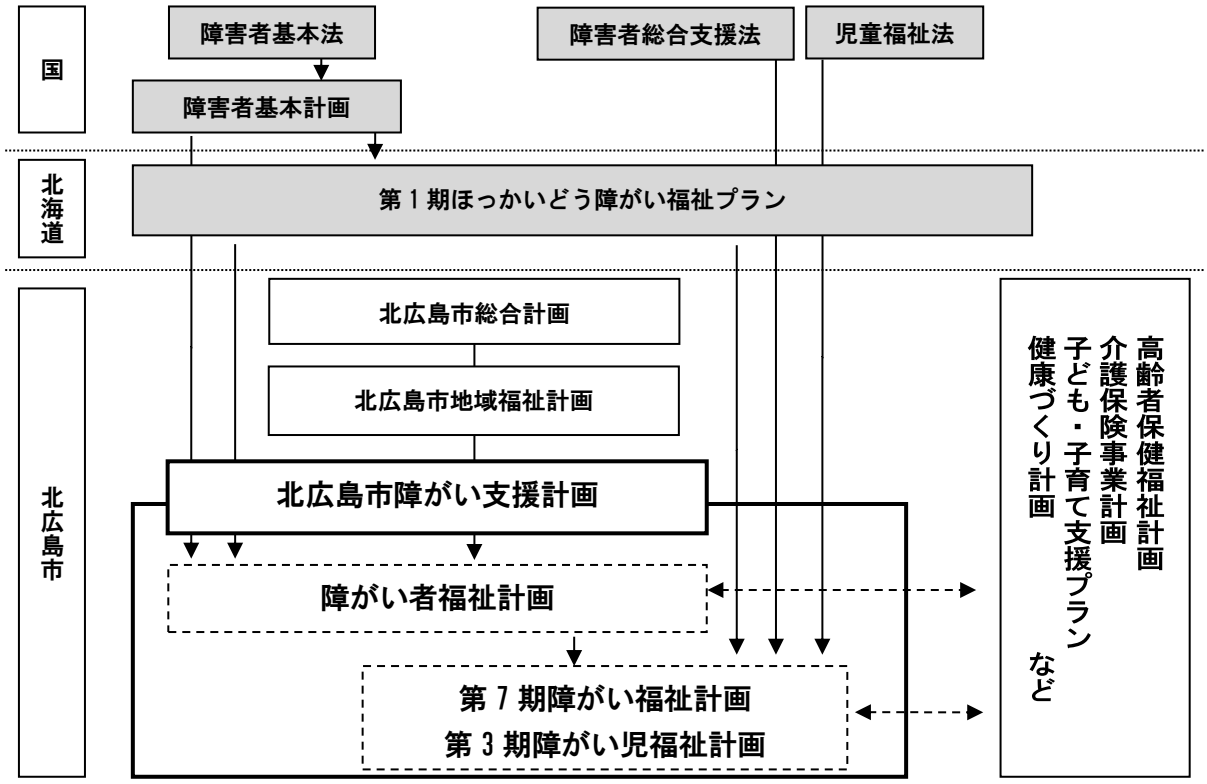

○ ＳＤＧｓとのつながり

本計画は「誰一人取り残さない」という考え方を取り入れ、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点を意識したものとします。

SDGs（エス・ディ・ジーズ／持続可能な開発目標）と

2001年に策定されたミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」と誓っています。ＳＤＧｓは発展途上国のみならず、先進国が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

３　計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画です。

ただし、国の障がい福祉政策の見直し等が行われた場合には、必要に応じて計画期間中でも見直しを行うこととします。

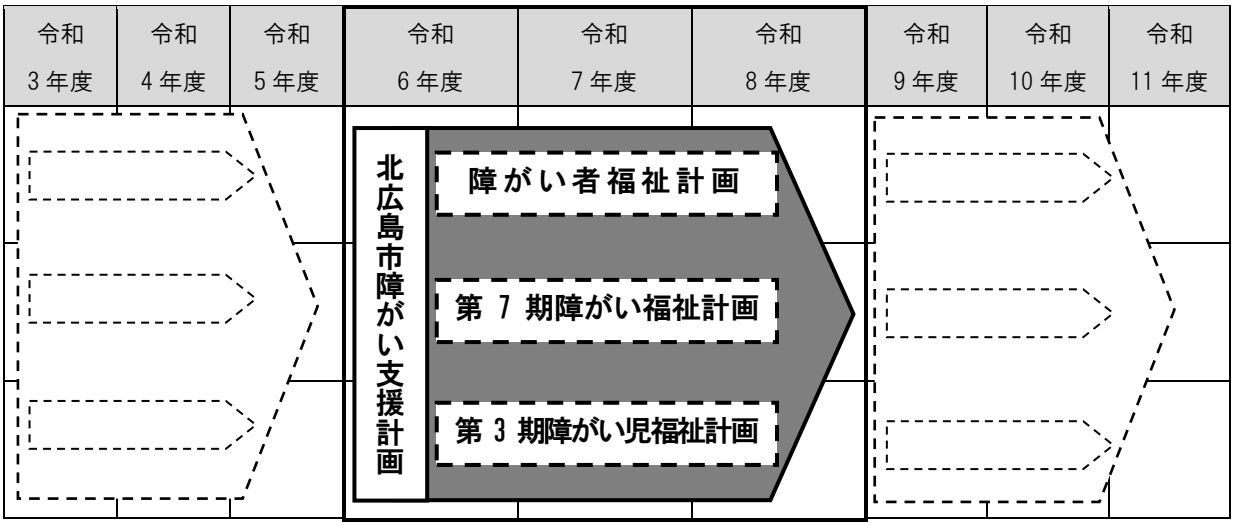

４　本計画の構成

国から示された策定に係る指針を基本に、第 2 章の障がい福祉の現状と課題を踏まえた中で、第 3 章では障がい者福祉計画の基本理念や基本目標を定めました。それらの理念や目標を具体的に展開するため、第 4 章では、障がい福祉計画・障がい児福祉計画として、施策内容やサービス見込量を定めるとともに、障がい福祉施策を充実させるために、市などが推進しているサービス等をその他の福祉サービスとして定めました。

また、第 5 章において、策定した計画を着実に実行し、推進するための方策を定めています。

５　計画の策定体制

○ 北広島市保健福祉計画検討委員会の設置

福祉、医療関係の代表者、障がい者団体の代表者、学識経験者、公募による市民代表などからなる北広島市保健福祉計画検討委員会を設置し、幅広い関係者の意見を計画に反映する体制としました。

○ アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、障がい児・者の日常生活の課題やニーズの把握、市民の障がい福祉に関する意見などについて、障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用している人や福祉サービスを利用していないが障害者手帳を所持している人（983人）および18歳以上65歳未満の市民（696人）を対象に、アンケート調査を実施しました。

○ 障がい者やその保護者で組織する団体や市民からの意見の反映

計画策定にあたり、障がい者やその保護者で組織する団体（6 団体）からヒアリングを行い、計画に反映しました。

また、計画案について市民からパブリックコメントで意見を募りましたが、意見の提出はありませんでした。

○ 北広島市障がい者自立支援協議会からの意見聴取

市内の障がい者施設、サービス事業者、関連団体などの代表者等により構成される北広島市障がい者自立支援協議会から意見を聴取し、計画に反映しました。

第２章　障がい福祉の現状と課題

１　障がい福祉を取り巻く現状

（１）　人口、世帯数の動向

北広島市の総人口は、令和5年9月30日現在で56,950人、世帯数は28,257世帯となっています。65歳以上の人は19,398人と総人口の34.1%を占め、平成22年と比べて11.6%以上の増加となっています。

一方、総人口を平成17年から令和5年にかけての19年間で比較すると3,727人の減少（6.1%減）となっており、平成17年をピークに近年は減少傾向にあります。

北広島市の人口・世帯数の推移　　単位：人、世帯

	総人口	世帯数	平均世帯人員	年少人口（0～14 歳）	生産年齢人口（15～64 歳）	高齢者人口（65 歳以上）	その他（年齢不詳）
昭和 60 年	40,853	12,026	3.4	10,471	27,068	3,291	23
平成 2 年	47,758	14,662	3.26	10,154	32,762	4,748	94
平成 7 年	53,537	17,521	3.06	9,529	37,343	6,616	49
平成 12 年	57,731	20,305	2.84	8,780	40,128	8,723	100
平成 17 年	60,677	22,362	2.71	8,572	40,553	11,032	520
平成 22 年	60,353	22,991	2.63	8,083	38,693	13,547	30
平成 27 年	59,064	23,551	2.51	7,213	34,586	17,103	162
令和 2 年	58,150	27,931	2.08	6,470	32,646	19,034	0
令和 5 年	56,950	28,257	2.02	6,087	31,465	19,398	0

資料：国勢調査（令和 2 年まで各年 10 月 1 日）、令和 5 年は 9 月末現在の住民基本台帳（外国人含む）

年齢別人口割合の推移

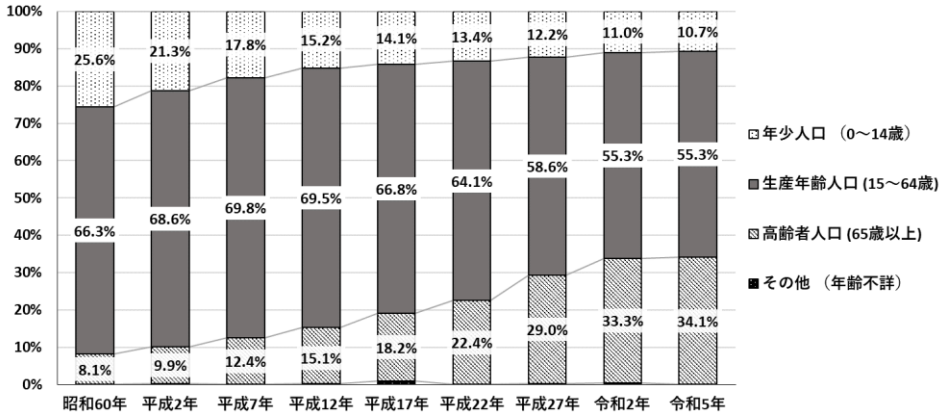

（２） 地区別の人口動向と地域の高齢化

①地区別の動向

北広島市全体の高齢化率（令和5年3月31日現在）は33.8％となっており、地区別高齢化率は北広島団地地区が47.4％と5地区の中で最も高く、ほかの4地区は、市全体の高齢化率より低くなっています。

高齢者のみの世帯や家族の中に高齢者がいる世帯の多い地区では、家庭内での介護に力が注がれるため、地域の障がい児・者や高齢者を地域で見守り、支える力（＝地域力）が今後弱まることが懸念されます。

また、市全体の高齢化率の上昇や人口の減少などから、障がい児・者を地域で見守る住民自体が少なくなっていくことが予想されます。

地区別高齢化率の推移

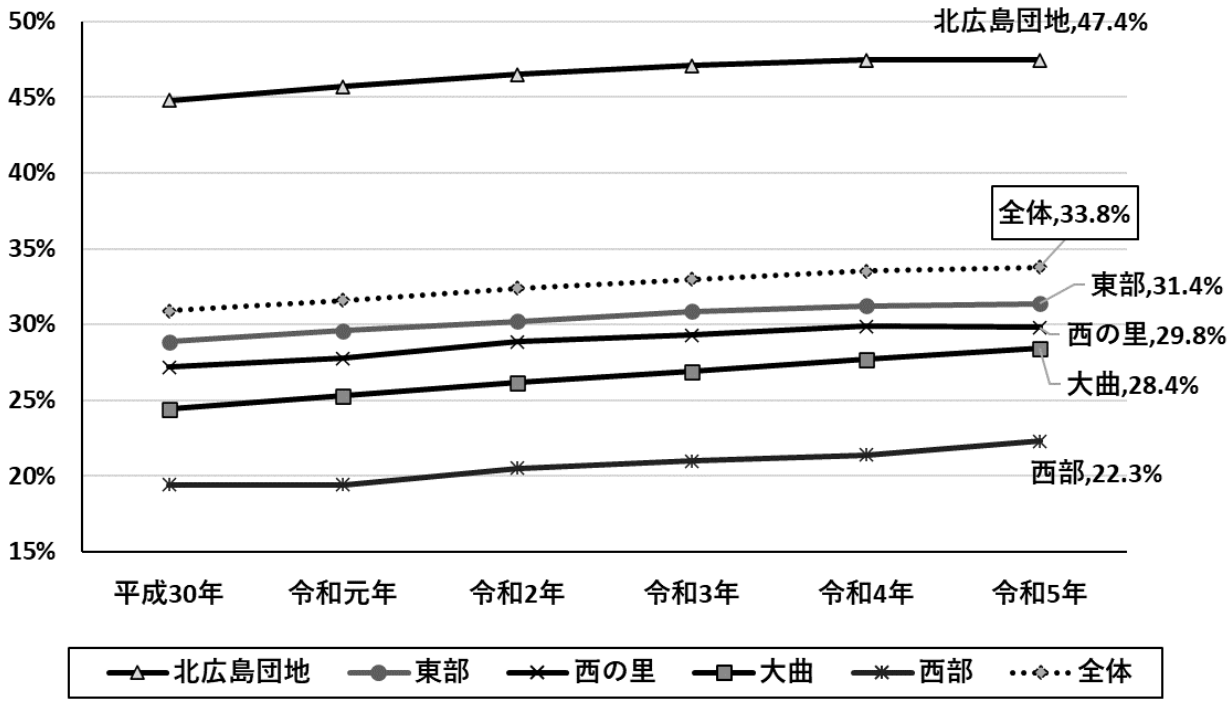

資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日）

②町内会・自治会の動向

町内会・自治会の数は、令和5年4月1日現在、全市で153団体あり、町内会・自治会加入世帯数は減少傾向にあります。町内会・自治会活動は、役員の高齢化や担い手不足も指摘されており、高齢化の進行している地区では、地域を支える住民活動である町内会・自治会活動に、今後支障がでることも予想されます。

町内会・自治会加入世帯の推移

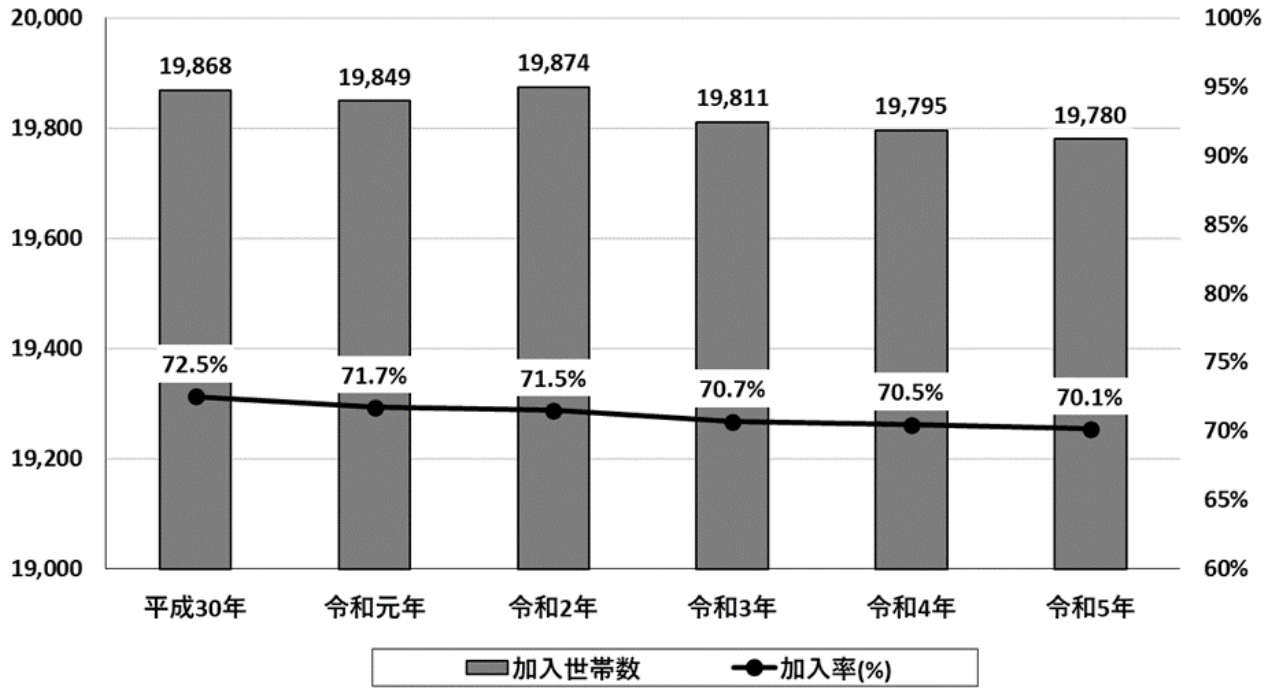

資料：北広島市調べ（各年４月１日）

２　障がい者等の現状

（１）　障がい者等の概況

北広島市には、障がい児・者が令和5年4月現在で5,283人います。総人口の9.2%で10.8人に1人、世帯数で5.4世帯に1人の割合となっています。平成30年には4,409人、全人口の7.5%であった障がい児・者は、この5年間で874人増加し、全人口に対する比率は1.7%上昇しています。

障がい種別では、身体障がい者（身体障害者手帳の交付者）が2,774人（全市障がい者の52.5%）、知的障がい者（療育手帳の交付者）が752人（14.2%）、精神障がい者（精神障がいによる通院および入院患者等）が1,757人（33.3%）となっています。

年齢別でみると、70歳以上の人が2,268人おり、全体の42.9%を占めています。また、70歳以上の障がい者は、総人口での同じ年齢階層の14.9%で6.7人に1人となっています。また、20代以下では知的障がい、30～50代では精神障がいが多く、60歳以上では身体障がいが多くなっています。

北広島市の障がい児・者の人数（令和 5 年）　　単位：人、%

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計	総人口	総人口割合
9 歳以下	11	49	2	62	3,700	1.7%
10～19 歳	31	140	38	209	5,268	4.0%
20～29 歳	32	168	123	323	4,238	7.6%
30～39 歳	51	123	208	382	4,897	7.8%
40～49 歳	105	113	279	497	7,669	6.5%
50～59 歳	204	67	278	549	8,203	6.7%
60～69 歳	402	52	201	655	7,962	8.2%
70 歳以上	1,938	40	290	2,268	15,229	14.9%
不明	0	0	338	338		
合計	2,774	752	1,757	5,283	57,166	9.2%
構成比	52.5%	14.2%	33.3%	100.0%		

資料：身体・知的障がいは北広島市調べ（令和 5 年 4 月 1 日）、精神障がいは北海道調べ（令和 5 年 4 月 1 日）、総人口は住民基本台帳（令和 5 年 3 月末）

〔参考〕北広島市の障がい児・者の人数（平成 30 年）　　単位：人、%

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計	総人口	総人口割合
合計	2,641	617	1,151	4,409	58,462	7.5%

資料：身体・知的障がいは北広島市調べ（平成 30 年 4 月 1 日）、精神障がいは北海道調べ（平成 30 年 4 月 1 日）、総人口は住民基本台帳（平成 30 年 3 月末）

北広島市の障がい児・者の人数（令和 5 年／総数 5,283 人）

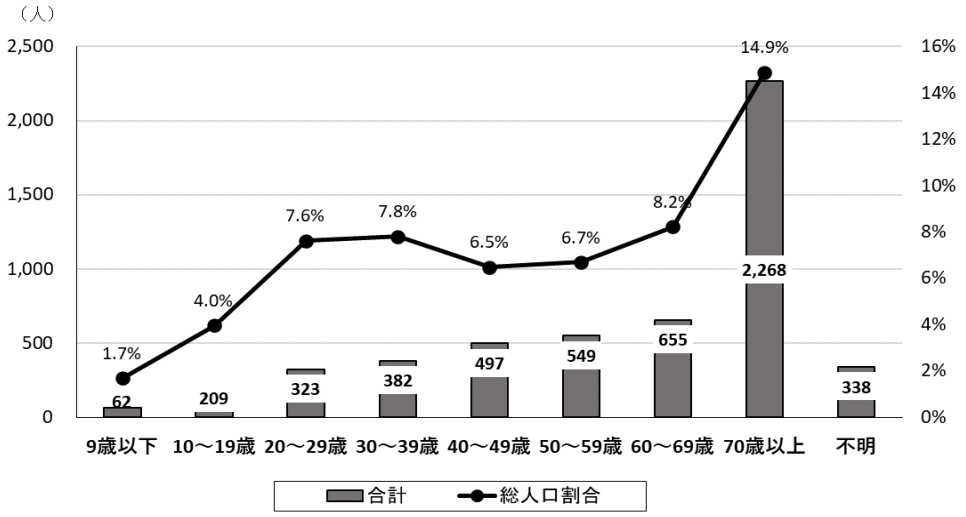

障がい者種別割合

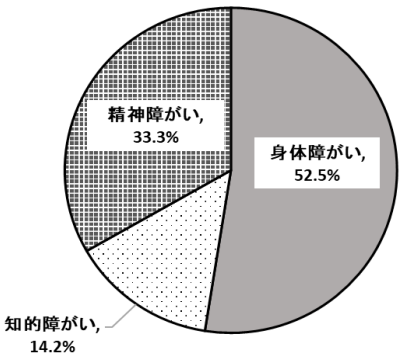

年齢別障がい者割合

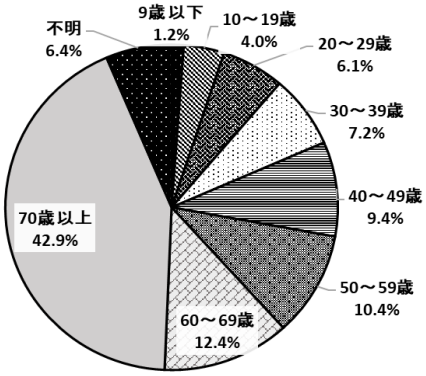

年齢・障がい種別障がい者割合

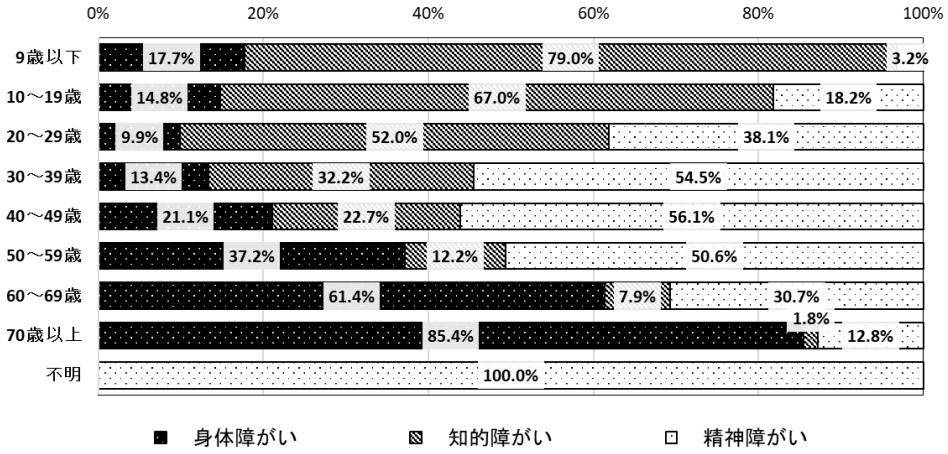

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移　　単位：人、%

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	5 年増減	令和 5 年/平成 30 年
総人口	58,739	58,462	58,147	57,990	57,566	57,166	−1,573	97.3%
身体障がい者	2,641	2,704	2,702	2,676	2,684	2,774	133	105.0%
知的障がい者	617	661	687	704	723	752	135	121.9%
精神障がい者	416	420	444	428	456	489	73	117.5%
手帳交付者計	3,674	3,785	3,833	3,808	3,863	4,015	341	109.3%
障がい者割合	6.3%	6.5%	6.6%	6.6%	6.7%	7.0%		

資料：身体・療育・精神障害者保健福祉手帳は北広島市調べ(各年 4 月 1 日)、総人口は住民基本台帳（各年 3 月末日）

手帳交付者数の推移

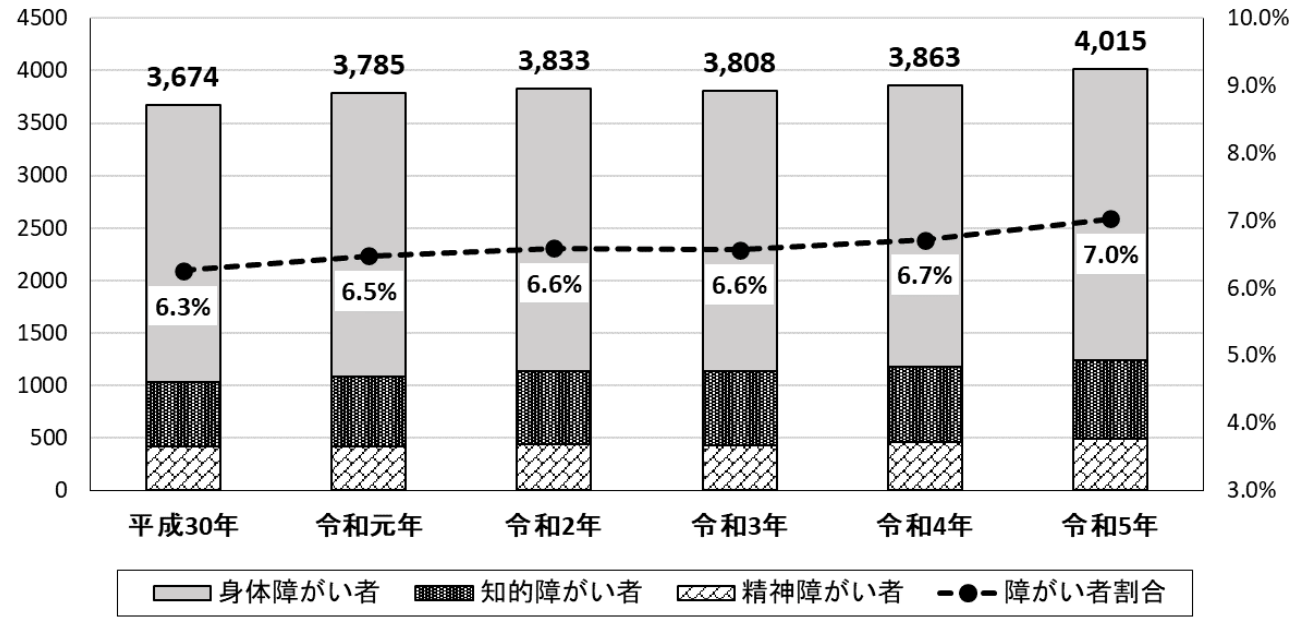

（２） 身体障がい者

令和5年4月1日現在、北広島市に身体障害者手帳の交付を受けている人は2,774人います。平成30年から令和5年までの5か年を比較すると、133人の増加となっており、増加率は5.0％となっています。

等級別の身体障がい者数の推移

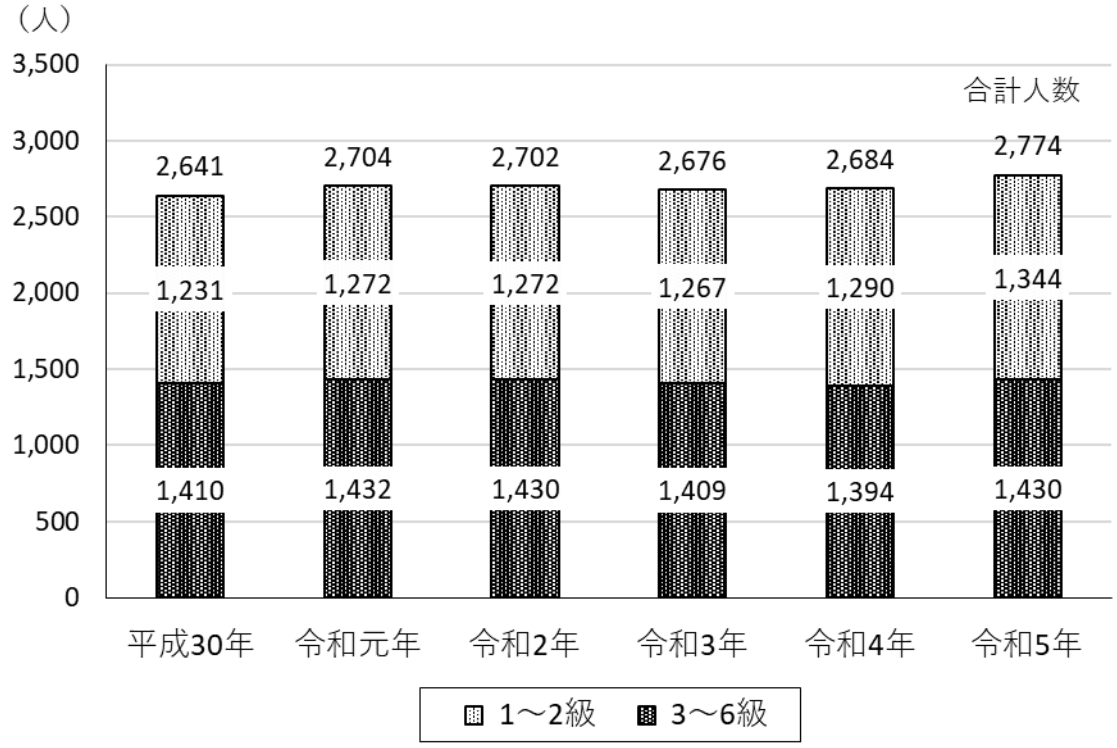

資料：北広島市調べ（各年４月１日）

① 年齢別の構成

年齢別の構成では、半数以上が 70 歳以上で 1,938 人（69.9%）、次いで 60 代が 402 人（14.5%）となっており、60 歳以上が全体の 84.4%を占めています。

平成 30 年から令和 5 年までの 5 か年の増減率をみると、70 歳以上が 17.5%増、10 代は 10.7%増、20 代は 3.2%増、50 代は変化なしとなっています。それら以外の年齢では減少傾向が見られます。

身体障がい者割合（年齢別）【令和 5 年／総数 2,774 人】

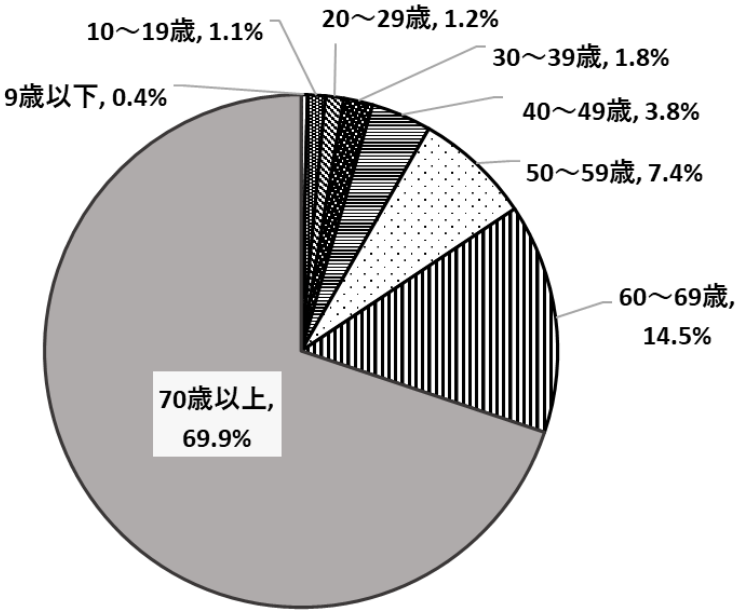

身体障害者手帳交付者数の推移（年齢別）　　単位：人、%

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	5 年増減	令和 5 年/平成 30 年
9 歳以下	12	12	9	8	8	11	-1	91.7%
10～19 歳	28	29	28	27	30	31	3	110.7%
20～29 歳	31	34	33	32	31	32	1	103.2%
30～39 歳	61	55	57	53	53	51	-10	83.6%
40～49 歳	129	127	115	109	108	105	-24	81.4%
50～59 歳	204	207	203	205	193	204	0	100.0%
60～69 歳	527	499	473	447	430	402	-125	76.3%
70 歳以上	1,649	1,741	1,784	1,795	1,831	1,938	289	117.5%
合計	2,641	2,704	2,702	2,676	2,684	2,774	133	105.0%

資料：北広島市調べ（各年 4 月 1 日）

②障がい等級別の構成

等級別の構成では、1級、2級は1,344人（48.4%）、3級以下は1,430人（51.6%）となっています。

平成30年から令和5年までの5か年の増減率をみると、1級、3級、5級は増加傾向にあり、それぞれ16.8%、5.4%、6.0%増となっており、2級、4級、6級は減少傾向にあり、それぞれ6.8%、1.3%、2.7%減となっています。

等級別の障がい者割合　【令和5年／総数2,774人】

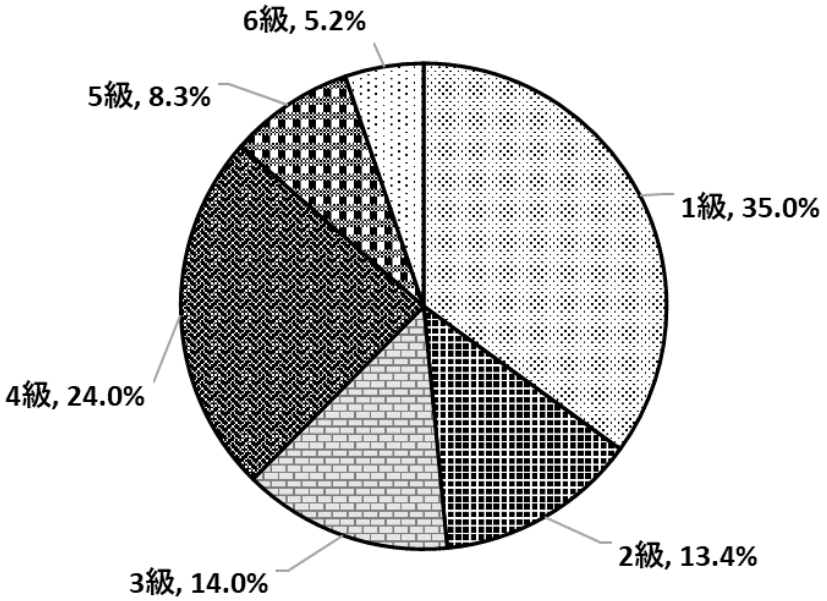

身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）　　単位：人、%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	5年増減	令和5年/平成30年
1級	831	891	881	895	923	971	140	116.8%
2級	400	381	391	372	367	373	-27	93.3%
3級	367	372	375	372	360	387	20	105.4%
4級	676	697	686	663	665	667	-9	98.7%
5級	218	220	226	228	224	231	13	106.0%
6級	149	143	143	146	145	145	-4	97.3%
合計	2,641	2,704	2,702	2,676	2,684	2,774	133	105.0%
1～2級	1,231	1,272	1,272	1,267	1,290	1,344	113	109.2%
3～6級	1,410	1,432	1,430	1,409	1,394	1,430	20	101.4%

資料：北広島市調べ（各年4月1日）

③障がい部位別の構成

障がい部位別の構成では、肢体不自由が最も多く 1,536 人（55.4%）、次に内部機能障がいが 898 人（32.4%）となっています。

平成 30 年から令和 5 年までの 5 か年の増減率をみると、内部機能障がいは 23.7%増、音声機能障がいは 6.1%増、視覚障がいは 4.0%増となっています。それら以外は、減少傾向が見られます。

障がい部位別の障がい者割合　【令和 5 年／総数 2,774 人】

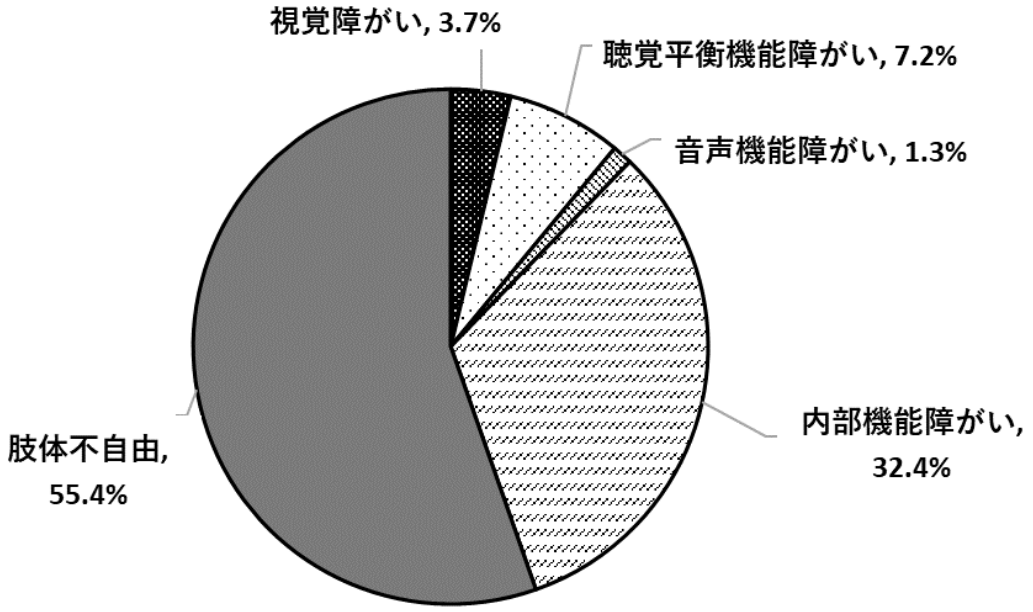

身体障害者手帳交付者数の推移（部位別）　　単位：人、%

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	5 年増減	令和 5 年/平成 30 年
視覚障がい	100	99	100	103	103	104	4	104.0%
聴覚平衡機能障がい	216	209	212	202	190	201	-15	93.1%
音声機能障がい	33	32	28	29	33	35	2	106.1%
内部機能障がい	726	787	787	806	839	898	172	123.7%
肢体不自由	1,566	1,577	1,575	1,536	1,519	1,536	-30	98.1%
合計	2,641	2,704	2,702	2,676	2,684	2,774	133	105.0%

資料：北広島市調べ（各年 4 月 1 日）

（３） 知的障がい者

令和5年4月1日現在、北広島市には療育手帳の交付を受けている人が752人います。平成30年から令和5年までの5か年を比較すると、135人の増加となっており、増加率は21.9％となっています。年齢別の構成では、10代が140人（18.6％）、20代が168人（22.3％）、30代が123人（16.4％）、40代が113人（15.0％）といずれも100人を超えており、10～40代で全体の7割を占めています。障がいの程度別の構成では、Ａ判定が30.2％、Ｂ判定が69.8％で、Ｂ判定が多くなっています。平成30年から令和5年までの5か年の増減率は、Ａ判定が7.1％増、Ｂ判定は29.6％増であり、高い増加傾向が見られます。

知的障がい者割合（判定区分）

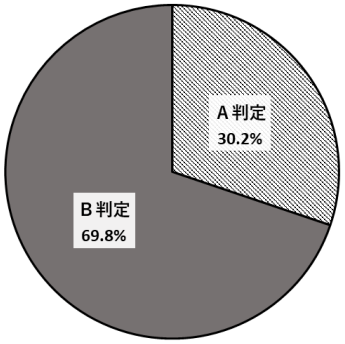

知的障がい者割合（年齢別）【令和 5 年／総数 752 人】

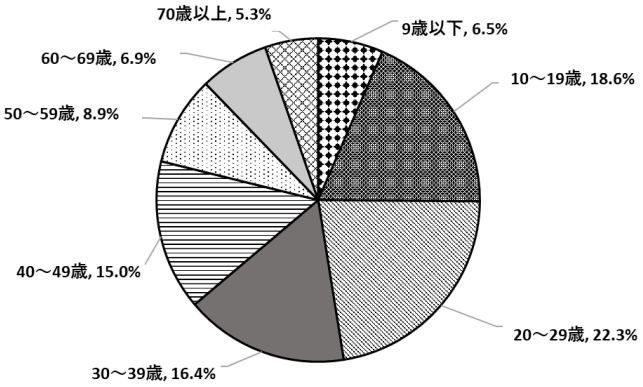

知的障がい者の推移（判定区分）

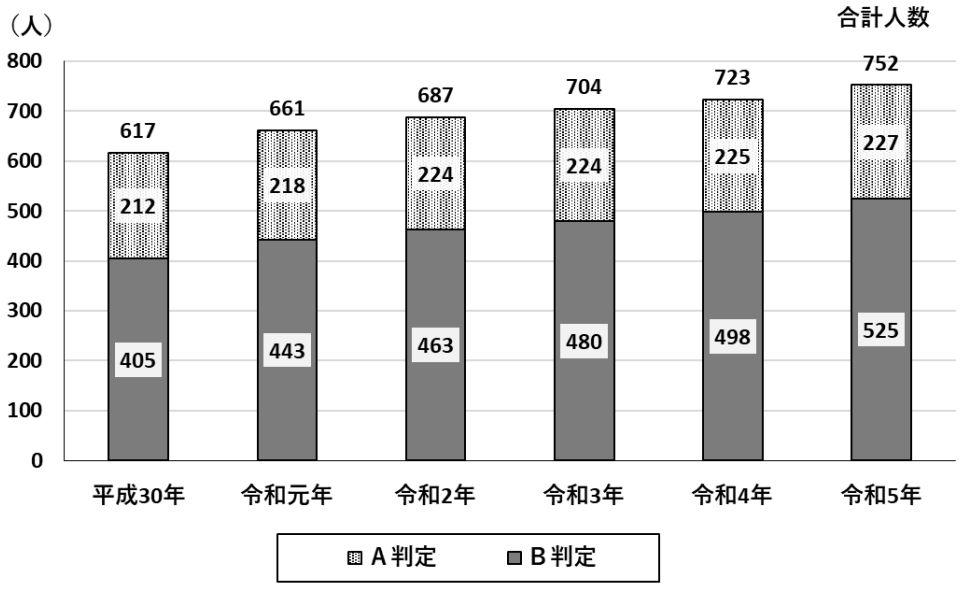

療育手帳交付者数の推移（判定区分：年齢別）　　単位：人、%

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	5 年増減	令和 5 年/平成 30 年
療育手帳	A判定	212	218	224	224	225	227	15	107.1%
	B判定	405	443	463	480	498	525	120	129.6%
	合計	617	661	687	704	723	752	135	121.9%
年齢別	9 歳以下	35	45	44	43	47	49	14	140.0%
	10～19 歳	127	144	146	144	137	140	13	110.2%
	20～29 歳	119	122	129	140	150	168	49	141.2%
	30～39 歳	117	115	120	123	127	123	6	105.1%
	40～49 歳	97	109	110	109	108	113	16	116.5%
	50～59 歳	53	54	61	65	70	67	14	126.4%
	60～69 歳	46	46	46	46	46	52	6	113.0%
	70 歳以上	23	26	31	34	38	40	17	173.9%
	合計	617	661	687	704	723	752	135	121.9%

資料：北広島市調べ（各年 4 月 1 日）

（４） 精神障がい者

令和５年４月１日現在、北広島市には精神障がい者が 1,757 人います。

平成 30 年から５か年の増減率をみると、全体では 52.6％増となっています。年齢別でみると、５歳～14 歳以外では、増加傾向があり、特に 55～64 歳は 55.2％、65 歳以上は 48.3％の増加率となっています。

精神障がい者の人数（年齢別）　　単位：人、％

	平成 30 年	令和５年	５年増減	令和５年/平成 30 年
５歳未満	0	0	0	
5～14 歳	16	7	-9	43.8%
15～24 歳	65	76	11	116.9%
25～34 歳	150	162	12	108.0%
35～44 歳	244	250	6	102.5%
45～54 歳	264	303	39	114.8%
55～64 歳	143	222	79	155.2%
65 歳以上	269	399	130	148.3%
不明	0	338	338	
合計	1,151	1,757	606	152.6%

資料：北海道調べ（各年４月１日）

精神障がい者割合（年齢別）
（令和５年／総数 1,757 人）

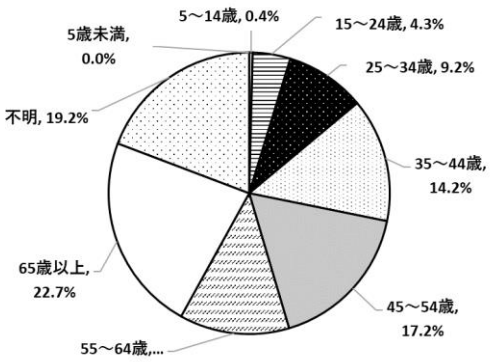

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（判定区分）
（令和５年／総数 489 人）

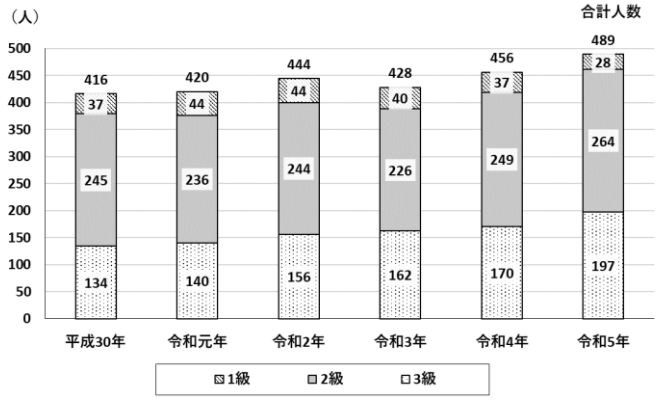

精神障害者保健福祉手帳の交付割合（級別）

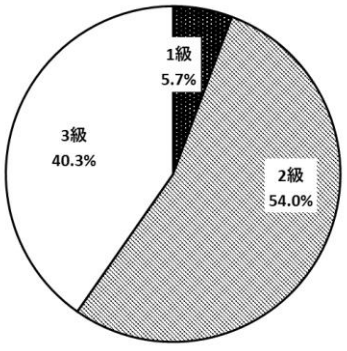

資料：北広島市調べ（各年４月１日）

（５） 障がい者の数の推移

①推計の目的と方法

障がい種別や年齢階層別の障がい児・者を対象とする福祉サービスの今後の動向を把握するため、令和8年と令和10年の障がい者数を推計しました。

推計の基礎数値は、身体障がい、知的障がいは、令和5年の年齢別障がい種別ごとの手帳交付数（北広島市調べ）を、精神障がいは令和5年の通院および入院患者等（北海道調べ）を用いました。

推計方法は、障がい種別については、平成30年～令和5年の各障がい種別の総人口に占める割合の平均増加率に基づき、令和8年および令和10年の各障がい種別の総人口に占める割合を算出し、これに令和8年および令和10年の総人口（本市にて独自算出）をかけ、障がい種別の推計人口を算出しました。年齢別については、令和5年の障がい者年齢別の割合を算出し、これに令和8年および令和10年の障がい者数をかけ、令和8年と令和10年の年齢別人口を算出しました。

② 推計結果

推計の結果、令和10年の障がい者の総数は、6,431人となり、令和5年の5,283人を1,148人上回ります。種別ごとでは、身体障がいが2,877人（103人増）、知的障がいが905人（153人増）、精神障がいが2,648人（891人増）となります。

障がい者数の推移（障がい種別） 単位：人

	現状	推移	
障がい種別	令和 5 年	令和 8 年	令和 10 年
身体障がい者	2,774	2,840	2,877
知的障がい者	752	842	905
精神障がい者	1,757	2,251	2,648
合計	5,283	5,933	6,431

※年齢別の障がい者数は 10 歳区分のため、5 歳単位で 2 等分したものを採用しました。

※小数点以下を四捨五入しているため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しません。

障がい者数の推移（年齢別） 単位：人

	現状	推移	
年齢別	令和 5 年	令和 8 年	令和 10 年
0～4 歳	26	29	31
5～9 歳	36	41	44
10～14 歳	98	110	120
15～19 歳	111	124	135
20～24 歳	189	212	230
25～29 歳	134	151	164
30～34 歳	168	188	204
35～39 歳	214	241	261
40～44 歳	215	242	262
45～49 歳	282	316	343
50～54 歳	291	327	355
55～59 歳	258	289	314
60～64 歳	319	358	388
65～69 歳	336	378	409
70 歳以上	2,268	2,547	2,761
不明	338	380	411
合計	5,283	5,933	6,431

３　障がい福祉の取組状況

（１）　障がい福祉サービス等

障がい児・者を対象とした福祉サービス等には、以下のものがあります。

区分	福祉サービスの名称等
相談の窓口	北広島市役所各窓口／子ども発達支援センター／障がい者生活支援センターみらい／障がい者就労支援センターめーでる／民生委員児童委員／地域相談員・身体障がい者相談員・知的障がい者相談員／高齢者支援センター／社会福祉協議会／心身障害者総合相談所／児童相談所／特別支援教育センター／精神保健福祉センター／北海道ひきこもり成年相談センター／弁護士会連合会 ／北海道身体障害者福祉協会／保健所／公共職業安定所／障害者職業センター／北広島市障がい者虐待防止センター／きたひろしま暮らしサポートセンターぽると／北広島市成年後見センター／高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部
手帳の交付	身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳
年金や手当	国民年金（障害基礎年金）／障害厚生年金／児童扶養手当／特別児童扶養手当／障害児福祉手当／特別障害者手当／心身障害者扶養共済／特別支給の老齢厚生年金における障害者特例
税の軽減	所得税・住民税の控除／相続税の障害者控除／贈与税の非課税／個人事業税の非課税／関税の免除／自動車税・自動車取得税と軽自動車税の減免／障害者等の少額預金の利子所得等の非課税
公共料金等の割引	ＮＨＫ放送受信料の減免／携帯電話基本使用料等の割引／郵便料金等の優遇措置／NTT の無料番号案内（ふれあい案内）
医療費の助成	重度心身障がい者医療費助成／ひとり親家庭等医療費助成／難病（特定疾患）等医療費助成／特定疾病療養受療証／自立支援医療（更生医療の給付・育成医療の給付・精神通院医療の給付）
福祉機器	補装具／日常生活用具／自助具／車いすの貸出し／紙おむつ購入費の助成／緊急通報システム／在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成

区分	福祉サービスの名称等
障害者総合支援法・児童福祉法のサービス	介護給付・訓練等給付・相談支援・障害児通所支援（障がい福祉サービス：訪問系サービス・日中活動サービス・居住系サービス）／地域生活支援事業（相談支援事業・意思疎通支援事業・点字・声の広報等発行事業・地域活動支援センター事業・地域生活支援給付事業）
その他の障がい者へのサービス	除雪サービス／訪問理容サービス／郵便等による不在者投票／高齢者等インフルエンザ予防接種／配食サービス／家庭ごみの庭先収集／盲導犬貸与／視覚障がい者日常生活訓練／障がい者医療的ケア支援事業／ヘルプマーク配布／ヘルプカード配布／救急情報キットエルフィンバトン／きたひろサポートファイル配布／特別支援児童保育等／認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業
スポーツ・文化	北海道障害者スポーツ大会／総合体育館使用料金減免／芸術文化ホール使用料金減免
交通費の割引・助成	公共交通機関の運賃の割引（ＪＲ旅客運賃・バス運賃・札幌市営交通（地下鉄・市電））／タクシー割引／福祉タクシー・福祉自動車燃料利用券／精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成／移送サービス／重度心身障がい者等の通院交通費助成
自動車や運転免許	障がい者自動車運転免許取得費助成／障がい者自動車改造費助成／歩行困難者使用中標章／有料道路割引／高齢運転者等専用駐車区間制度
行動範囲の拡大	福祉バスの運行／新千歳空港Ａ・Ｂ・Ｃ駐車場利用料の減免

資料：「ともに暮らしていくために」北広島市発行：令和 5 年 12 月改訂

（２） 北広島市内における障がい福祉サービス等提供基盤

①障がい福祉サービス事業所等の設置状況

令和5年10月30日現在、北広島市内には140か所の障がい福祉サービスや障がい児通所支援の事業所があり、札幌圏には5,602か所の事業所があります。（ただし、複数のサービスを提供している事業所は二重にカウントされています。）

北広島市内の主な事業所は、放課後等デイサービス（16か所）、居宅介護（14か所）、児童発達支援（13か所）、重度訪問介護（12か所）、生活介護（12か所）、短期入所（12か所）、就労継続支援（Ｂ型）（10か所）などです。

北広島市内の事業所数と札幌圏（※）全体の事業所数を人口1万人当たりに置き換えて比較すると、北広島市は24.60か所です。札幌圏平均は23.56か所となっており、圏域平均を上回る密度で事業所があることになります。

本市は、人口の類似する都市等と比較すると障がい福祉サービス事業所が多いですが、地域が分散していることから、すべての地域ごとに事業所が充足している状況ではありません。

障がい児・者のニーズに応じ、障がい児・者が実際に選択し利用できる、きめ細やかなサービスの提供と確実な供給量の確保が必要です。また、ニーズに対する適切な情報提供が必要となります。

※ 札幌圏：石狩振興局管内の自治体
（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村）

事業所の設置状況　　単位：か所

	北広島市	札幌圏	１万人当たり事業所数	
			北広島市	札幌圏
居宅介護	14	655	2.46	2.75
重度障害者等包括支援	0	1	0	0
重度訪問介護	12	602	2.11	2.53
行動援護	3	142	0.53	0.60
同行援護	5	225	0.88	0.95
療養介護	0	4	0	0.02
生活介護	12	255	2.11	1.07
短期入所	12	190	2.11	0.80
自立訓練（機能訓練）	2	13	0.35	0.05
自立訓練（生活訓練）	3	41	0.53	0.17
宿泊型自立訓練	0	9	0	0.04
就労移行支援	3	86	0.53	0.36
就労継続支援Ａ型	3	153	0.53	0.64
就労継続支援Ｂ型	10	648	1.76	2.72
就労定着支援	2	56	0.35	0.24
施設入所支援	4	43	0.70	0.18
共同生活援助	7	410	1.23	1.72
自立生活援助	0	10	0	0.04
計画相談支援	5	210	0.88	0.88
地域移行支援	2	109	0.35	0.46
地域定着支援	2	107	0.35	0.45
児童発達支援	13	656	2.28	2.76
放課後等デイサービス	16	739	2.81	3.11
医療型児童発達支援	0	2	0	0.01
保育所等訪問支援	4	67	0.70	0.28
居宅訪問型児童発達支援	2	14	0.35	0.06
障害児入所支援	0	3	0	0.01
医療型障害児入所支援	0	5	0	0.02
障害児相談支援	4	147	0.70	0.62
合計	140	5,602	24.60	23.56

資料：事業所は北海道ホームページ（令和 5 年 10 月 30 日）、人口は各自治体ホームページ

② 特別支援学級等

特別支援学級

区分	学校名	学級数	概要
小学校 26 学級	東部小学校	2 学級	知的、情緒
	西部小学校	2 学級	知的、情緒
	大曲小学校	4 学級	知的、情緒（2）、肢体
	西の里小学校	5 学級	知的（2）、情緒（2）、肢体
	双葉小学校	4 学級	知的、情緒（2）、難聴
	緑ヶ丘小学校	3 学級	知的、情緒、病弱
	北の台小学校	3 学級	知的、情緒、病弱
	大曲東小学校	3 学級	知的、情緒、弱視
	西の里小学校陽香分校	0 学級	
中学校 14 学級	東部中学校	3 学級	知的、情緒、肢体
	西部中学校	2 学級	知的、情緒
	大曲中学校	2 学級	知的、情緒
	西の里中学校	2 学級	知的、情緒
	広葉中学校	2 学級	知的、情緒
	緑陽中学校	2 学級	知的、情緒
	西の里中学校陽香分校	1 学級	情緒

※表中（ ）は学級数を示しています。このほか、緑ヶ丘小学校には「言語障がいの通級指導教室」、北の台小学校および大曲東小学校には「自閉症・情緒障がいの通級指導教室」が、各 1 学級あります。
資料：各学校（令和 5 年 5 月 1 日現在）

特別支援学校

区分	学校名	学級数	概要
北海道白樺高等養護学校 学生数 140 人	高等部	18 学級	生産技術科(3) 窯業科(3) 木工科(3) 工業科(3) 家庭総合科(3) クリーニング科(3)
札幌養護学校共栄分校 学生数 21 人	小学部	4 学級	重複学級（3） 訪問学級（1）
	中学部	3 学級	重複学級（2） 訪問学級（1）
	高等部	2 学級	重複学級（2）

資料：各学校（令和 5 年 4 月 1 日現在）

③ 学童クラブ

学童クラブは、保護者が就労等により日中留守にしている家庭の児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

クラブ名	定員	住所
北の台学童クラブ	65 人	共栄町４丁目２番地５　広島幼稚園コミュニティーセンター内
北の台第二学童クラブ	46 人	共栄町４丁目１７番地８
東部学童クラブ	110 人	中央 4 丁目 4 番地 東部小学校敷地内
北広島学童クラブ	62 人	泉町１丁目１番地　北広島団地住民センター内
広葉学童クラブ	80 人	広葉町３丁目１番地　広葉交流センター内
大曲学童クラブ	114 人	大曲柏葉２丁目１４番地６　大曲小学校内
大曲東学童クラブ	54 人	大曲光２丁目８番地
大曲東第二学童クラブ	40 人	大曲光２丁目８番地
西の里学童クラブ	51 人	西の里南１丁目２番地４　西の里公民館内
西の里第三学童クラブ	33 人	西の里南１丁目１番地１８　グループホームあさひの家隣
西部学童クラブ	45 人	輪厚中央１丁目１０番地２　輪厚児童センター内
西部第二学童クラブ	24 人	輪厚中央１丁目１２番地１
計　12 クラブ	724 人	

資料：北広島市（令和 5 年 9 月 1 日現在）

（３） 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の進捗状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、地域生活支援事業および児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業は、障がい児・者が必要とするサービスを選択し提供されてきました。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画におけるサービス見込み量（計画値）と令和5年3月の利用実績値を比較した「進捗率」については、就労定着支援（600.0%）のように進捗率の高いものがある一方、自立生活援助（0%）や、相談支援（地域定着支援）（0%）、自立訓練（宿泊）（26.9%）、短期入所（医療型）（28.2%）、成年後見制度利用支援事業（33.3%）など、3割以下の進捗率に留まっているものもあり、サービスの利用実績と見込み量には大きな乖離があります。

今後は、さらに詳細な障がい児・者の意向を把握し、利用しやすいサービスの提供と確実な供給量の確保に努めるとともに、サービス提供につなげるための適切な情報提供を行うことが必要です。

各種サービスの進捗状況（令和４年度）

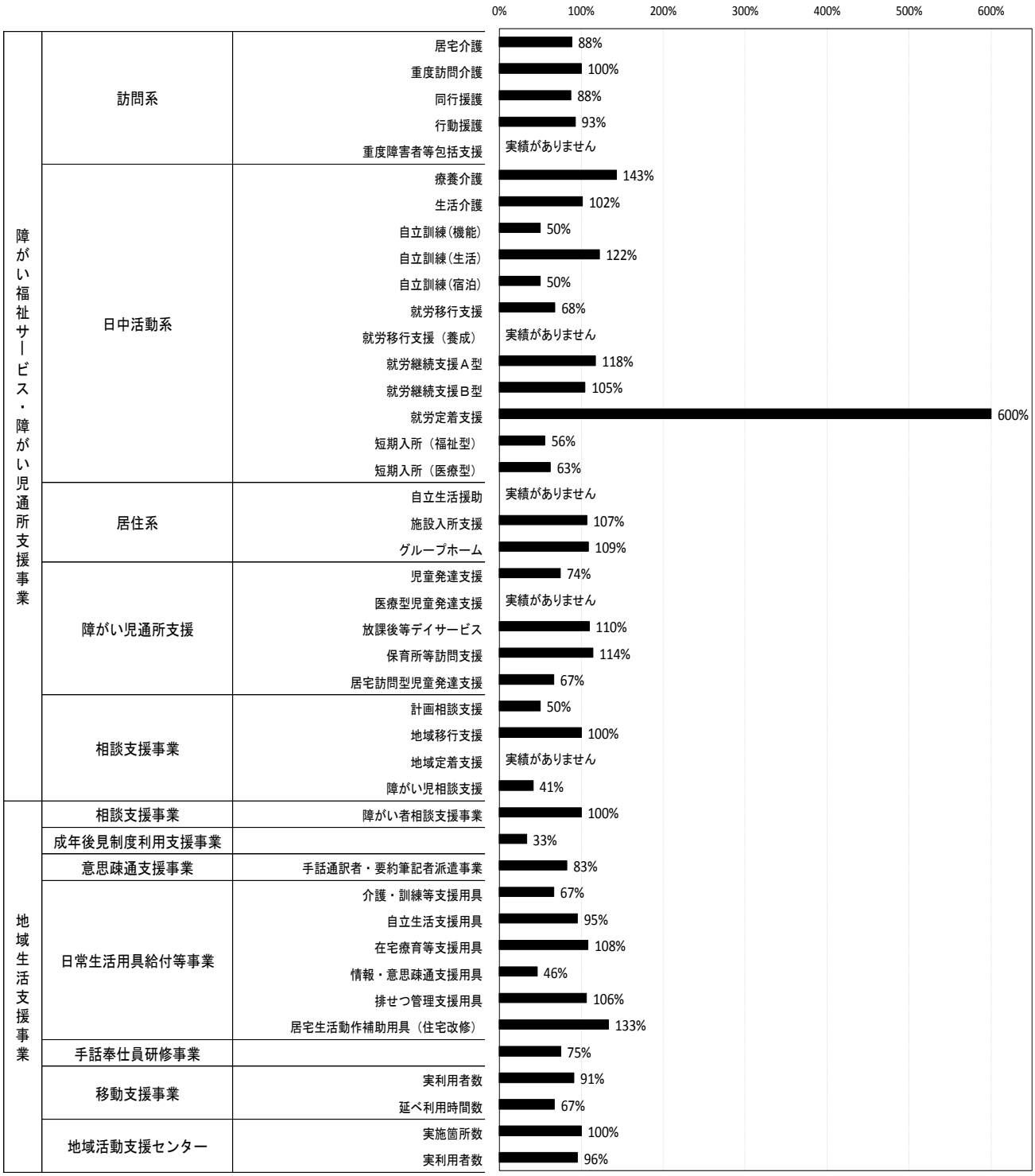

訪問系サービスの実績と進捗状況　　単位～利用者数：人/月、利用時間数：時間/月

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数／月	計画値	84	86	88
		実績値	82	76	79
		進捗率	97.6%	88.4%	89.3%
	利用時間数／月	計画値	1,692	1,732	1,773
		実績値	1,929	1,499	1,976
		進捗率	114.0%	86.5%	101.6%
重度訪問介護	利用者数／月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	2
		進捗率	100.0%	100.0%	200.0%
	利用時間数／月	計画値	120	120	120
		実績値	120	111	561
		進捗率	100.0%	92.3%	467.8%
同行援護	利用者数／月	計画値	7	8	9
		実績値	7	7	7
		進捗率	100.0%	87.5%	80.6%
	利用時間数／月	計画値	107	123	138
		実績値	86	94	98
		進捗率	80.4%	76.2%	71.1%
行動援護	利用者数／月	計画値	13	14	15
		実績値	12	13	14
		進捗率	92.3%	92.9%	94.4%
	利用時間数／月	計画値	276	298	319
		実績値	207	231	243
		進捗率	75.0%	77.7%	76.1%
重度障害者等包括支援	利用者数／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	－	－	－
	利用時間数／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	－	－	－

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	利用者数／月	計画値	105	109	113
		実績値	102	97	102
		進捗率	97.1%	89.0%	90.3%
	利用時間数／月	計画値	2,195	2,273	2,350
		実績値	2,342	1,935	2,703
		進捗率	106.7%	85.1%	115.0%

※計画値は北広島市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における見込み量を示しています。
※令和5年度実績値は実績見込み値です。
※進捗率は実績値／計画値のことです。
資料：北広島市調べ

日中活動系サービスの実績と進捗状況　　単位～利用者数：人/月、利用日数：人日/月

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数／月	計画値	7	7	7
		実績値	9	10	10
		進捗率	128.6%	142.9%	136.9%
生活介護	利用者数／月	計画値	181	183	185
		実績値	184	186	189
		進捗率	101.7%	101.6%	101.9%
	利用日数／月	計画値	3,471	3,510	3,584
		実績値	3,456	3,492	3,544
		進捗率	99.6%	99.5%	98.9%
自立訓練（機能訓練）	利用者数／月	計画値	3	4	6
		実績値	3	2	2
		進捗率	100.0%	50.0%	33.3%
	利用日数／月	計画値	13	21	35
		実績値	21	17	15
		進捗率	161.5%	79.0%	44.1%
自立訓練（生活訓練）	利用者数／月	計画値	5	9	16
		実績値	11	11	10
		進捗率	220.0%	122.2%	60.9%
	利用日数／月	計画値	81	130	208
		実績値	209	197	184
		進捗率	258.0%	151.9%	88.4%

サービス種別	単位		令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（宿泊訓練）	利用者数／月	計画値	4	4	4
		実績値	2	2	2
		進捗率	50.0%	50.0%	41.7%
	利用日数／月	計画値	92	97	102
		実績値	50	26	26
		進捗率	54.3%	26.9%	25.8%
就労移行支援	利用者数／月	計画値	22	25	27
		実績値	16	17	15
		進捗率	72.7%	68.0%	55.6%
	利用日数／月	計画値	388	431	479
		実績値	292	289	260
		進捗率	75.3%	67.0%	54.4%
就労移行支援（養成）	利用者数／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	－	－	－
	利用日数／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	－	－	－
就労継続支援Ａ型	利用者数／月	計画値	50	51	52
		実績値	65	60	61
		進捗率	130.0%	117.6%	117.0%
	利用日数／月	計画値	1,019	1,046	1,072
		実績値	1,207	1,108	1,154
		進捗率	118.4%	105.9%	107.6%
就労継続支援Ｂ型	利用者数／月	計画値	247	249	251
		実績値	250	261	260
		進捗率	101.2%	104.8%	103.5%
	利用日数／月	計画値	4,180	4,214	4,248
		実績値	4,069	4,306	4,322
		進捗率	97.3%	102.2%	101.8%
就労定着支援	利用者数／月	計画値	1	1	1
		実績値	3	6	5
		進捗率	300.0%	600.0%	533.3%
短期入所（福祉型）	利用者数／月	計画値	32	33	34
		実績値	23	18	23
		進捗率	71.9%	55.8%	66.6%
	利用日数／月	計画値	250	258	265
		実績値	90	130	161
		進捗率	36.0%	50.2%	60.8%

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（医療型）	利用者数／月	計画値	5	6	7
		実績値	5	4	4
		進捗率	100.0%	62.5%	56.0%
	利用日数／月	計画値	30	36	42
		実績値	16	10	12
		進捗率	53.3%	28.2%	29.5%
合計	利用者数／月	計画値	557	572	590
		実績値	571	577	579
		進捗率	102.5%	100.9%	98.1%
	利用日数／月	計画値	9,524	9,743	10,035
		実績値	9,410	9,574	9,423
		進捗率	98.8%	98.3%	93.9%

居住系サービスの実績と進捗状況　　単位～利用者数：人/月

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数／月	計画値	1	1	2
		実績値	0	0	0
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%
施設入所支援	利用者数／月	計画値	90	89	88
		実績値	95	95	94
		進捗率	105.6%	106.7%	107.3%
グループホーム	利用者数／月	計画値	110	113	117
		実績値	115	123	124
		進捗率	104.5%	108.8%	105.8%
合計	利用者数／月	計画値	201	203	207
		実績値	210	218	218
		進捗率	104.5%	107.4%	105.4%

障がい児通所支援の実績と進捗状況　　単位～利用者数：人/月、利用日数：人日/月

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数／月	計画値	92	94	96
		実績値	64	70	77
		進捗率	69.6%	74.5%	79.8%
	利用日数／月	計画値	591	604	617
		実績値	495	497	499
		進捗率	83.8%	82.2%	80.8%

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	－	－	－
	利用日数／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	－	－	－
放課後等デイサービス	利用者数／月	計画値	169	183	198
		実績値	171	201	236
		進捗率	101.2%	109.8%	119.3%
	利用日数／月	計画値	2,681	3,145	3,690
		実績値	2,259	2,504	2,775
		進捗率	84.3%	79.6%	75.2%
保育所等訪問支援	利用者数／月	計画値	6	7	8
		実績値	6	8	9
		進捗率	100.0%	114.3%	114.6%
	利用日数／月	計画値	6	7	8
		実績値	5	11	12
		進捗率	83.3%	157.1%	149.0%
居宅訪問型児童発達支援	利用者数／月	計画値	2	3	4
		実績値	3	2	2
		進捗率	150.0%	66.7%	54.2%
	利用日数／月	計画値	2	3	4
		実績値	6	3	4
		進捗率	300.0%	113.9%	93.1%
合計	利用者数／月	計画値	267	284	302
		実績値	241	279	322
		進捗率	90.3%	98.2%	106.6%
	利用日数／月	計画値	3,278	3,756	4,315
		実績値	2,759	3,012	3,286
		進捗率	84.2%	80.2%	76.1%

相談支援の実績と進捗状況　　単位～利用者数：人/月

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	計画値	231	261	296
		実績値	139	131	131
		進捗率	60.2%	50.2%	44.1%
地域移行支援	利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
地域定着支援	利用者数	計画値	1	2	3
		実績値	0	0	0
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%
障がい児相談支援	利用者数	計画値	125	162	210
		実績値	56	67	63
		進捗率	44.8%	41.4%	29.8%

地域生活支援事業のサービスの実績と進捗状況

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
(3)相談支援事業					
①相談支援事業					
ア障がい者相談支援事業	実施箇所数	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
イ基幹相談支援センター	実施の有無	計画値	未実施	未実施	未実施
		実績値	未実施	未実施	未実施
②市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
③住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施		
(4)成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	3	3	3
		実績値	2	1	2
		進捗率	66.7%	33.3%	66.7%

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業					
①手話通訳者要約筆記者派遣事業	利用者数	計画値	22	23	24
		実績値	21	19	20
		進捗率	95.5%	82.6%	83.3%
②手話通訳者設置事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実施値	実施	実施	実施
(7) 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練等支援用具	給付件数	計画値	12	12	12
		実施値	7	8	11
		進捗率	58.3%	66.7%	91.7%
②自立生活支援用具	給付件数	計画値	22	22	22
		実施値	19	21	21
		進捗率	86.4%	95.5%	95.5%
③在宅療養等支援用具	給付件数	計画値	12	12	12
		実施値	14	13	13
		進捗率	116.7%	108.3%	108.3%
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	計画値	13	13	13
		実施値	13	6	12
		進捗率	100.0%	46.2%	92.3%
⑤排せつ管理支援用具	給付件数	計画値	1,578	1,578	1,578
		実施値	1,582	1,679	1,671
		進捗率	100.3%	106.4%	105.9%
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	給付件数	計画値	3	3	3
		実施値	4	4	3
		進捗率	133.3%	133.3%	100.0%
(8) 手話奉仕員研修事業	派遣可能者数	計画値	11	12	12
		実績値	12	9	11
		進捗率	109.1%	75.0%	87.5%
(9)移動支援事業					
①実利用者数	人／年	計画値	102	102	102
		実績値	83	93	104
		進捗率	81.4%	91.2%	102.2%

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
②延べ利用時間数	時間／年	計画値	7,069	7,069	7,069
		実績値	4,215	4,767	5,341
		進捗率	59.6%	67.4%	75.6%
(10)地域活動支援センター					
①実施箇所数	箇所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
②実利用者数	人／年	計画値	45	45	45
		実績値	43	43	43
		進捗率	95.6%	95.6%	95.6%

※基幹相談支援センターの機能として求められる総合的な相談機能については、市と相談支援事業所（生活支援・就労支援）との連携を図り、その機能を担っています。

４　上位計画・関連計画

① 北広島市総合計画

本市では、まちづくりの基本的な方向を示すものとして、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする北広島市総合計画（第6次）を令和2年度に策定しました。

北広島市総合計画（第6次）は、まちづくりのテーマを「自然と創造の調和した豊かな都市」とし、めざす都市像を「希望都市」、「交流都市」、「成長都市」の３つと定めています。

都市像の実現に向けて基本目標を６つ定めており、それらは、1）ともに歩み笑顔が輝くまち、2）学び合い心を育むまち、3）だれもが安全に暮らせるまち、4）住みよい環境にかこまれたまち、5）活力みなぎる産業と交流のまち、6）つながり成長するまち、としています。

障がい者福祉施策については、その方向を、1）障がいへの理解を深めるための啓発や交流機会の充実、2）障がい者が地域で自立した生活を実現し、社会参加を促進するため、地域生活における必要な各種サービスの提供と就労への支援、3）ノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、あらゆる悩みや相談に対応する相談体制の充実、4）あらゆる障がい特性に対応した社会資源の整備、5）成年後見制度の活用や障がい者への虐待の防止など、障がい者の権利擁護の推進、としています。

② 障害者基本計画（第５次）

国は、障害者基本法に基づく計画として、令和5年度から令和9年度までのおおむね5年間に講じるべき施策の基本的方向を定めた障害者基本計画(第5次)を令和4年度に策定しました。

この計画では、障害者基本法における、1）地域社会における共生等、2）差別の禁止、3）国際的協調、の3条項を基本原則としています。

施策推進の基本方針として、1）条約の理念の尊重及び整合性の確保、2）共生社会の実現に資する取組の推進、3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、4）障害特性等に配慮したきめ細かい支援、5）障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進、6）ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進、の6つの横断的な視点を取り上げています。

分野別施策については、1）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、2）安全・安心な生活環境の整備、3）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、4）防災、防犯等の推進、5）行政等における配慮の充実、6）保健・医療の推進、7）

自立した生活の支援・意思決定支援の推進、8）教育の振興、9）雇用・就業、経済的自立の支援、10）文化芸術活動・スポーツ等の振興、11）国際社会での協力、連携の推進、の 11 分野について基本的な方向を示しています。

③ 第１期ほっかいどう障がい福祉プラン

北海道は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく都道府県障害福祉計画を統合し、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第１期ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定しているところです。

この計画は、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととしています。

計画の推進に向けた推進項目について、1）北海道障がい者条例の施策の推進、2）地域生活の支援体制の充実、3)自立と社会参加の促進、4）バリアフリー社会の実現、の4点を掲げています。具体的には、1）権利擁護の推進、2）障がいのある人が暮らしやすい地域づくり、3）就労支援施策の充実・強化、4）相談支援体制・地域以降支援の充実、5）サービス提供基盤の整備、6）保健福祉・医療施策の充実、7）多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上、8）障がい児支援の充実、9）発達障がい者や在宅の障がいのある人等への支援、10）自立と社会参加の促進・取組定着、11）北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進、12）安全確保に備えた地域づくりの推進、の12点を掲げています。

５　アンケート調査結果の概要

（１）　実施概要

①調査の目的

本計画の策定にあたって実施した2種類のアンケート調査は、障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するとともに、計画策定や施策推進に役立てることを目的としています。

１　福祉に関するアンケート調査
２　障がい支援計画策定に向けた市民意識調査

②調査の概要

○ 調査対象

１　福祉に関するアンケート調査
　市内在住の 65 歳未満の障がい福祉サービス等利用児者 692 人および市内在住の 65 歳未満の障害者手帳所持者のうち障がい福祉サービス等未利用児者 291 人（無作為抽出） 計 983 人

２　障がい支援計画策定に向けた市民意識調査
　18 歳以上 65 歳未満の市民（無作為抽出）　　696 人

○ 調査期間

１・２ともに令和 5 年 7 月 27 日～8 月 24 日

○ 調査方法

１　郵送による調査票の配付・回収
２　郵送による案内文の配布、オンラインフォームからの回答

③回収状況

種別		配付数	回収数	回収率
1	福祉に関するアンケート調査	983 票	451 票	45.9%
2	障がい支援計画策定に向けた市民意識調査	696 票	260 票	37.4%

（２） 福祉に関するアンケート調査結果

①障がい理解の促進・権利擁護の推進について

Ⅰ　障害者差別解消法施行の認知度

障害者差別解消法施行の認知度は、「名前も内容も知らない（51.7%）」が最も高く、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない（29.3%）」と続いています。

年齢別では、全体と比べ、「名前も内容も知っている」は「30 代（17.1%）」が高く、「60 歳以上（7.1%）」が低くなっています。

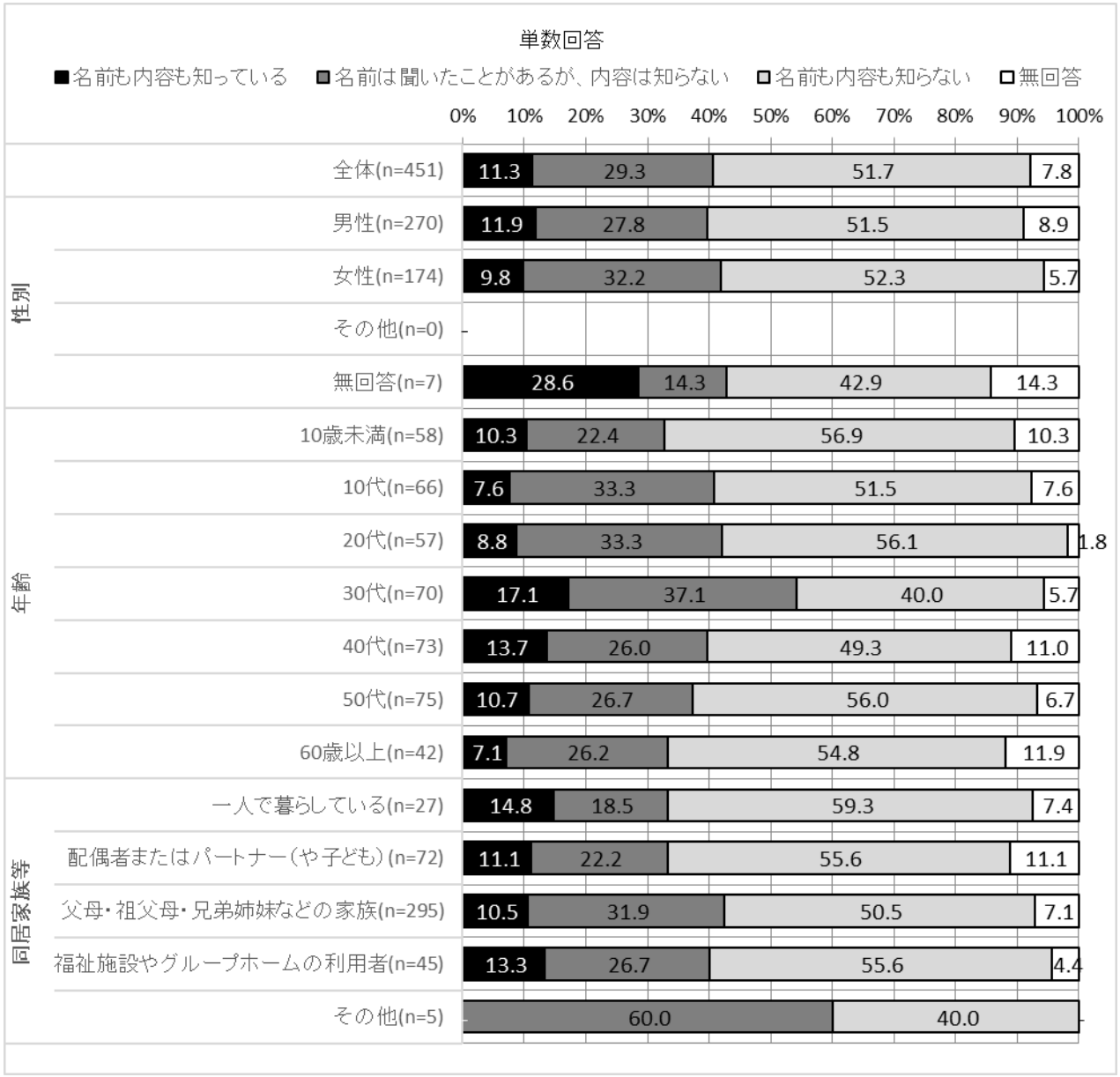

Ⅱ　障がいがあることへの差別体験

障がいがあることへの差別体験は、全体では、「ない（48.6%）」が最も高く、「ある（24.2%）」と続いています。

年齢別では、全体と比べ、「ある」は「60歳以上（9.5%）」が低くなっています。

同居家族別では、全体と比べ、「ある」は「配偶者またはパートナー（や子ども）(12.5%)」、「福祉施設やグループホームの利用者（13.3%）」が低くなっています。

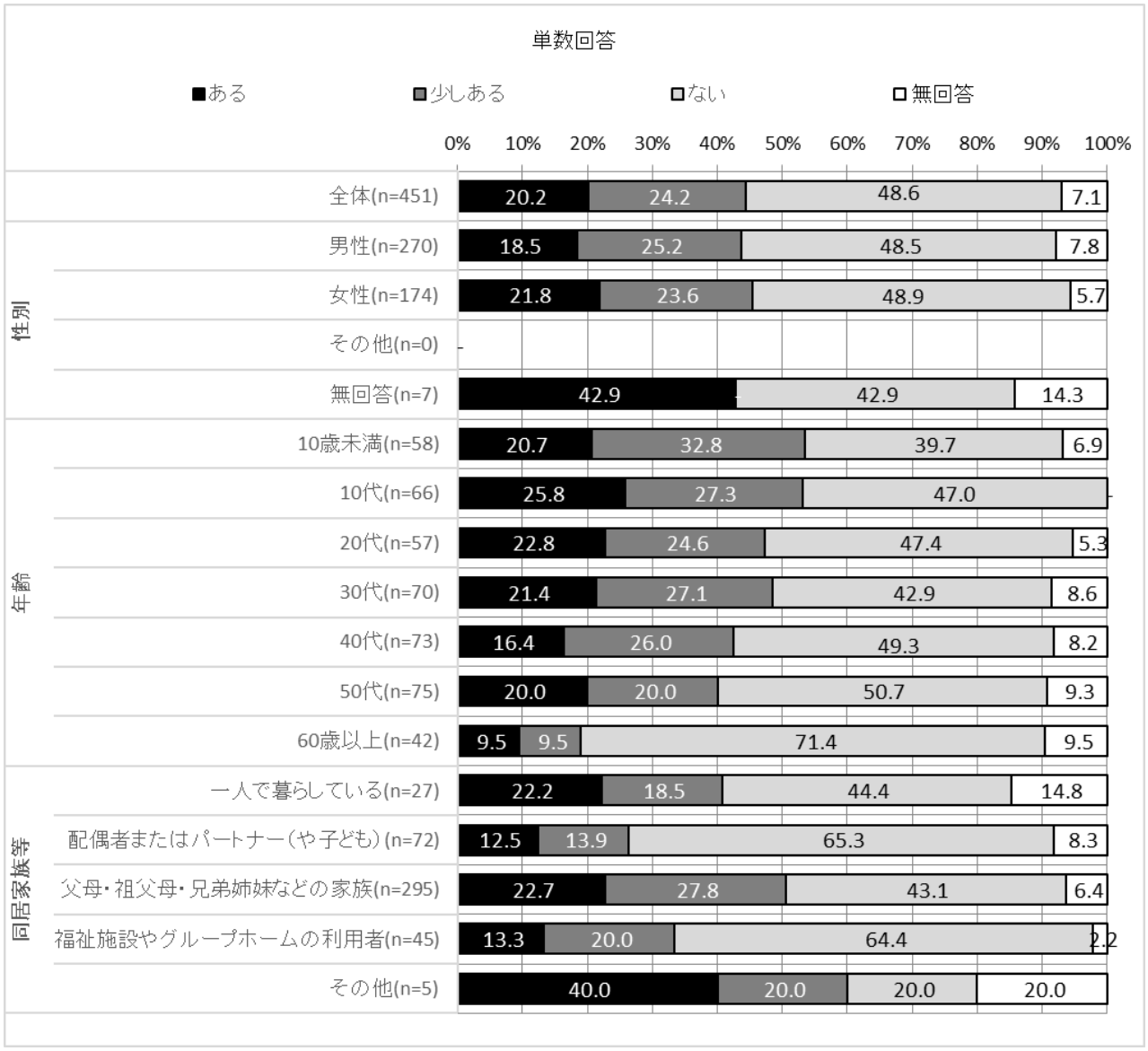

Ⅲ　成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、全体では、「名前も内容も知っている（32.8%）」が最も高いものの、各選択肢はほぼ拮抗しています。

同居家族別では、全体と比べ、「名前も内容も知っている」は「配偶者またはパートナー（や子ども）（38.9%）」が高くなっています。

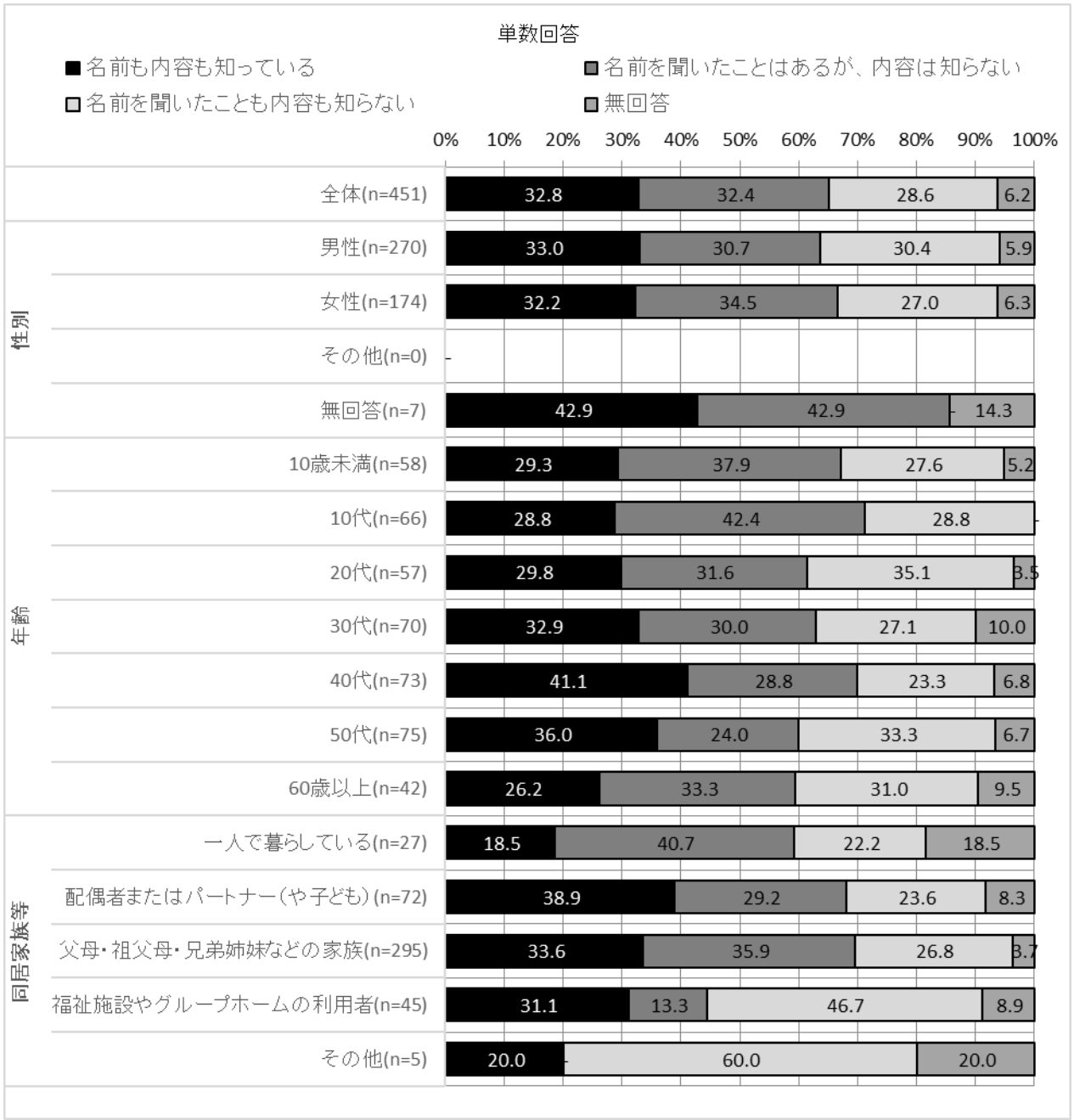

②福祉サービスや施策について

Ⅰ　安心して暮らしていくために必要なこと

安心して暮らしていくための必要なことは、全体では、「障がい者が働きやすい職場の充実（56.7%）」が最も高く、「地域や職場などの障がいへの理解（53.3%）」、「生活の困りごとに対応する相談窓口の充実(35.0%)」と続いています。

年齢別では「緊急時に利用できるショートステイ」が「7～12 歳(48.0%)」、「13 歳～15 歳(69.2%)」で高くなっています。

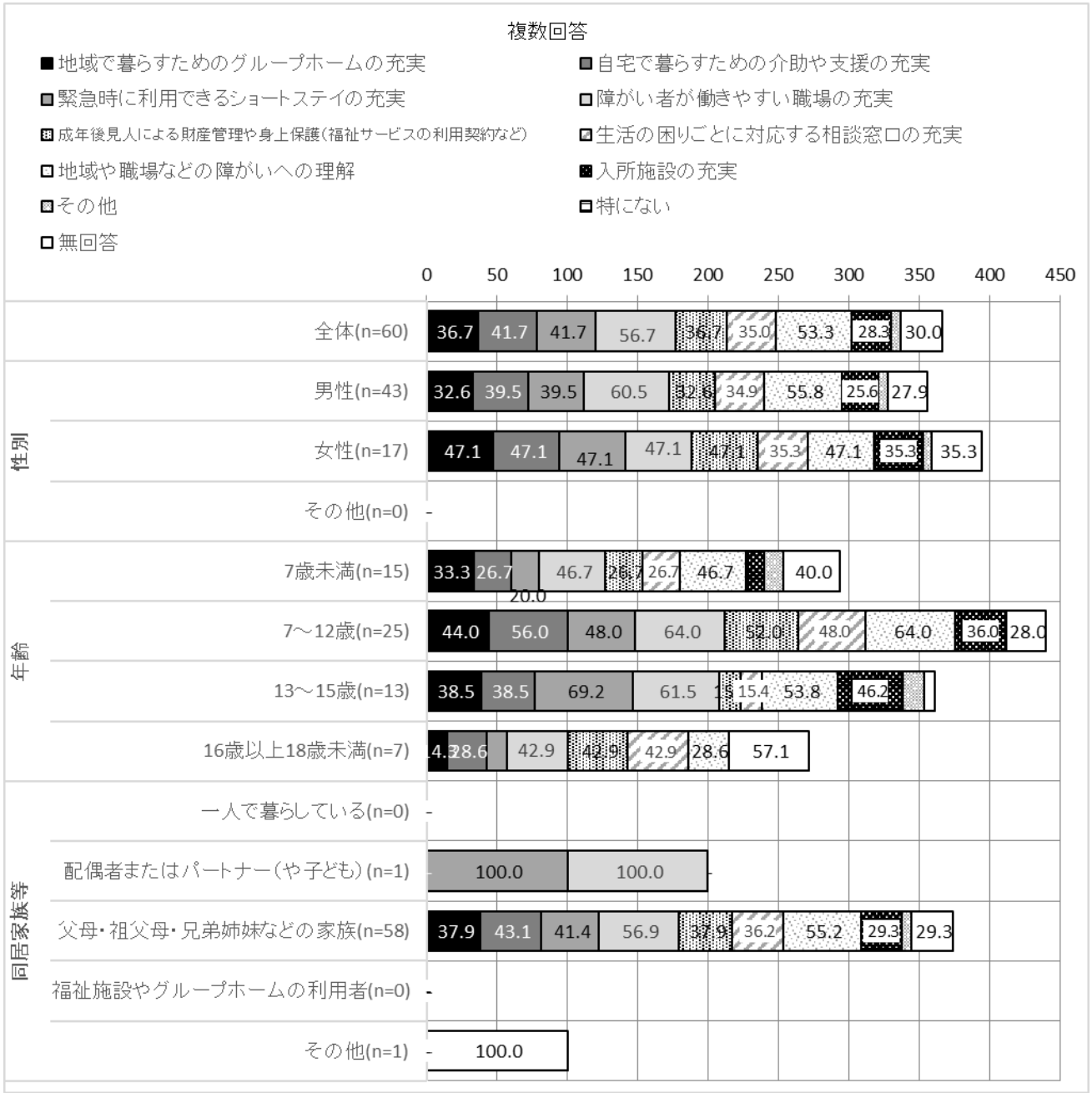

Ⅱ　現在利用しているサービス

利用サービスは、全体では、「計画相談支援（31.2%）」が最も高く、「就労継続支援（A型、B型）（29.8%）」「放課後等デイサービス（24.1%）」と続いています。

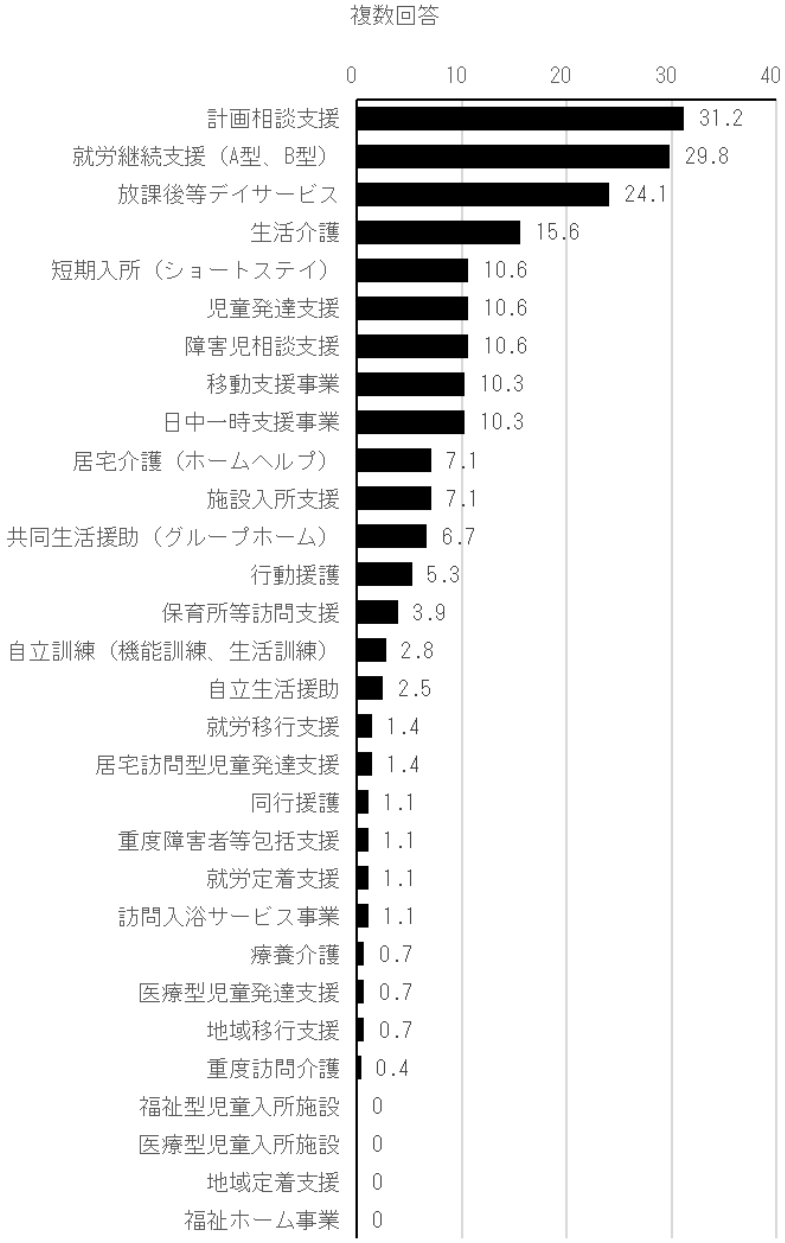

Ⅲ　現在利用中のサービスへの満足度

利用サービスの満足度は、全体では、「満足している（45.4%）」が最も高く、「どちらかといえば満足している（36.9%）」と続いています。

年齢別では、全体と比べ、「満足している」と回答した方の割合について、「30代（31.0%）」が最も低くなっています。また、年齢の上昇に伴い、30代以下は減少しているのに対して、30代以上は増加傾向にあります。

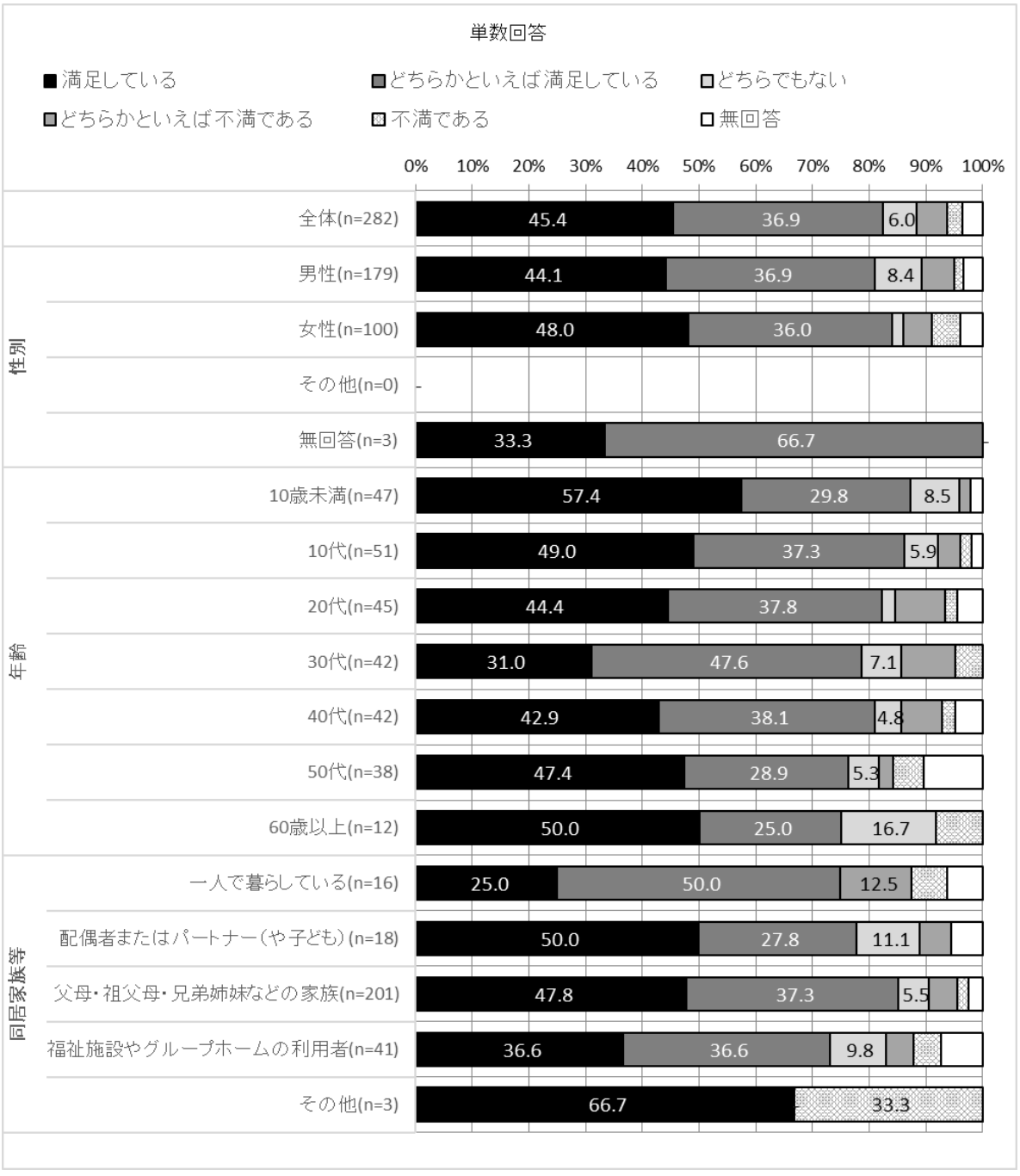

Ⅳ　今後利用したいと思う障がい福祉サービス

今後の希望サービスは、全体では、「計画相談支援（31.0%）」が最も高く、「就労継続支援（A型、B型）（28.5%）」、「放課後等デイサービス（21.5%）」と続いています。

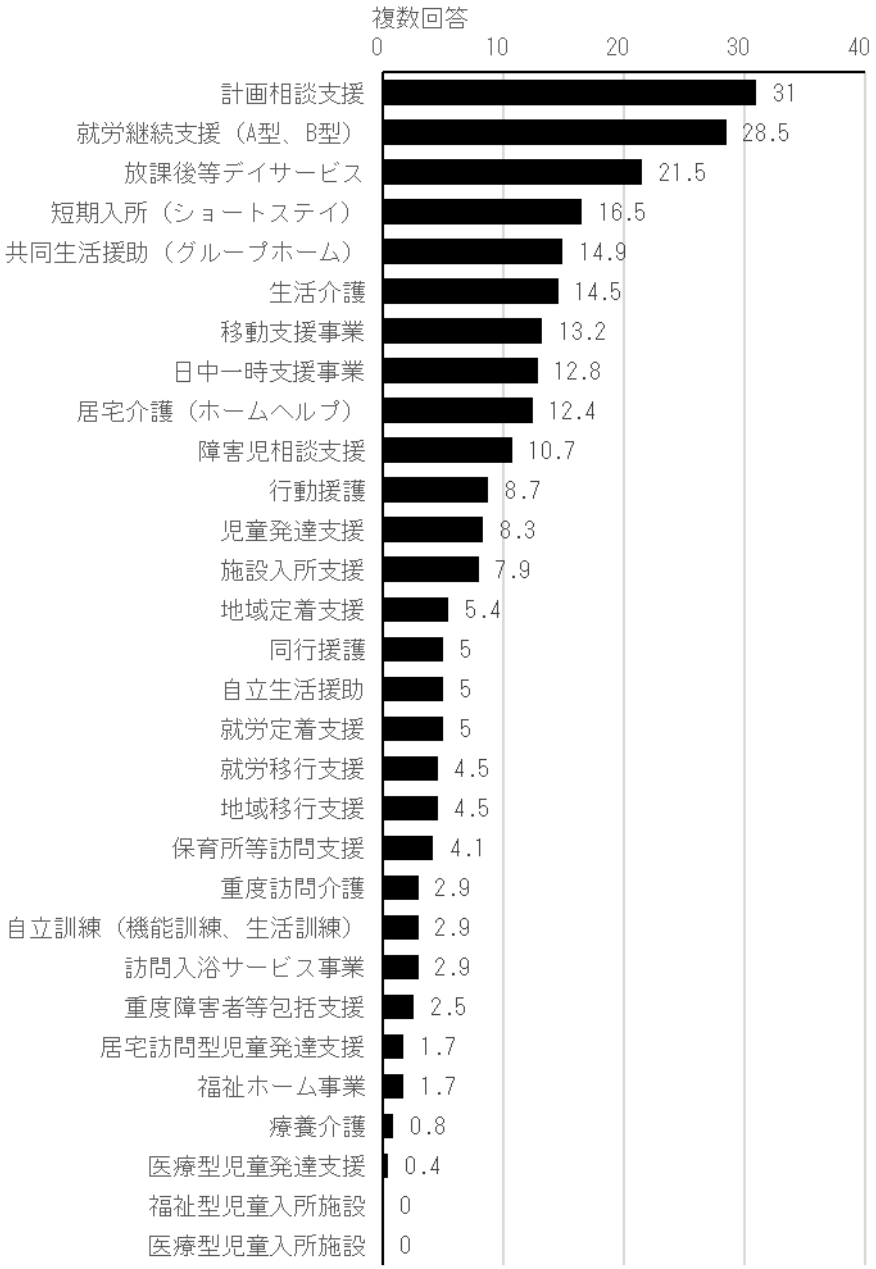

Ⅴ　地域で生活するのにあればよい支援

地域で生活するための希望支援は、全体では、「経済的負担の軽減（51.4%）」が最も高く、「相談窓口や相談支援などの充実（45.2%）」、「就労の場の確保（42.6%）」と続いています。

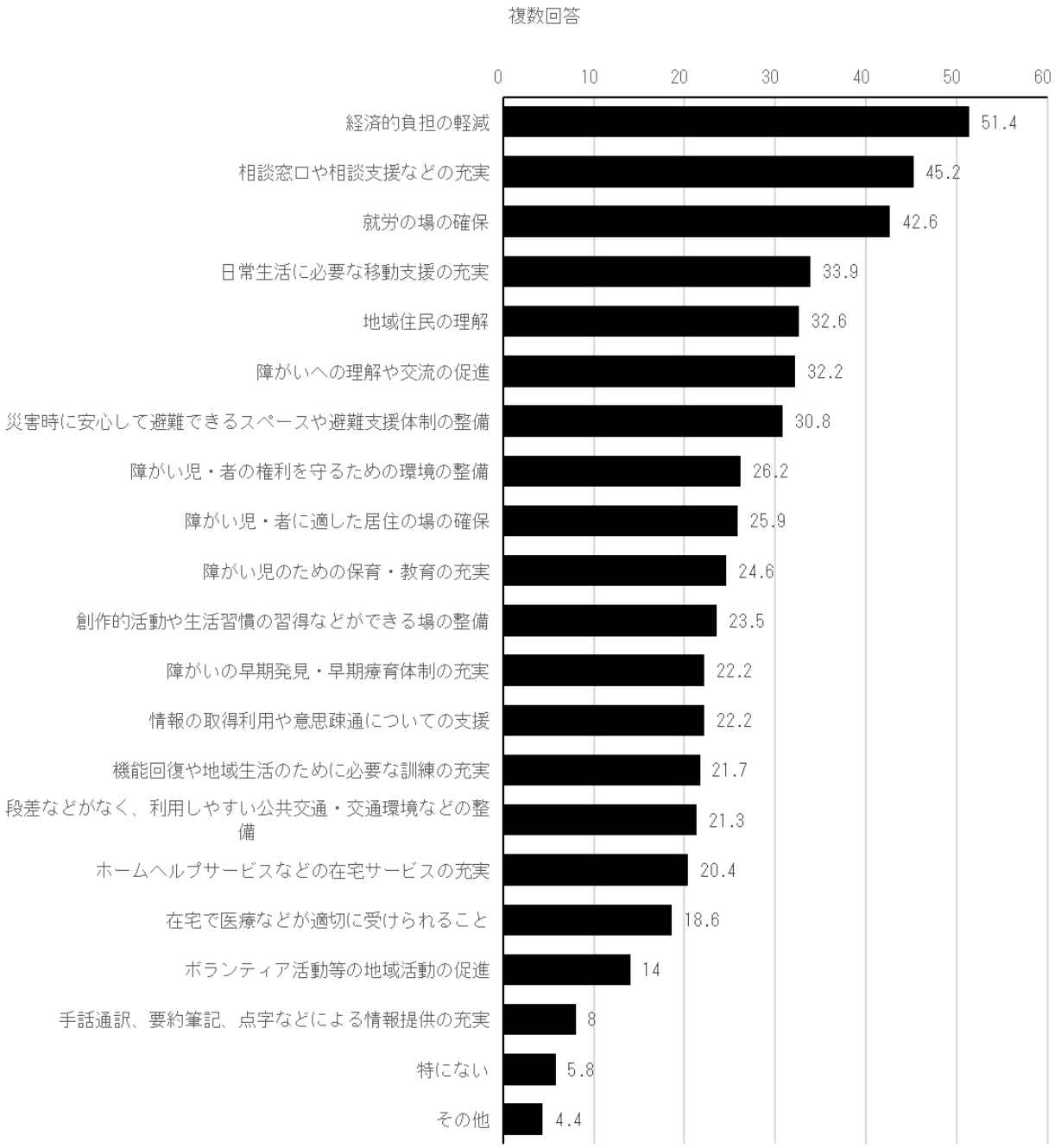

Ⅵ　障がい・福祉サービスなどの情報入手経路

障がい・福祉サービスなどの情報入手経路は、全体では、「施設や事業所の職員（32.8%）」が最も高く、「家族や親せき、友人・知人（30.2%）」、「インターネット（27.7%）」、「行政機関の広報誌（19.1%）」、「病院の医師や看護師・ケースワーカー（15.7%）」と続いています。

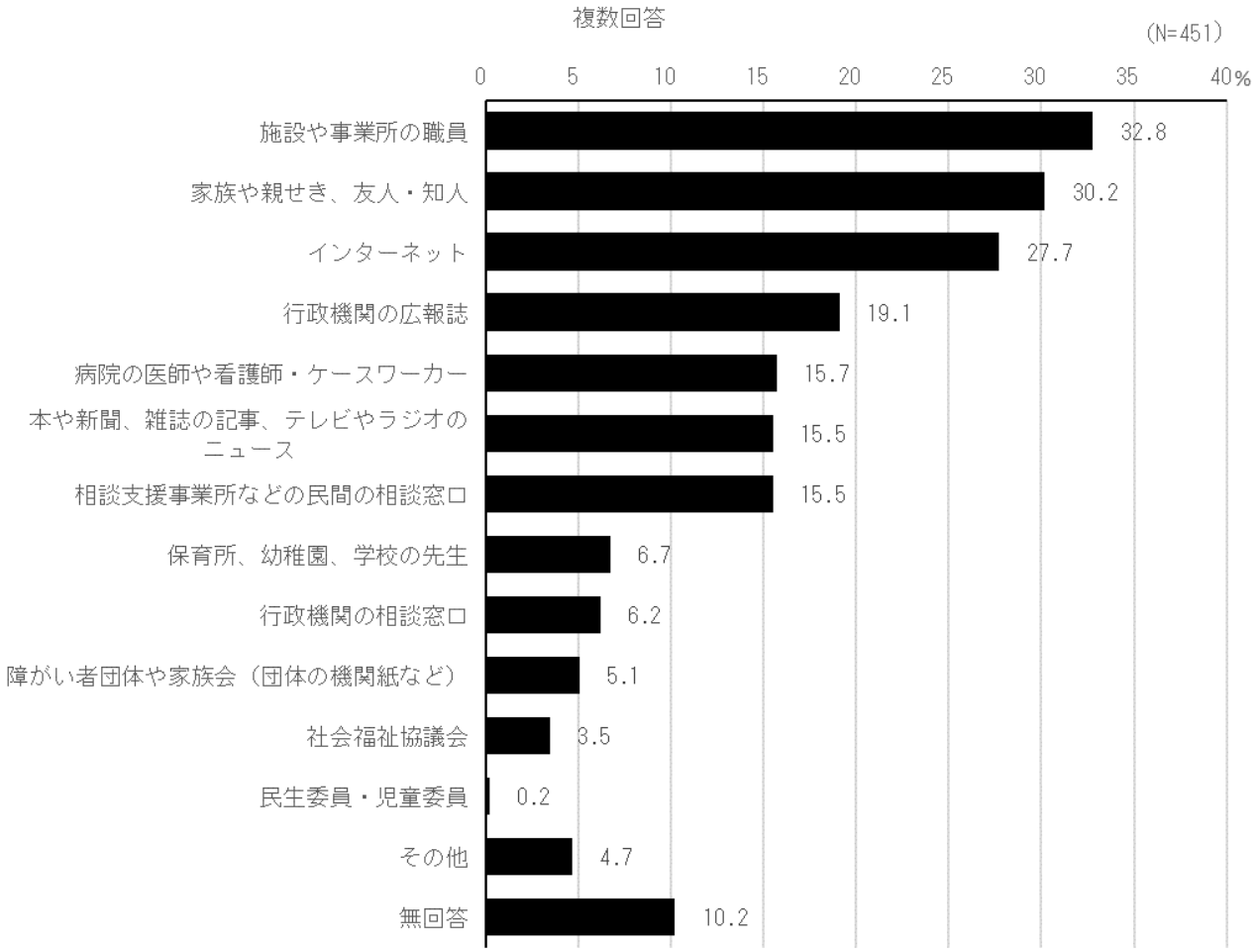

③就労支援、社会参加について

Ⅰ　主な外出目的

主な外出目的は、全体では、「通勤・通学・通所（72.0％）」、「買い物に行く（65.7％）」が最も高く、「医療機関への受診（47.7％）」と続いています。

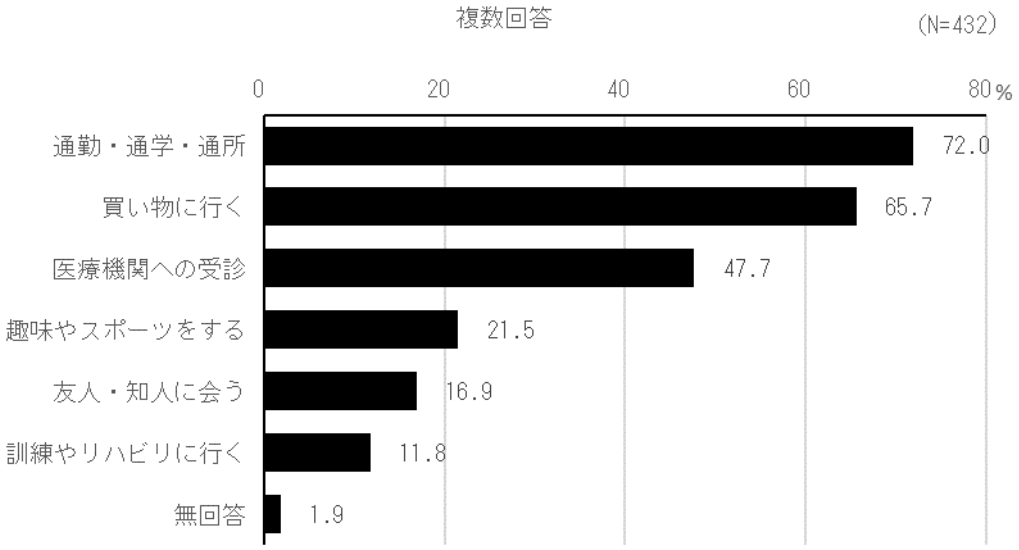

Ⅱ　就労希望

現在収入を得る仕事についていない人を対象に尋ねたところ、収入を得るための就労希望は、「仕事をしたい（51.4%）」が「仕事はしたくない、できない（37.0%）」よりも高くなっています。

年齢別ではおおむね若年層ほど就労を希望する割合が高くなっています。

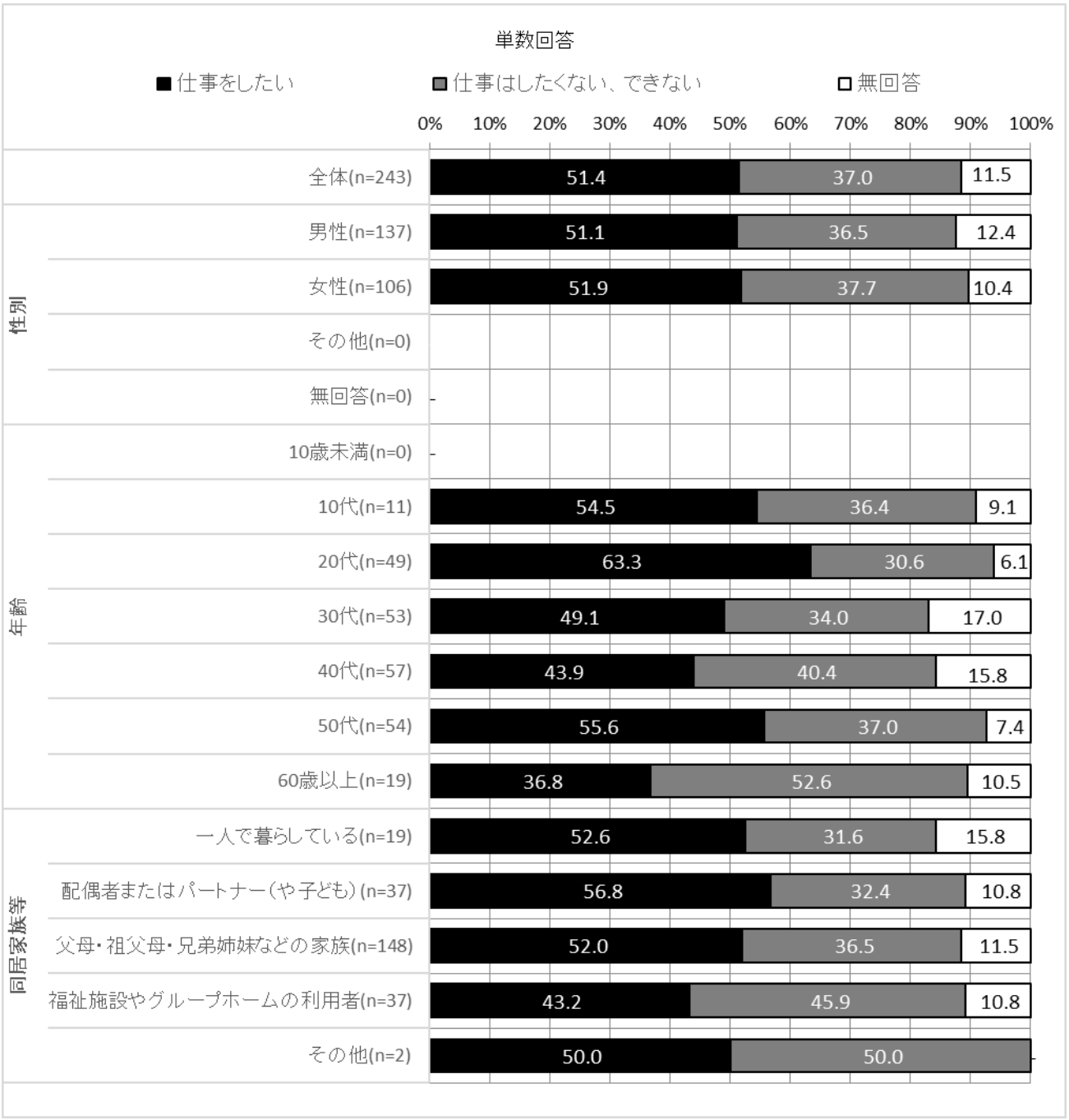

Ⅲ　必要と思われる障がい児・者の就労支援

必要と思われる障がい児・者の就労支援は、全体では、「職場の上司や同僚の障がいへの理解（52.8%）」が最も高く、「会社・企業の障がいへの理解（52.3%）」「給与・賃金の充実（47.2%）」と続いています。

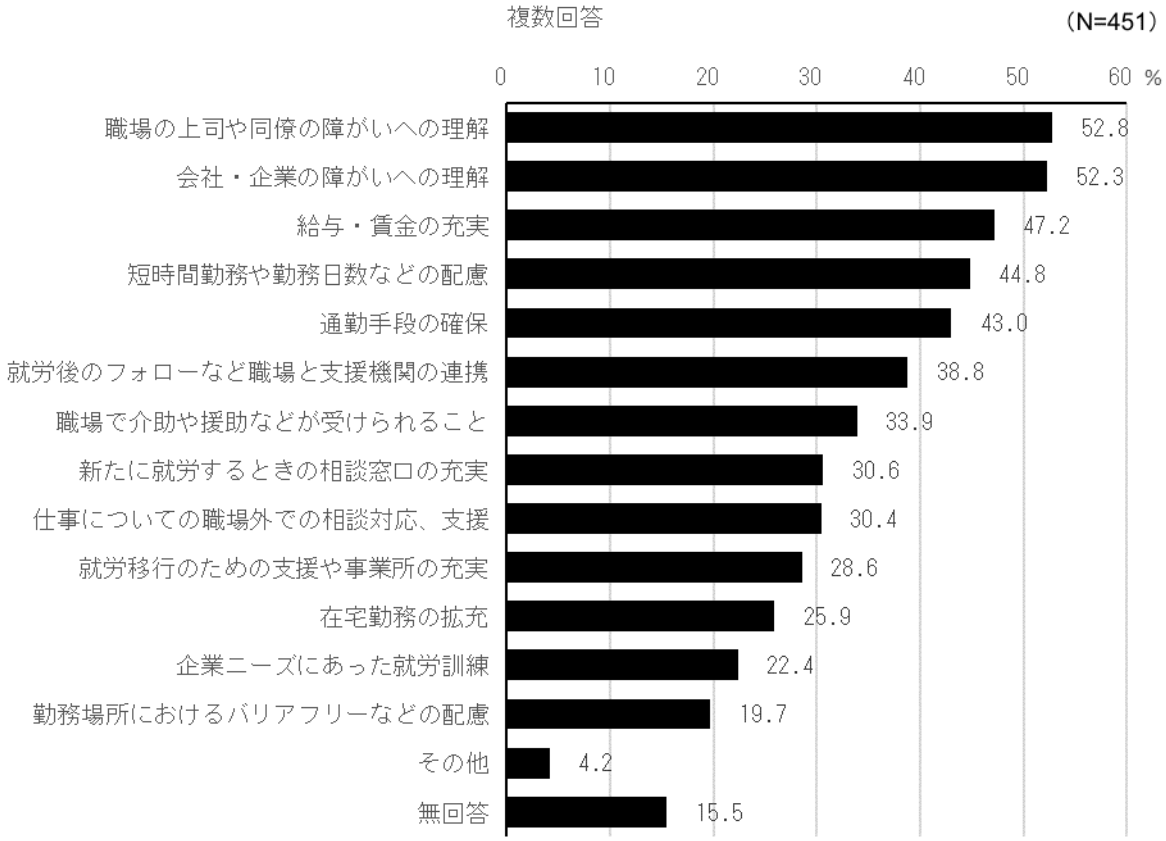

Ⅳ　外出する際の困りごと

外出する際の困りごとは、全体では、「公共交通機関が少ない（ない）（29.3%）」が最も高く、「困ったときにどうすればいいのか心配（27.7%）」、「外出にお金がかかる（23.7%）」と続いています。

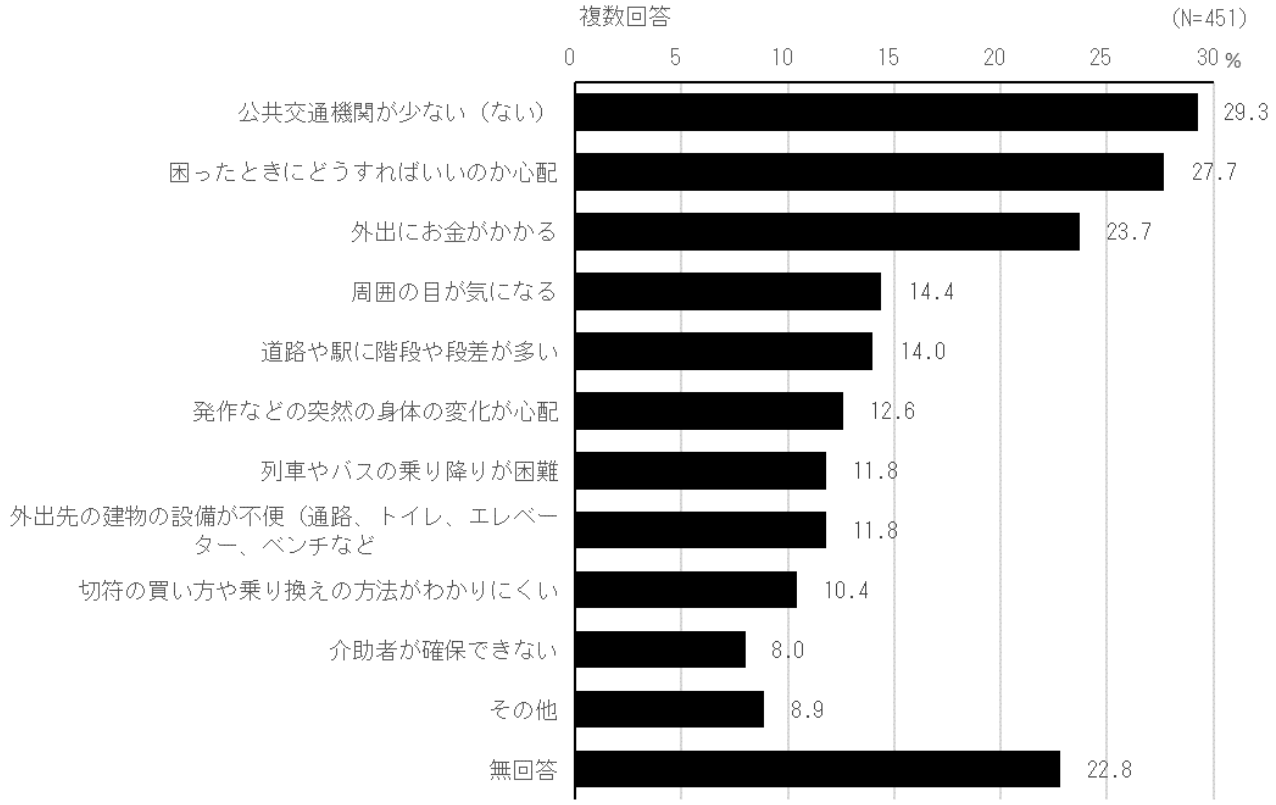

（３） 市民意識調査結果概要

①障がい理解の促進・権利擁護の推進について

Ⅰ　障がい児・者との交流

障がい児・者との交流状況は、全体では、「交流している人はいない（66.9%）」が最も高く、「職場で交流している（23.5%）」と続いています。

年齢別では、「40 代」で「職場で交流している（36.2%）」、「交流している人はいない（53.6%）」と他の年代に比べ交流の機会が多くなっています。

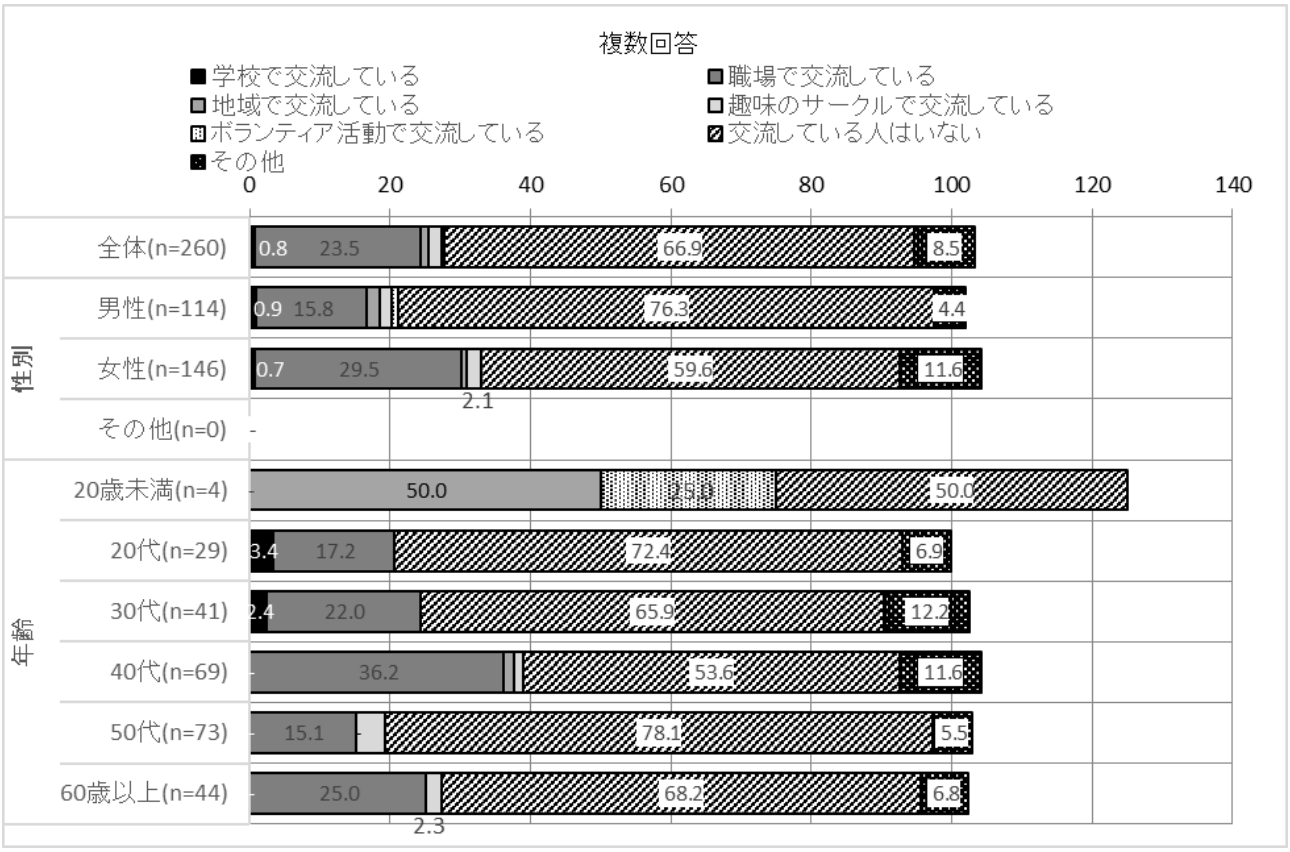

Ⅱ　障がい児・者を援助しなかった理由

障がい児・者を援助したことがないと回答した方を対象にその理由を聞いたところ、「たまたま機会がなかったから（82.4%）」が最も高く、「自分が何をすればよいかわからなかったから（18.6%）」、「特に理由はない（11.8%）」と続いています。

年齢別では、全体と比べ、「20 代」「30 代」で「専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから」が高くなっています。

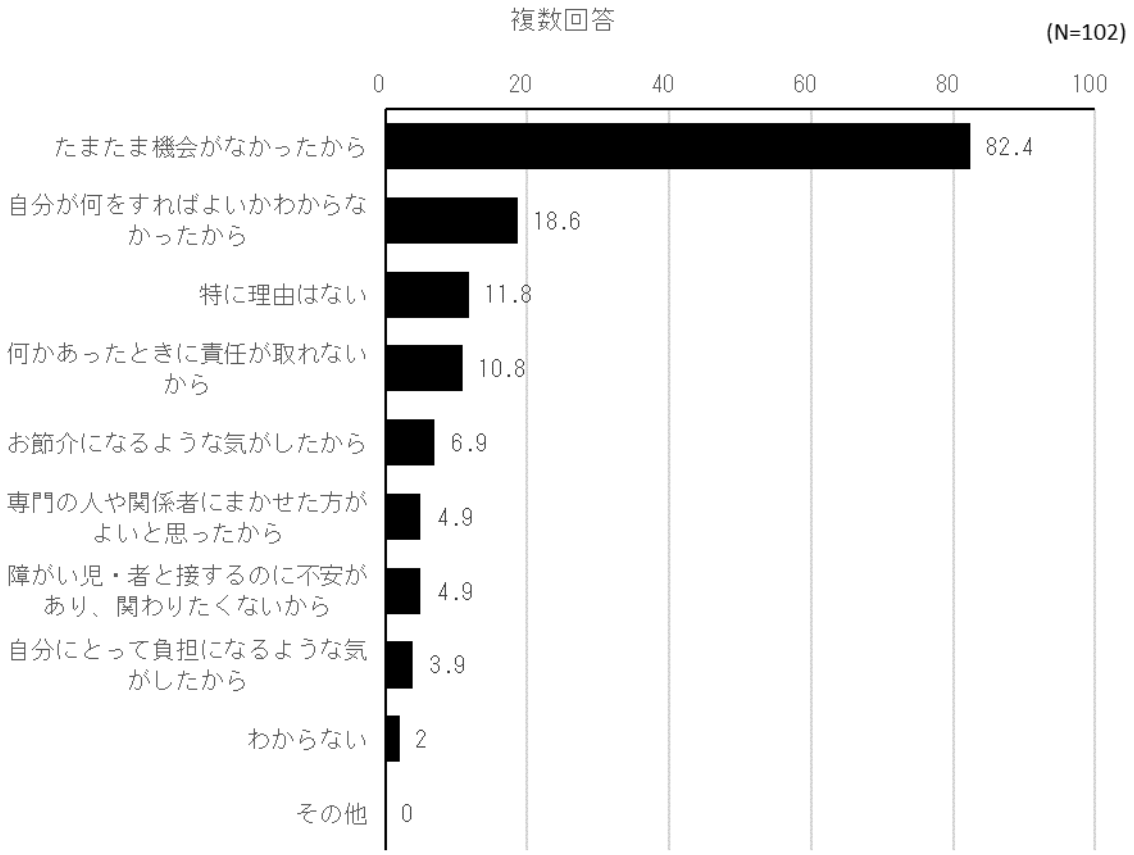

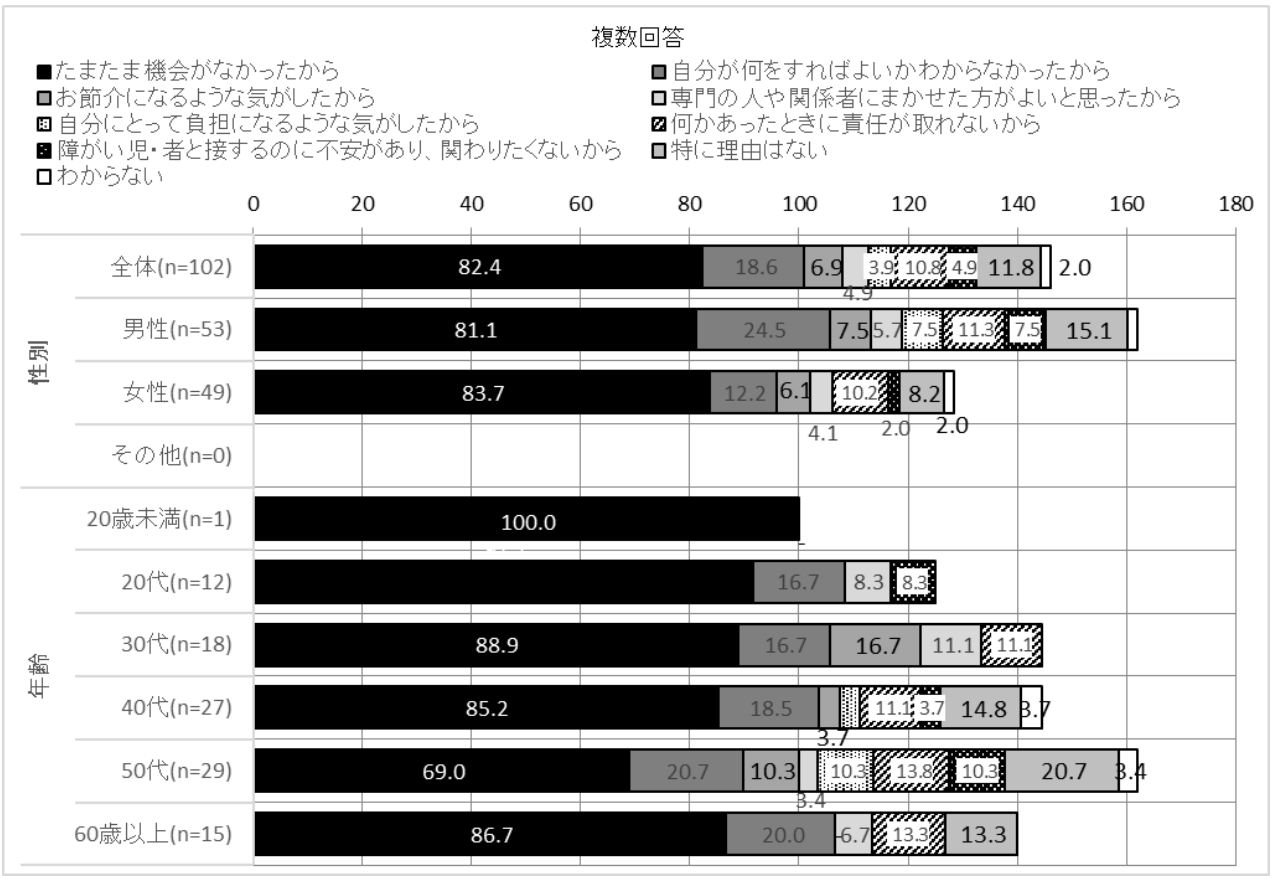
複数回答
■たまたま機会がなかったから
■自分が何をすればよいかわからなかったから
■お節介になるような気がしたから
■専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから
■自分にとって負担になるような気がしたから
■何かあったときに責任が取れないから
■障がい児・者と接するのに不安があり、関わりたくないから
■特に理由はない
■わからない
0 20 40 60 80 100 120 140 160 180
性別
全体(n=102) 82.4 18.6 6.9 3.9 10.8 4.9 11.8 2.0 4.9
男性(n=53) 81.1 24.5 7.5 5.7 7.5 11.3 7.5 15.1
女性(n=49) 83.7 12.2 6.1 10.2 8.2 4.1 2.0 2.0
その他(n=0)
年齢
20歳未満(n=1) 100.0
20代(n=12) 16.7 8.3 8.3
30代(n=18) 88.9 16.7 16.7 11.1 11.1
40代(n=27) 85.2 18.5 11.1 3.7 14.8 3.7 3.7
50代(n=29) 69.0 20.7 10.3 10.3 13.8 10.3 20.7 3.4 3.4
60歳以上(n=15) 86.7 20.0 6.7 13.3 13.3

Ⅲ　ヘルプマークの認知度

ヘルプマークの認知度は、全体では、「意味も含めて知っている（44.2%）」が最も高く、「詳しい意味は知らないが、名前は聞いたことがある（33.8%）」と続いています。

年齢別では、全体と比べ、「意味も含めて知っている」は年齢層が高くなるに伴い低くなっています。

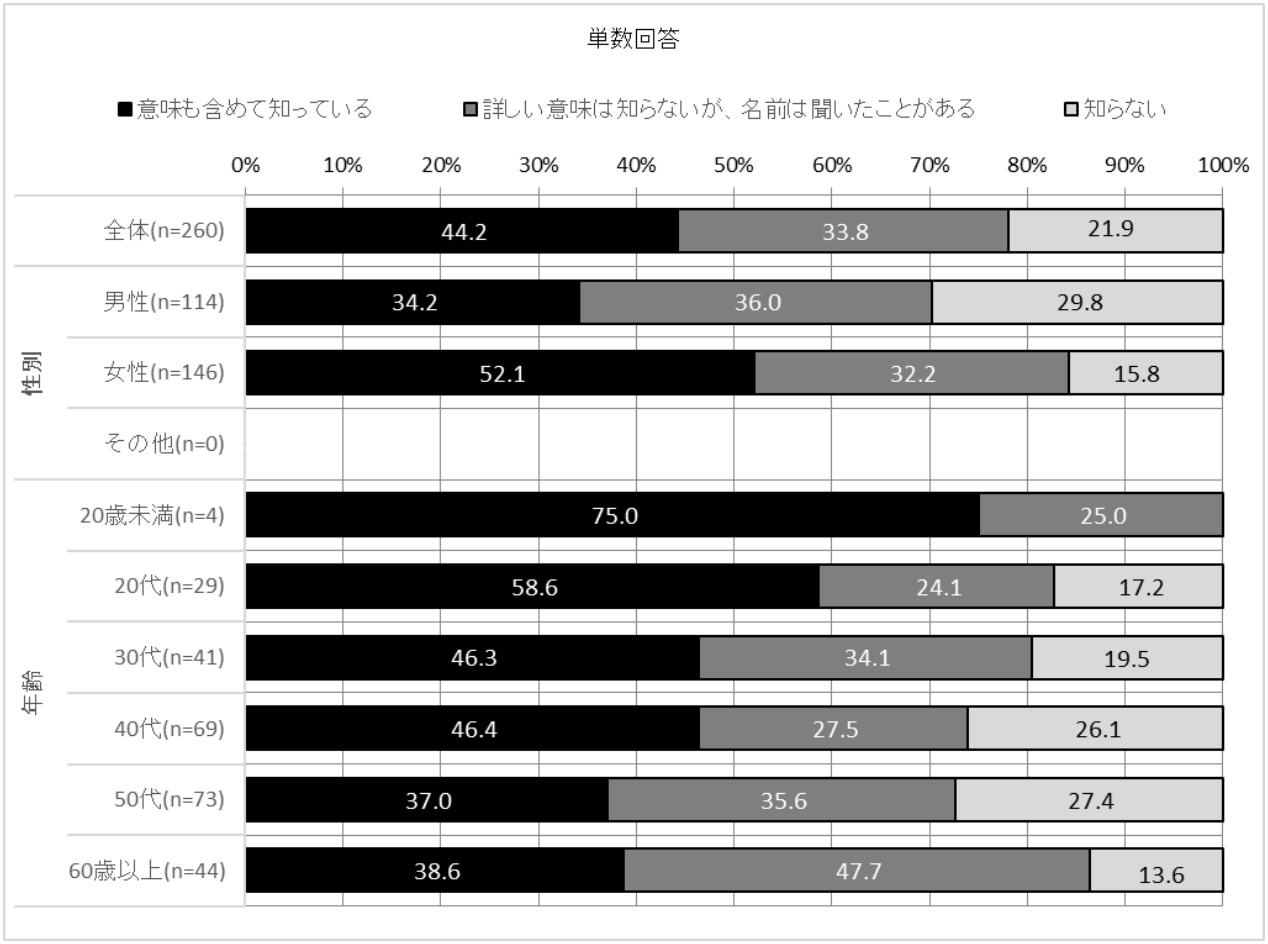

Ⅳ　ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度は、全体では、「意味も含めて知っている（66.5%）」が最も高く、「詳しい意味は知らないが、名前は聞いたことがある（20.4%）」と続いています。

年齢別では、全体と比べ、「意味も含めて知っている」は「20 歳未満（0%）」が低く、「60 歳以上（75.0%）」で高くなっています。

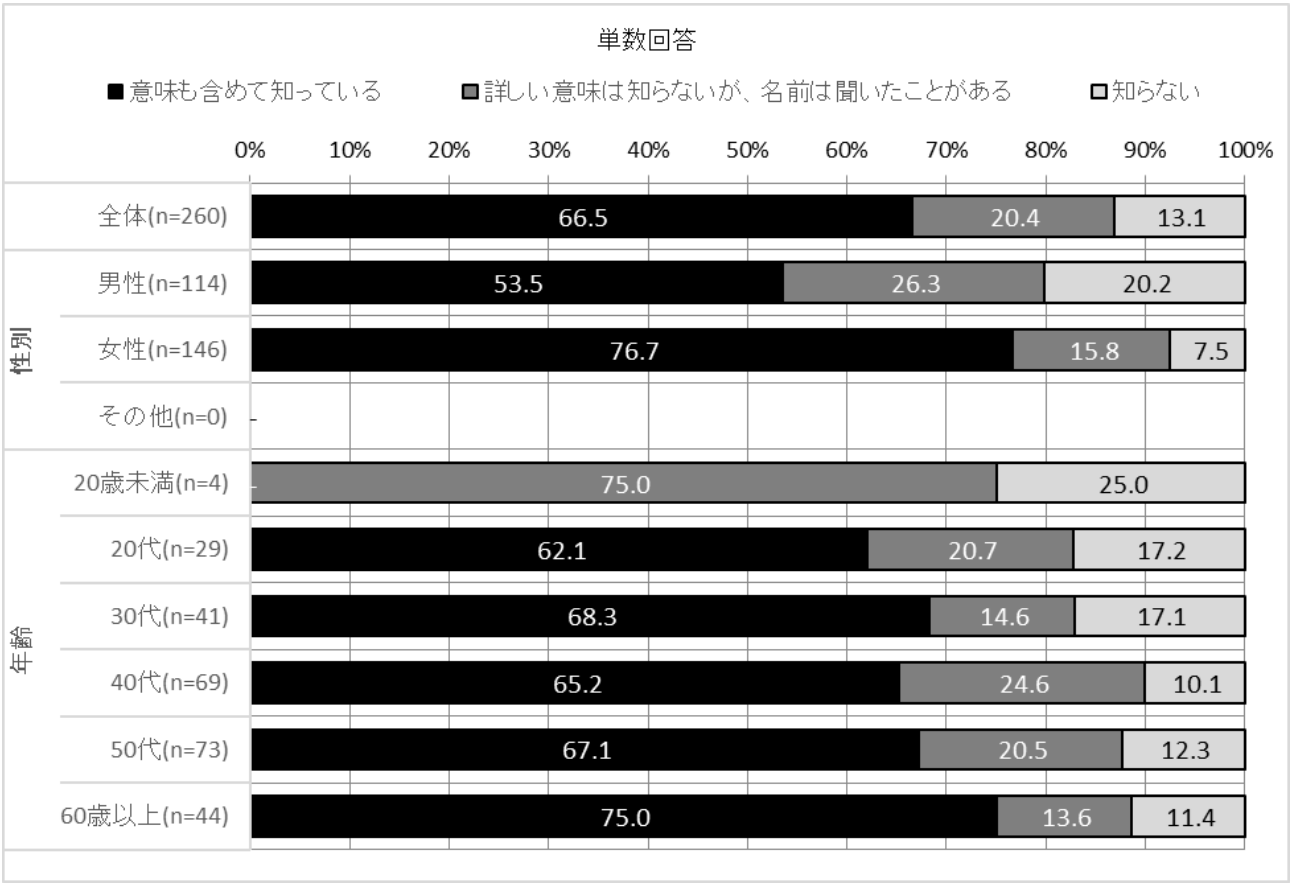

Ⅴ　事業者による合理的配慮の提供義務化の認知度

事業者による合理的配慮の提供義務化の認知度は、全体では、「名称も内容も知らない（60.8%）」が最も高く、「名称は知っているが、内容は知らない（27.3%）」と続いています。

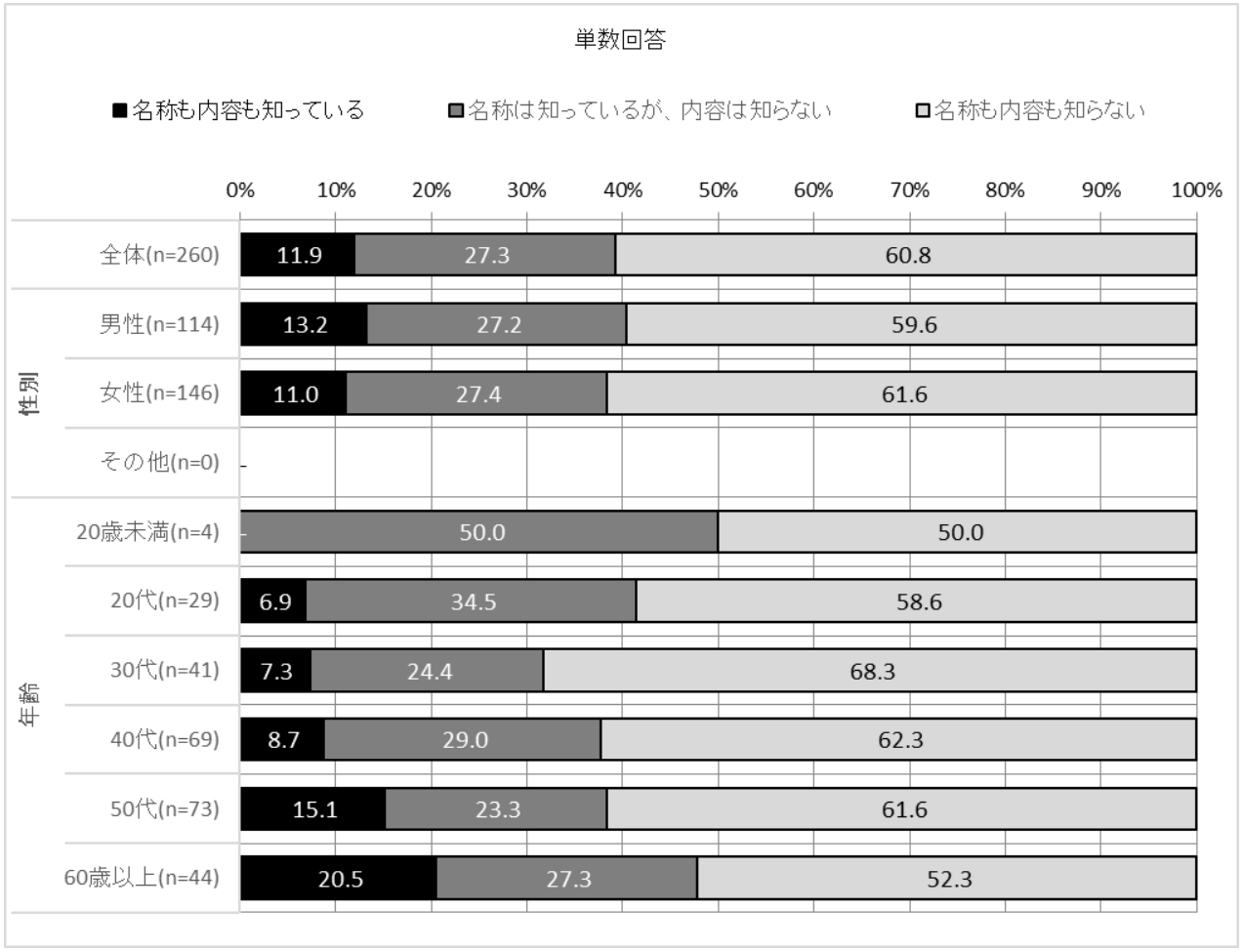

Ⅵ　社会の障がい児・者に対する差別・偏見の改善

社会の障がい児・者に対する差別・偏見の改善は、全体では、「少しずつ改善されている（59.4%）」が最も高く、「あまり改善されていない（17.3%）」と続いています。

年齢別では、全体と比べ、「あまり改善されていない」は「40 代（20.6%）」が高く、「20 歳未満（0%）」、「20 代（7.4%）」が低くなっています。

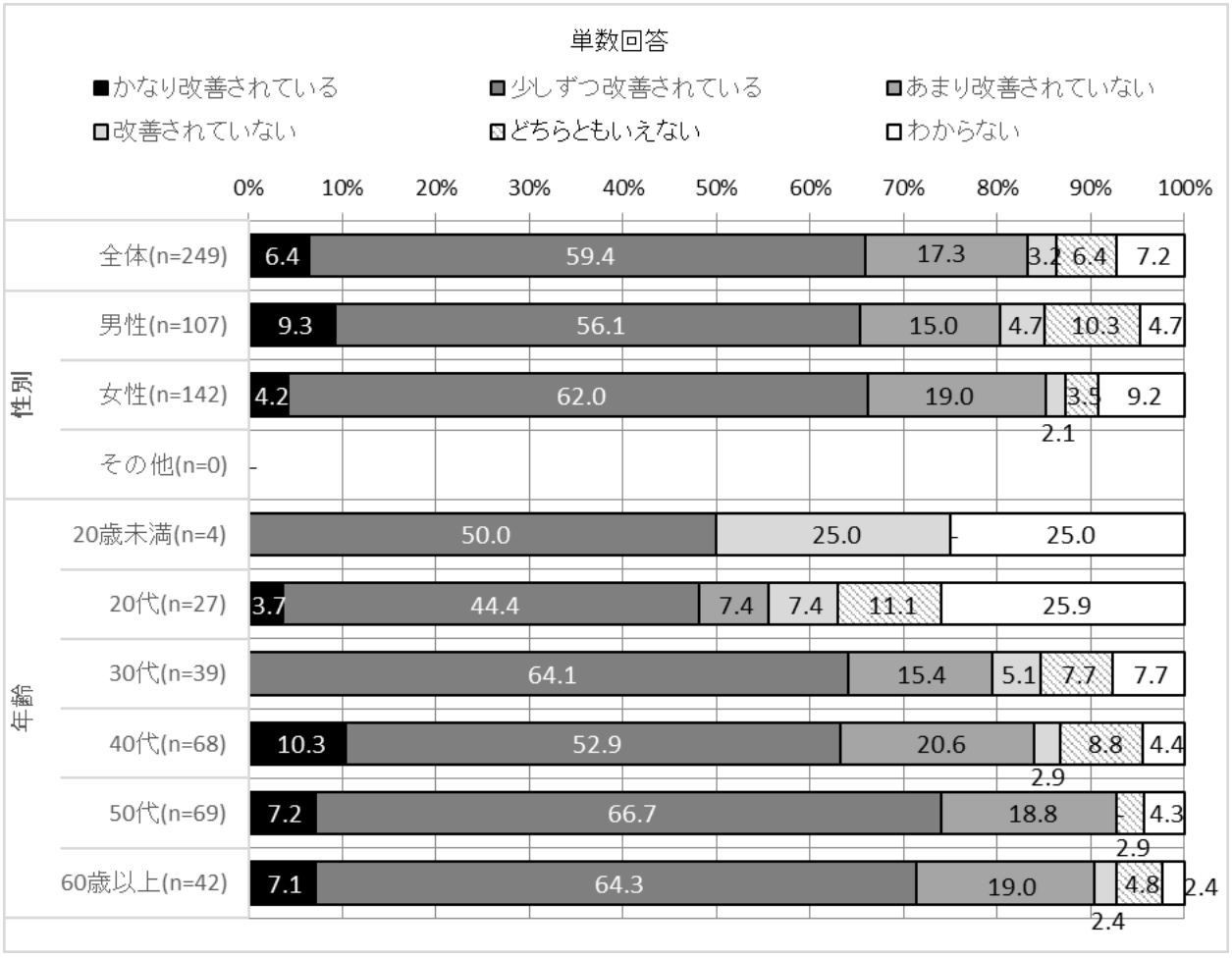

Ⅶ　社会の障がい児・者に対する対応・理解

社会の障がい児･者に対する対応･理解は､全体では､｢少し足りないと思う(48.8%)｣が最も高く、「全然足りないと思う（32.7%）」と続いています。

年齢別では、全体と比べ、「全然足りないと思う」と「少し足りないと思う」は、「50 代（87.6%）」と「60 代（86.3%）」が全体（81.5%）より高くなっています。

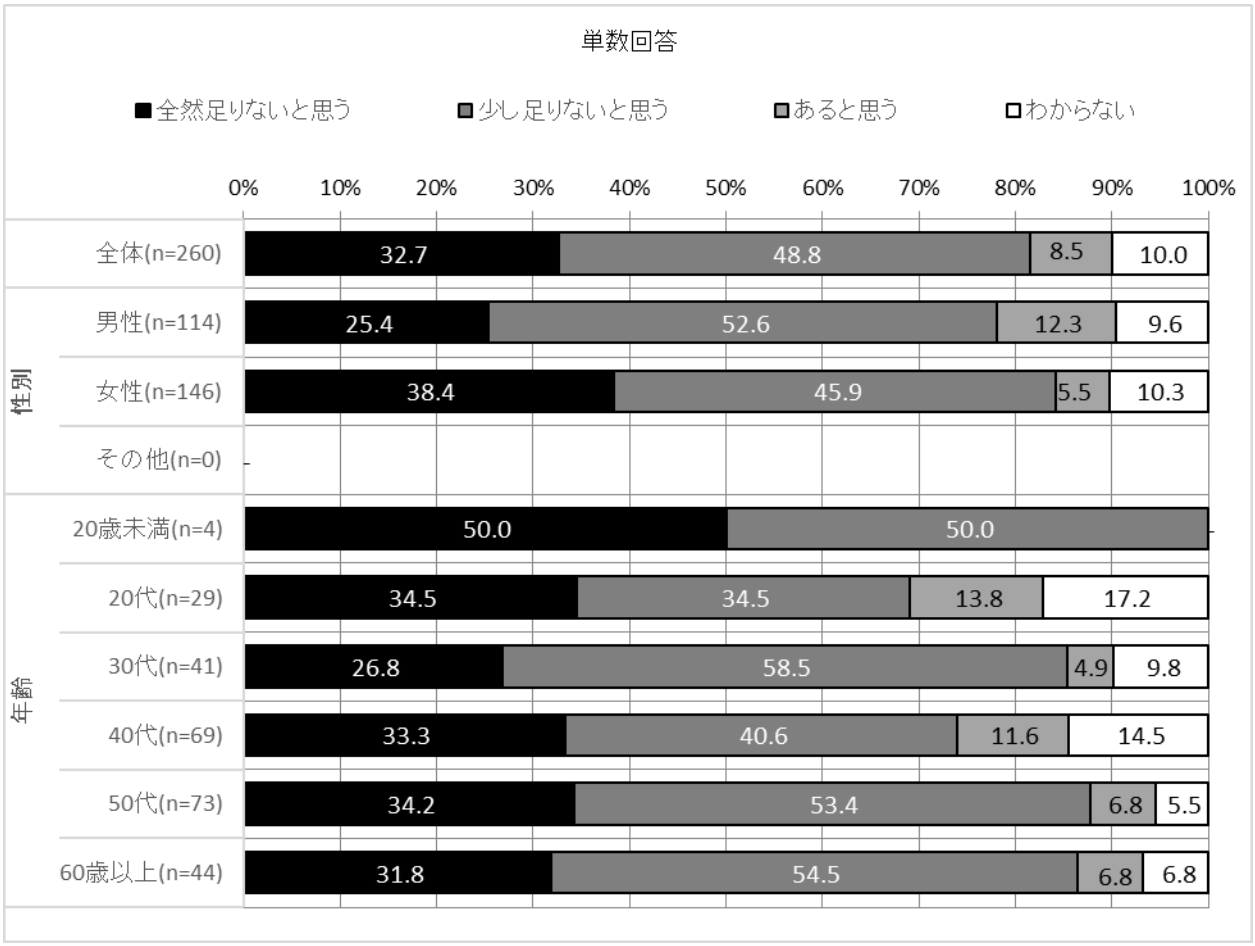

②福祉サービス・施策について

Ⅰ　障害福祉情報の主な入手経路

障がい福祉情報の主な入手経路は、全体では、「テレビ番組やCM（43.1%）」が最も高く、「新聞記事や広告（31.2%）」、「「広報北広島」等のお知らせ（22.3%）」と続いています。

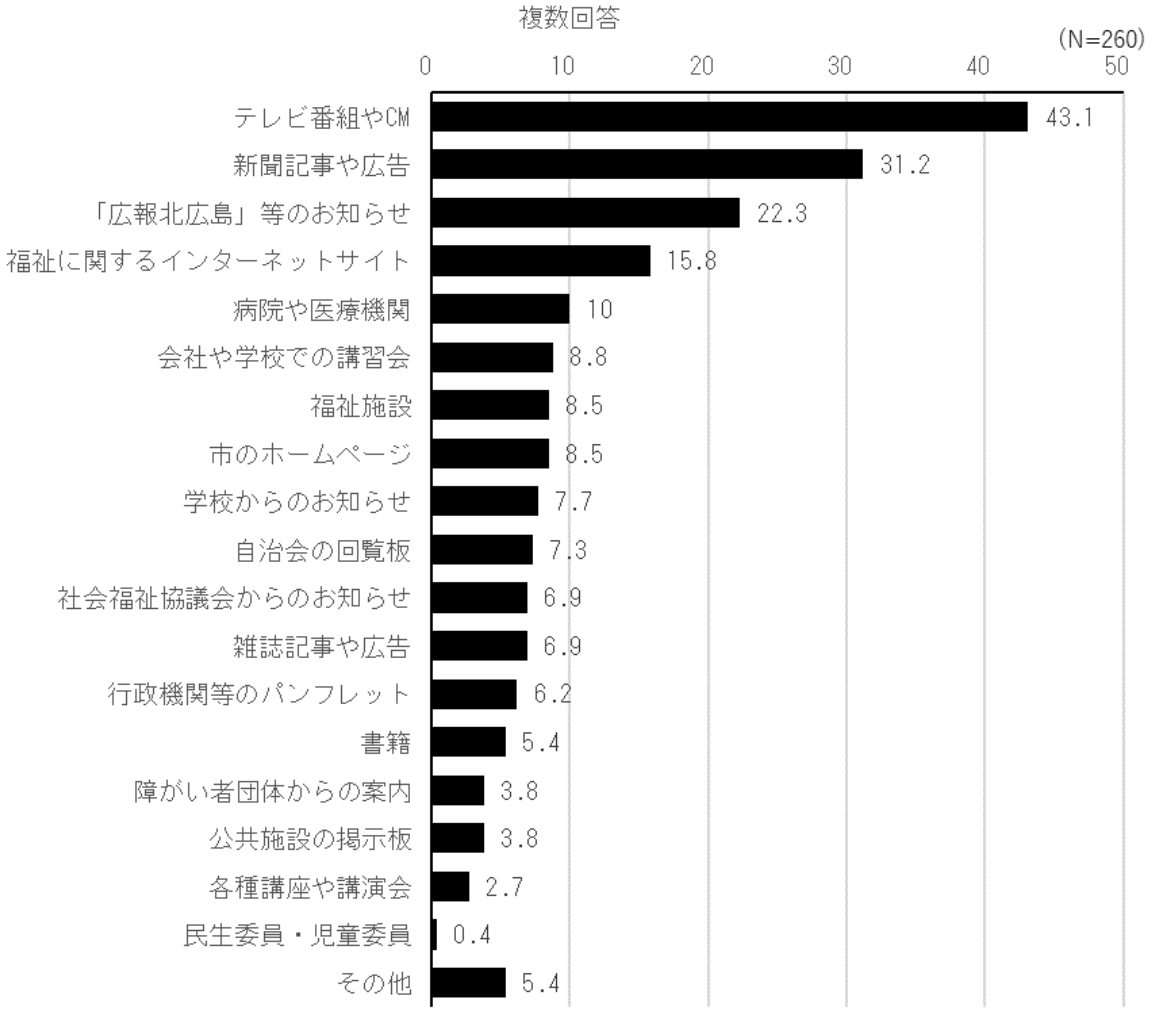

Ⅱ　ヤングケアラーに必要な支援

ヤングケアラーに必要な支援は、全体では、「子ども自身が相談しやすい窓口を設置すること（74.0%）」が最も高く、「ヤングケアラー全般について相談しやすい窓口を設置すること（64.7%）」と続いています。

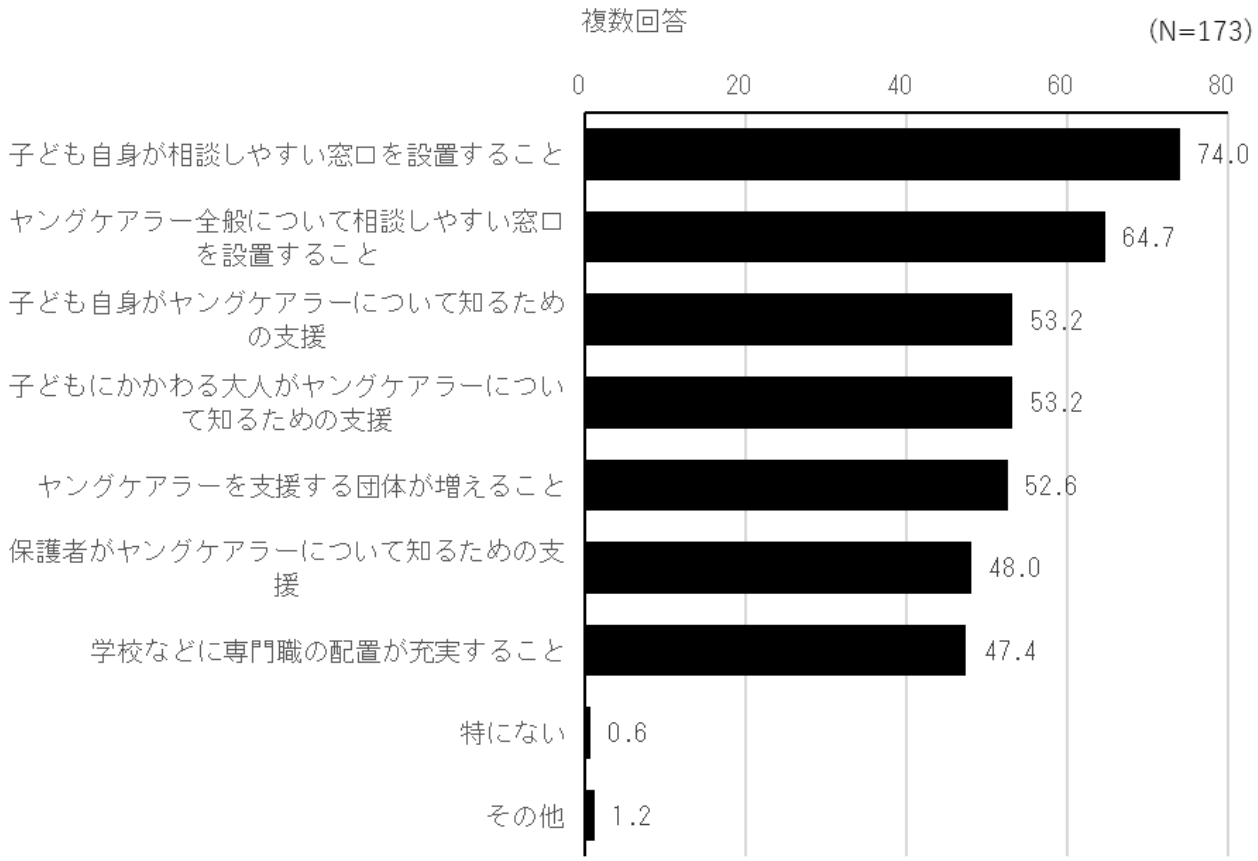

６　障がい福祉の課題

障がい福祉を取り巻く現状を踏まえ、福祉に関するアンケート調査と市民意識調査の結果から、本市における障がい福祉に関する課題を 6 つの視点から整理します。

①障がい理解の促進、権利擁護の推進

障がいの認知度や、共生社会、ヘルプマーク・カード、ヤングケアラー等について知っている人が前回調査時から向上しており、障がいへの理解・関心は高まっています。

一方で、障がいへの理解が足りないという回答が増加しているほか、障がいを理由とした差別の経験がある方も微増しており、認知度の向上に伴う問題意識が強くなったが、状況の改善にはまだ課題があると考えられます。

これらを踏まえ、障がい者の社会参加や就労促進、さらに障がい者が地域で安心して暮らすためには、障がいに係る制度や取組、障がいそのものに対する理解促進を図ることが重要であり、市民や障がい者団体等と連携しながら、継続的に取り組む必要があります。

②総合的な相談体制の充実・強化

福祉に関するアンケート調査結果から、地域で生活するために必要な支援として相談窓口や相談支援などの充実の需要が高く、市民アンケートにおいてもヤングケアラーに必要な支援として、相談窓口が最も必要とされていることがわかりました。一方で情報源として行政機関の相談窓口を活用する人は少なく、周知や活用方法の検討が必要となります。

個々の障がい児・者やその家族の様々なニーズに応じ途切れのない相談対応を図るため、福祉、医療、教育など幅広い分野の横断的な連携体制を強化するとともに、総合的、重層的な相談支援体制の充実が求められていることから、基幹相談支援センターの設置などの施策を行っていく必要があります。

③利用しやすい福祉サービスの提供・充実

利用中のサービスに係る満足度は高い水準にありますが、利用者のニーズは多様化していることから、より一層きめ細やかなサービス提供を図る必要があります。

また、医療的ケア児・者や重症心身障がい児・者等が利用する短期入所先の確保や障がいのある子どもの早期発見と成長に応じた発達を支援する体制の確保等、障がい児・者が地域で自立した生活を送るために、利用しやすい福祉サービスの提供・充実が求められています。

④就労支援の充実

今後必要な支援について、経済的負担の軽減や就労の場の確保の需要が高いほか、障がい児・者の中でも仕事をしたいという意向をお持ちの方が過半となっています。

障がい者が自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて就労先の確保、経済負担の削減、就労環境の整備、その就労に必要な知識や能力の習得に向けた支援も必要です。また、企業・地域の障がい理解を醸成する取組、柔軟な勤務形態が求められています。

⑤社会参加の促進

障がい児・者との接点を持たない市民が過半となっていますが、「たまたま機会がなかった」のほか、「自分が何をすればよいかわからなかった」、「専門の人や関係者に任せた方がよいと思った」という意見も多くみられ、交流機会の増加や障がい理解への促進が必要であることがわかります。

また、意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）の養成、学習や趣味活動の施設や設備、安心して利用できるバリアフリー対応の施設や設備など、障がい児・者が生きがいと誇りを持って暮らしていけるよう、必要な社会資源の整備やサービスの充実が求められています。

⑥福祉人材の確保

利用したいサービスとして、訪問による支援や昼間の生活の支援の需要が高い一方で、障がい児・者の介助者は家族に偏っており、福祉サービスを支える事業所における人材不足が顕著であるなど、福祉人材の確保・定着・養成が課題となっており、本市においても多様な取り組みが求められます。

第３章 北広島市障がい者福祉計画

１ 計画策定の目的および基本メッセージ

北広島市は、「すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目指し、北広島市総合計画や国および北海道の障害者基本計画等を上位計画として、障がい児・者の自立や社会参加の促進など、誰もが住みやすく、ともに支え合う地域社会づくりを目的とします。

また、これらの目的を達成するため、基本メッセージを『ともに生きよう ともに暮らしていくために』と設定します。

基本メッセージ

ともに生きよう ともに暮らしていくために

２ 基本理念

「１」に掲げる基本メッセージを支えるものとして、以下の基本理念を定めます。

＜基本理念＞

☆　障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援

☆　障がい種別によらない障がい福祉サービスの推進

☆　地域での自立生活を支える福祉サービスの推進

【　障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援　】

共生社会を実現するため、障がい児・者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加ができる地域づくりを推進します。

【　障がい種別によらない障がい福祉サービスの推進　】

障がいの種別にかかわりなく、充実した障がい福祉サービスのある地域づくりを推進します。

【　地域での自立生活を支える福祉サービスの推進　】

難病患者等を含め、障がい児・者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続に向けた支援、就労支援などに対応するサービスの提供体制を整備し、地域の社会資源を最大限活用し障がい児・者の生活を地域全体で支える地域づくりを推進します。

３ 基本方針

「２」に掲げる基本理念を支える具体的な柱として、計画推進のための3つの基本方針を定めます。

基本方針は、障がい福祉施策の理念を具体的に示す方針であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現を図ります。

＜計画推進の基本方針＞

◎　地域生活支援体制の充実

◎　地域生活への移行促進

◎　就労支援の充実

【　地域生活支援体制の充実　】

障がい児・者が「地域で安心して暮らせるまち」をつくるため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の充実をめざすとともに、障がい児・者が地域で安心して暮らしていけるように様々な障壁を取り除き、地域の一員として市民の理解を深められるよう取り組みます。

さらに、子育て、教育、健康・医療、サービス事業者、雇用等の関係者からなる「北広島市障がい者自立支援協議会」を活用し、地域ネットワークを構築するなどして、地域支援体制の充実をめざします。

【　地域生活への移行促進　】

本人が「どこでどのように暮らしたいか」を尊重し、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制の確保を図るとともに、安心して地域での生活が継続できるよう支援体制の整備をめざします。そのために居住の場であるグループホームなどの社会資源の充実をめざします。

【　就労支援の充実　】

障がい者が意欲や能力に応じて働くことができるよう、教育関係、福祉関係、労働関係などの各関係機関との連携を強化するとともに、障がい者雇用について、企業等の理解を深めながら、働きやすい職場環境づくりに向けた支援や就労支援施策を充実させ雇用促進を図ります。

４ 基本目標

北広島市の障がい福祉施策を展開するための施策の柱となる基本目標は、以下のとおりとし、それぞれの目標を具体化するための施策を展開します。

基本目標１　総合的な相談サービスの提供	
本市は、障がい児・者の相談支援を行うため、相談支援事業所（生活支援・就労支援）を引き続き設置し、家族やヤングケアラー等への支援を含め、障がい児・者がライフテージに応じて地域で安心して暮らすために、多様なニーズに対して的確に対応できる総合的、重層的な相談支援体制の更なる充実・強化をめざします。	
具体的な施策	**施策１－１　総合的な相談支援体制の充実・強化**

基本目標２ 利用しやすい福祉サービスの提供	
本市は、これまでも、障がい福祉サービスや障がい児通所支援など障がい児・者や介護者のニーズに応じたサービスの提供に努めてきました。しかし、障がい児・者の生活スタイルは様々で、ニーズも多様化しています。 障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の生活実態に対応できる福祉サービスの提供が欠かせないことから、さらに利用しやすいサービスの提供をめざします。	
具体的な施策	**施策２－１　訪問系サービスの充実** **施策２－２　日中活動系サービス（在宅者向け）の充実** **施策２－３　自立支援医療等の充実** **施策２－４　日中生活の支援** **施策２－５　その他日常生活サービスの充実** **施策２－６　福祉人材の確保・定着・養成**

基本目標３　社会参加の促進

地域で生きがいを持って暮らしていくために、移動支援、障がいの特性に配慮した手段による意思疎通支援の充実や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進、その他の社会参加促進事業の充実をめざし、障がい児・者が多様な活動に参加する機会の確保をめざします。

また、地域活動支援センターの充実を図るなど、障がい児・者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

具体的な施策	**施策３－１　移動支援の充実** **施策３－２　情報の取得利用・意思疎通支援事業の充実** **施策３－３　社会参加促進事業の充実** **施策３－４　地域活動支援センターの充実** **施策３－５　その他社会参加の促進**

基本目標４

障がい理解の促進、権利擁護の推進

障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい理解を深める取組を通じ、障がいがある人もない人もお互いを尊重し合えるよう共生社会の実現を目指します。

また、障がい児・者への虐待の防止、障がいを理由とする差別等の解消に取り組むとともに、偏見や差別等の解消に向けた市民への周知・啓発活動を継続して行います。

さらに、成年後見制度の利用促進など、一層の権利擁護を推進します。

障がい福祉に関する必要な情報について、障がいの有無にかかわらず入手できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

具体的な施策	**施策４－１　障がい理解の促進** **施策４－２　権利擁護体制の充実** **施策４－３　障がい福祉に関する情報提供の推進**

基本目標５

地域への移行促進・地域生活の継続に向けた支援

グループホームの設置については、順次その確保を図ってきましたが、施設・病院での生活から地域生活への移行を円滑に進めるため、さらに居住の場の確保に努めます。

また、在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族が高齢化しても、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

具体的な施策	**施策５－１　居住系サービスの充実** **施策５－２　地域生活の継続に向けた支援**

基本目標６　就労支援の充実

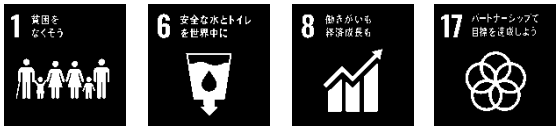

福祉的就労については、その基盤は整ってきていますが、一般就労についてはさらなる支援体制の充実が必要です。

障がい者が自立した生活を送るため、就労支援を行う相談支援事業所を引き続き設置し、就労に関する相談支援を行うとともに、その意欲や能力に応じた就労の場を確保できるよう、就労に必要な知識や能力の習得をめざします。

また、障がい者が活き活きと働き続けられるよう、企業等の障がい者雇用に対する理解を深めるための取組や働きやすい職場環境づくりのための取組を推進します。

具体的な施策	**施策６－１　就労支援の充実**

基本目標７
災害に備えた避難体制等の確保・
感染症対策に係る体制整備

災害発生時における障がい児・者の避難について、その特性に配慮した支援を行えるよう、避難支援体制を構築し、安心で安全な地域の体制づくりを図ります。

また、日頃から障がい福祉サービス事業所等と連携し、感染症対策についての周知啓発を図るとともに、道や関係団体と連携した支援・応援体制の構築等を図ります。

具体的な施策	**施策７－１　災害対策並びに感染症対策に係る体制整備**

基本目標８　障がい児支援の充実

発達が気になる段階の子どもおよび発達に遅れや偏り、障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援体制について、子ども・子育て支援法等に基づく支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援となるよう福祉・教育等の関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めます。

具体的な施策	**施策８－１　障がい児支援の充実** **施策８－２　特別支援教育の推進**

5 障がい者福祉計画の施策体系

■本計画の施策体系■

＜基本メッセージ＞ ともに生きよう ともに暮らしていくために

＜基本理念＞
- ☆ 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ☆ 障がい種別によらない障がい福祉サービスの推進
- ☆ 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進

＜計画推進の基本方針＞
- ◎ 地域生活支援体制の充実
- ◎ 地域生活への移行促進
- ◎ 就労支援の充実

基本目標	施策の展開方向
1 総合的な相談サービスの提供	1 総合的な相談支援体制の充実・強化
2 利用しやすい福祉サービスの提供	1 訪問系サービスの充実 2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実 3 自立支援医療等の充実 4 日中生活の支援 5 その他日常生活サービスの充実 6 福祉人材の確保・定着・養成
3 社会参加の促進	1 移動支援の充実 2 情報の取得利用・意思疎通支援事業の充実 3 社会参加促進事業の充実 4 地域活動支援センターの充実 5 その他社会参加の促進
4 障がい理解の促進、権利擁護の推進	1 障がい理解の促進 2 権利擁護体制の充実 3 障がい福祉に関する情報提供の推進
5 地域への移行促進・地域生活の継続に向けた支援	1 居住系サービスの充実 2 地域生活の継続に向けた支援
6 就労支援の充実	1 就労支援の充実
7 災害に備えた避難体制等の確保・感染症対策に係る体制整備	1 災害対策並びに感染症対策に係る体制整備
8 障がい児支援の充実	1 障がい児支援の充実 2 特別支援教育の推進

第４章 第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画

１ 施策の方向

障がい福祉計画の基本理念、基本目標の実現を目指し、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき施策を展開します。

施策については、現計画（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）を踏襲しつつ、現計画の期間中に行われた障がい施策の改正や、制度改正の動きなどを踏まえたものとします。

（１）基本目標１ 総合的な相談サービスの提供

施策１－１ 総合的な相談支援体制の充実・強化

障がい児・者やそのご家族（ヤングケアラー等も含む）の悩みや相談に幅広く対応するため、福祉、医療、教育等の関係機関と連携を図りながら、途切れのない相談支援体制をめざします。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業	障がい児・者や家族の生活の支援、自立と社会参加の促進を図るため、各種相談や助言、情報提供やサービス利用の調整、ピアサポーターの活用などを行います。
●	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者について、サービス等利用計画の作成等を行います。
●	障がい児相談支援	障がい児通所支援事業を利用する障がい児について、障害児支援利用計画の作成等を行います。
●	地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などのサービスを行います。
●	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に連絡などのサービスを行います。
○	北広島市障がい者自立支援協議会	福祉・医療・教育など、関係機関の関係者による自立支援協議会を設置し、相談支援のあり方や相談支援体制の整備等について協議します。
☆	相談員制度	障がい児・者などが身近な地域で気軽に相談ができるように、身体障がい者相談員と知的障がい者相談員を引き続き配置します。
☆	子ども発達支援センターでの発達相談	発達の心配や障がいのある子どもについて発達の相談を行います。また、保育所・幼稚園等に訪問して発達に心配のある子どもの相談を行います。

（２）基本目標２ 利用しやすい福祉サービスの提供

施策２－１　訪問系サービスの充実

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を支援するため、ヘルパー等が自宅等へ訪問してサービスを提供する訪問系サービスの充実をめざします。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
●	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
●	同行援護	視覚障がい者に、外出時の移動の支援や危険回避のための援護などを行います。
●	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
●	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
☆	訪問理容サービス	在宅で生活する重度身体障がい者や寝たきりの高齢者を対象に、理容師が訪問して散髪を行います。
☆	配食サービス	家族などの支援がなく、食事を作るのが困難な障がい者や高齢者だけの世帯に食事（夕食）を届けます。

施策２－２　日中活動系サービス（在宅者向け）の充実

地域や在宅における障がい児・者の自立生活を支援するため、日常生活や訓練活動を支援する日中活動系サービス（在宅者向け）の充実をめざします。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	療養介護	医療を必要とし、常時介護が必要な場合、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
●	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、通所施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
●	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
●	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労継続支援（A 型・B 型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者に、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
●	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
●	医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児に、児童発達支援および治療を行います。
●	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他支援を行います。
●	保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などのサービスを行います。

	事業名	サービス内容
●	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
○	日中一時支援事業	日中における活動の場を提供し、日常介護している障がい者の家族の一時的な負担軽減を図ります。
○	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。
○	訪問入浴サービス	重症心身障がい児・者であって、自力で入浴することが困難な人や、家族のみでは入浴させることができない人を対象に、移動入浴車で居宅訪問し、特殊浴槽使用による入浴サービスを提供します。
☆	放課後児童対策（学童クラブ）	保護者が就労や疾病などで昼間家庭にいない集団生活が可能な児童に対し、放課後、家庭に変わる生活の場を提供します。
☆	特別支援児童保育	心身に障がいや発達の遅れがあり、保護者の就労や疾病などで保育を必要とする集団保育が可能な３歳以上の幼児に保育を行います。
☆	私立認可保育所等運営費支援事業補助の支給	障がいのある幼児を受け入れている私立認可保育所・認定こども園に対し、補助金を交付します。
☆	障がい者医療的ケア支援事業	日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者が日中活動等を行う場所へ看護師を派遣し、たん吸引等の医療的ケアを実施します。
☆	医療的ケア児・者受入促進事業	医療的ケアが必要な障がい児・者の受け入れに関する環境整備のため、基準人数以上の看護師を配置する障がい福祉事業所に対し補助金を交付します。
☆	【新規】医療型短期入所支援事業	医療的ケア児・者等の介護を行う家族の負担軽減のために実施される短期入所（宿泊を伴うレスパイトサービス）の整備及び充実等を図るため、医療型短期入所を実施している事業者に対し補助金を交付します。

施策２－３　自立支援医療等の充実

障がい児・者がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療の費用負担の軽減を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	自立支援医療（更生医療）	身体障害者手帳を所持している 18 歳以上の人で、手術などにより、障がいが改善または機能の維持が保たれる見込みのある場合、その医療費の一部を給付します。
●	自立支援医療（育成医療）	18 歳未満の児童で、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部を給付します。
●	自立支援医療（精神通院医療）	精神障がいの治療上必要と認められる医療が対象で、通院を要する場合、その医療費の一部を給付します。
☆	重度心身障がい者医療費助成	重度の心身障がい者が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。
☆	重度心身障がい者等通院交通費助成	重度心身障がい者医療受給者、ひとり親家庭等医療受給の児童および子ども医療受給者が慢性的な疾病等により定期的かつ長期的に通院した場合の交通費の一部を助成します。
☆	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭のほか、重度の心身障がい者を父（母）に持つ子と母（父）が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。

施策２－４　日中生活の支援

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を充実させるため、補装具の給付、日常生活用具の給付、活動の場の提供など日中生活の支援を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	補装具の給付	身体障害者手帳を所持している人の身体機能を補うため、義肢や車いすなどの補装具費（購入費、修理費）の給付および貸与を行います。
○	日常生活用具の給付	在宅の重度障がい児・者の日常生活が円滑に行われるよう日常生活用具費の給付を行います。
☆	自助具の給付	在宅の重度身体障がい児・者に、生活動作を補うための各種用具の給付を行います。
☆	紙おむつの給付	在宅で生活する重度の身体・知的障がい者、寝たきりの高齢者や重度の認知症高齢者で、常時紙おむつを使用している人に、紙おむつの購入助成券を交付します。
☆	ごみ袋の助成	紙おむつ購入助成を受けている方に指定ごみ袋を交付します。

施策２－５　その他日常生活サービスの充実

障がい児・者の地域や在宅での自立した日常生活を地域で見守り、声かけや相談を受けるよう、地域活動と連携した地域づくりを図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	緊急通報システム事業	ひとり暮らしの重度身体障がい者や高齢者で、持病のある人や健康上の不安のある人に、電話回線や携帯型端末を使い、急病など緊急事態を通報できる装置を貸し出します。装置には「固定型」と「携帯型」があり、固定型は熱・煙・ガスセンサーを取り付けることができます。携帯型は月額400円の自己負担があります。
☆	除雪サービス	身体的状況から自力で除雪が困難な低所得（市民税の所得割が非課税）の障がい者や高齢者だけの世帯で、代わりに除雪できる3親等以内の親族が市内にいない人を対象に、除雪ボランティアなどが玄関先から公道までの生活に必要な通路部分の除雪を行います。また、有料で道路除雪後の置き雪処理を利用できます。
☆	救急情報キットエルフィンバトン	65歳以上の高齢者および障がい者に対し、緊急時に救急隊などに必要な情報を伝えられるよう、薬服薬内容や緊急連絡先などの情報を記入するカードおよび容器（エルフィンバトン）を配布します。
☆	認知症高齢者等SOSネットワーク事業	徘徊または徘徊のおそれのある高齢者および障がい者を対象とし、認知症高齢者等の人が行方不明となった場合、地域の協力を得て早期発見・保護するため、ネットワークの整備を行っております。 また、ＳＯＳネットワークに事前登録した方を対象に、日常生活における偶然の事故により損害を与えた場合に補償する個人賠償責任保険への加入を行っており、保険料は市が負担しています。

施策２－６　福祉人材の確保・定着・養成

障がい福祉サービス等の提供に不可欠な福祉人材の確保・定着・養成を図るため、福祉サービス等に関する仕事の魅力を周知し、就労先として選択されるよう努めるとともに、さらに就労者が継続的に勤務ができるよう、関係機関等との連携を図り、環境整備に努めます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	福祉人材確保対策就労支援金	市内事業所または施設に新規に就労する方に対し、支援金を支給することにより、サービス提供体制の確保を図るとともに、市内への定住を促進するため、6か月就労継続者または市外からの転入者に対しては、支援金を加算します。
☆	障がい福祉従事者人材バンク	市内の障がい者支援施設等で就労を希望する方を支援するため、障がい福祉従事者人材バンクを設置します。人材バンクに登録すると、施設が採用を希望したときに、施設から連絡がくる仕組みとなっています。

（３）基本目標３ 社会参加の促進

施策３－１　移動支援の充実

障がい児・者が地域で安全に外出できるよう、移動手段の充実をめざします。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	移動支援事業	障がい児・者が社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。
○	障がい者自動車運転免許取得費助成	社会活動の促進のために、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。
○	障がい者自動車改造費助成	就労等に伴い、重度の肢体不自由者が自ら所有し運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。
○	精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成	精神障がい者の社会復帰のために、市内・市外の地域活動支援センター、就労継続支援事業所、病院デイケアなどの施設に通所している人に、その通所に要する公共交通機関の料金の半額を助成します。
☆	福祉バスの運行	障がい者や高齢者の団体、ボランティア団体などが研修や交流事業等を行う場合にバスを貸し出します。
☆	移送サービス	下肢または体幹機能の重度障がい者や介護保険の要介護認定で要介護４または５の認定を受けている在宅の人で、移動に際して車いすやストレッチャーを使用し、ホームヘルパーの介助を必要とする人が対象で、医療機関への通院や入退院のための移動に利用できます。
☆	福祉タクシー・福祉自動車燃料チケットの交付	重度の障がい者に、福祉タクシーまたは福祉自動車燃料チケットを交付します。
☆	福祉有償運送	道路運送法に基づく福祉有償運送運営協議会を設置し、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等による福祉有償運送の適切な手続き、管理を行い、公共交通機関による移動が困難な要介護者、身体障がい者などの移動手段を確保します。

施策３－２　情報の取得利用・意思疎通支援事業の充実

障がい児・者の地域でのコミュニケーションを円滑に行えるよう、障がいの特性に配慮した手段による意思疎通支援の充実や支援者の養成を図り、障がい当事者によるICT等の活用により、障がいのある人のコミュニケーション手段の拡充に取り組みます。

また、令和３年度に施行した「北広島市手話言語条例」に基づき、手話が言語であるとの認識の下に、手話に対する理解の促進と手話の広がりをもって、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、手話の普及等に関する各種施策の推進に取り組みます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	専任手話通訳者の配置と派遣	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを円滑にし、社会参加と生活の自立を図るため、専任手話通訳者を配置し、意思疎通支援者（手話通訳）の派遣を行います。
○	手話講習会の開催	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを支援し、情報提供を円滑にするため、手話奉仕員の養成を行います。また、手話通訳活動を行っているものの知識・技術等の向上を図ります。
○	要約筆記奉仕員の養成と派遣	手話取得の困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーションを円滑にし、社会参加と生活の自立を図るため、要約筆記者の養成を行い、意思疎通支援者（要約筆記）の派遣を行います。
○	点訳ボランティア等の養成	視覚障がい者に対する情報提供やコミュニケーションを支援するため、点訳等を行うボランティアの養成と技術向上のための養成講座を開催します。
○	点字、声の広報の発行	点訳、音訳した「市広報紙」および「市議会広報紙」を視覚障がい者に配布します。
○	遠隔手話サービス事業	タブレット型端末を活用し、市の専任手話通訳者がビデオ通話による遠隔手話サービスを行います。

施策３－３　社会参加促進事業の充実

障がい児・者が地域での社会参加を促進するため、関係機関と連携しながら、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意し、様々な交流と体験機会の提供を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	障がい児者の学び・体験推進事業	障がい児・者が生涯学習活動を通じて学び交流する場を提供します。
○	市民スポーツ活動推進事業	障がい者スポーツ・アダプテッドスポーツの推進を図ります。
☆	療育キャンプ	心身に障がいを持つ子どもたちが家庭生活を離れ、自然とふれあいや野外活動の場として、また、ボランティアとの交流や相互理解を深めることを目的に実施します。
☆	総合体育館等の使用料減免	身体障害者手帳等の交付を受けている人およびその介護者1人が総合体育館等の市の施設を使用する場合、使用料を減免します。

施策３－４　地域活動支援センターの充実

障がい者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	地域活動支援センター事業（再掲）	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。

施策３－５　その他社会参加の促進

障がい児・者が在宅や地域で社会活動への参加機会の確保ができるよう、様々な福祉情報の提供と公共空間や住宅のバリアフリー化を推進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	障がい児・者に配慮した公共施設の整備とバリアフリー化	公共施設の新設にあたっては、「北広島市福祉環境整備要綱」、「北海道福祉のまちづくり条例」、「北海道福祉のまちづくり指針」等に基づいて、「建築物移動等円滑化基準」より質の高い「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する施設整備に努めます。また、施設の利用形態、利用者等を把握した上で、障がい者用トイレ・オストメイトトイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がい児・者が使いやすい施設整備を推進します。既存施設についても、障がい児・者が利用しやすいよう、更新時期などに合わせ計画的に施設・設備の改修を進めます。さらに、民間施設についても同様に整備が図れるよう啓発・指導に努めます。
☆	市営住宅のバリアフリー整備	市営住宅の建替えに合わせてバリアフリー化が図られています。今後建替えを行う市営住宅についてはユニバーサルデザインの採用を進めていきます。
☆	住宅改造のための相談	障がい児・者や高齢者の多様なニーズに対応した住宅改修に対する相談を受け付けます。
☆	福祉情報ガイドブックの発行	サービスガイド「ともに暮らしていくために」を発行し、障がい児・者に各種制度の情報提供を行います。

（４）基本目標４ 障がい理解の促進、権利擁護の推進

施策４－１　障がい理解の促進

障がいの有無にかかわらずすべての市民が、相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業（再掲）	障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」について、相談や助言を行い、障壁が除去できるよう取り組みます。
○	自発的活動支援	障がい児・者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がい児・者等による地域における自発的な取組を行う団体を支援します。
☆	障がいを理由とする差別解消の取組	障がい児・者が地域で暮らしていくために、障がい理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めていきます。
☆	北広島福祉ショップ	市内の障がい者の働く場などを確保するとともに、ふれあいを通じて障がい者への理解を深めてもらうことを目的として、引き続き設置していきます。
☆	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	外見からは障がいがあることがわからない人などに、市民が合理的配慮を提供しやすい環境をつくっていくため、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します。

施策４－２　権利擁護体制の充実

地域で障がい児・者がその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい児・者の権利擁護を図ります。

また、知的障がいや精神障がい、認知症により判断力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう、北広島市成年後見センターにおいて、相談支援、成年後見制度利用支援、市民後見人育成および普及啓発などを行うとともに、社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業および法人後見事業と連携を図り、一体的かつ継続的な権利擁護支援を行います。

今後は、成年後見制度利用促進に向け、弁護士や司法書士等の専門家を加えたチーム支援の充実を図り、成年後見センターの更なる体制強化と後見人を支援する機能を加えた地域連携ネットワークを担う中核機関として設置します。

■主な施策・事業

（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業

★＝社会福祉協議会独自事業）

	事業名	サービス内容
○	成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がい、認知症により判断力が不十分な方が、財産の取引き及び福祉サービス利用などの各種手続きを行うときに、不利な契約を結ばれないよう支援する成年後見制度の利用促進を図るため、申立てする親族がいない場合の市長申立て、報酬等の費用助成を行います。
○	成年後見センターの運営	成年後見制度に関する相談支援や成年後見制度利用支援、市民後見人育成、後見人支援、普及啓発等を行うとともに、社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業や法人後見事業と連携を図り、一体的かつ継続的な支援を行います。
★	日常生活自立支援事業・生活あんしん事業	日常生活の判断に不安のある在宅やその他住宅等で生活している人が、地域で安心して生活できるよう、日常の金銭管理や福祉サービスの利用等に関して支援を行います。
★	法人後見事業	家庭裁判所の選任により社会福祉協議会が後見人や保佐人、補助人となり、財産管理や身上保護を行います。
☆	障がい者虐待防止事業	障がい者の虐待防止に関わる通報や一時保護などに対応するため、障がい者虐待防止センターの設置等、障がい者の虐待防止に向けた取組を行います。

施策４－３　障がい福祉に関する情報提供の推進

障がい理解や障がい児・者の権利擁護を促進させるため、障がい福祉に関する情報を障がいの有無にかかわらず入手できるよう、わかりやすい情報提供を行います。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業（再掲）	相談支援の中で、障がい福祉サービスや法律・制度などについて、わかりやすい情報提供を行います。
☆	福祉情報ガイドブックの発行（再掲）	サービスガイド「ともに暮らしていくために」を発行し、障がい児・者に各種制度の情報提供を行います。
☆	障がい福祉事業所ガイドブックの発行	障がい福祉事業所に関する情報を、必要なときに必要な人が入手できるよう、「障がい福祉事業所ガイドブック」を発行します。
☆	市ホームページの作成	障がいの有無などにかかわらず、すべての人にわかりやすいＷｅｂページ（ホームページ）づくりを推進します。

（５）基本目標５　地域への移行促進・地域生活の継続に向けた支援

施策５－１　居住系サービスの充実

障がい者の地域での自立生活を支援するため、居住系施設の確保と、そこでの居住系サービスを提供します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
●	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行い、本人のニーズに沿った暮らしの場を提供します。
●	施設入所支援	施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
●	宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいのある人が、居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な訓練を行います。
○	福祉ホーム	ある程度自活能力があり、家庭環境や住宅事情等のため、居宅において生活することが困難な人に、低額な料金で生活の場を提供します。

施策５－２　地域生活の継続に向けた支援

在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族がいなくなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

さらに、地域での一人暮らしを希望する障がい者のニーズを把握し、関係機関との連携を推進するとともに、地域生活への移行に向けた支援を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業（再掲）	障がい児・者の高齢化・重度化や「親亡き後」、各ライフステージの節目など生活環境の変化に対応し、中長期的視点に立った相談支援を行います。 また、障がい児・者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活支援の拠点整備については、地域生活支援拠点等が担う機能について検討を行い、整備をめざします。

（６）基本目標６ 就労支援の充実

施策６－１　就労支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するため、就労のための必要な訓練や、活動の場を提供するなど、障がい者の就労を支援する取組を促進します。また、障がい者が働きやすい環境となるよう、企業等における障がい者の職場定着を支援する取組を進めます。

また、障がい者授産製品の販売促進のため、北広島福祉ショップ等への支援を継続して行うとともに、「北広島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、福祉的就労を行っている事業所等への発注をさらに促進していきます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	就労移行支援（再掲）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労継続支援（A型・B型）（再掲）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般企業へ就労した障がい者について、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を行います。
○	相談支援事業（再掲）	障がい者が自立した生活を送るため、また、障がい者を雇用している企業等における職場定着の支援のため、障がい者の就労に関する相談支援を行います。
○	北広島市障がい者自立支援協議会（再掲）	地域における障がい者の就労に関する課題などについて、自立支援協議会での議論や情報交換を行い、障がい者の就労支援の充実に向けた取組を進めます。
☆	北広島福祉ショップ（再掲）	市内の障がい者の働く場や障がい者が製作した授産製品の販路を確保することなどを目的として、授産製品などを販売するJR北広島駅構内のショップを継続して設置していきます。

（７）基本目標７ 災害に備えた避難体制等の確保・感染症対策に係る体制整備

施策７－１　災害対策並びに感染症対策に係る体制整備

障がい児・者が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時における支援体制づくりを促進します。また、障がいの特性に配慮した避難スペース（福祉避難所）の確保を図ります。さらに、日頃から障がい福祉サービス事業所等と連携し、感染症対策についての周知啓発を図るとともに、道や関係団体と連携した支援・応援体制の構築等を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	避難行動要支援者避難支援	避難の際に支援が必要な人が安心して地域での生活を送ることができるよう、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時における支援体制を整備します。また、避難行動要支援者名簿を作成し、町内会・自治会など関係機関との間で情報の共有を図ります。
☆	福祉避難所の設置	災害時、指定一般避難所における生活に困難をきたしたり、特別な配慮を必要とする人が避難生活を送るため、福祉施設等を利用して、対応が可能な指定福祉避難所を設置します。

（８）基本目標８　障がい児支援の充実

施策８－１　障がい児支援の充実

身近な地域で支援が受けられるように、早期からの相談・発達支援を推進するとともに関係機関と連携を図り、乳幼児期から18歳まで切れ目のない支援を地域で提供する体制づくりを進めます。

また、障がい児の通所利用を促進し、早期からの発達支援につなげるため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の利用者負担の無料化を継続して実施します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業（再掲）	障がい児や家族の生活の支援、各種相談や助言、情報提供や福祉サービスの利用調整などを行います。
●	障害児相談支援（再掲）	障がい児通所支援事業を利用する障がい児について、障がい児支援利用計画の作成等を行います。
●	児童発達支援（再掲）	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
●	医療型児童発達支援（再掲）	肢体不自由の障がい児に、児童発達支援および治療を行います。
●	放課後等デイサービス（再掲）	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他支援を行います。
●	保育所等訪問支援（再掲）	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などのサービスを行います。
●	居宅訪問型児童発達支援（再掲）	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
○	日中一時支援事業（再掲）	障がい児の家族の一時的な負担軽減を図るため、日中における活動の場を提供します。
○	北広島市障がい者自立支援協議会（再掲）	障がい児支援に携わる関係機関が集まり、自立支援協議会での議論や情報交換を行い、障がい児を地域で支えるための取組を進めます。

☆	子育て世代包括ケアシステム（きたひろすくすくネット）	妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を関連機関と連携しながら実施します。
☆	赤ちゃん訪問	生後2か月頃までの乳児がいる全ての家庭を保健師が訪問し、成長・発達を一緒に確認しながら育児などの相談に応じます。
☆	乳児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査	子どもの発育の確認や病気等の早期発見、育児支援のため、医師による診察、育児相談、栄養相談、歯科相談、発達相談などを行います。
☆	子ども発達支援センターの子ども発達支援事業	発達の心配や障がいのある子どもと保護者に対して、早期からの相談や発達支援を行うほか、地域の中核機能を有する事業として関係機関への訪問相談や連携、発達支援に関する研修会等を開催します。
☆	放課後児童対策（学童クラブ）（再掲）	保護者が就労や疾病などで昼間家庭にいない集団生活が可能な児童に対し、放課後、家庭に変わる生活の場を提供します。
☆	特別支援児童保育（再掲）	心身に障がいや発達の遅れがあり、保護者の就労や疾病などで保育を必要とする集団保育が可能な３歳以上の幼児に保育を行います。
☆	私立認可保育所等運営費支援事業補助の支給（再掲）	障がいのある幼児を受け入れている私立認可保育所・認定こども園に対し、補助金を交付します。
☆	サポートファイル推進事業	子どもがライフステージに応じて一貫した支援を受けられるよう、保護者と関係機関等が子どもの情報を共有できる「きたひろサポートファイル」を配布します。

施策８－２　特別支援教育の推進

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育を受けられるよう、障がい児の教育の充実や支援を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	教育支援委員会の設置	医師、教育職員、児童福祉施設職員などの専門家からなる「教育支援委員会」を設置し、児童・生徒の障がいの状態、教育的ニーズ等から、就学および就学中の一貫した教育の支援について審議します。
☆	特別支援学級の設置	障がいのある児童・生徒の状況に応じた特別支援学級を設置し、特別の教育課程に則った教育を行います。
☆	通級指導教室の設置	通常学級に在籍している児童で、言語障がいや発達障がい等、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童に対し指導を行います。
☆	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及・奨励を図るために、学用品費・学校給食費等の援助を行います。
☆	私立幼稚園振興補助の支給	障がいのある幼児を受け入れている幼稚園・認定こども園に対し、補助金を交付します。
☆	特別支援教育の充実	・すべての学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、学校全体で特別支援教育を推進します。 ・学校等が、障がいの特性に応じた適切な指導が行えるよう、学校等の要望に応じて、指導の専門的知識、経験を有する者で構成した「専門家チーム」から相談員を派遣します。 ・通常学級に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒の支援を行うために、特別支援教育支援員を配置します。 ・特別支援学級で特に介助が必要な児童・生徒のために、特別支援学級介助員を配置します。

２　計画に係る成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を円滑に進めるためには、その受け皿となる居住の場を確保する必要があります。

障害者総合支援法においては、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこととなっています。民間の活力を活用し、グループホームなど地域における居住の場の確保を図ります。

また、地域生活へ移行した障がい者には日中活動の場も必要です。本人の適性や能力に応じた日中活動系サービスの情報提供や地域における交流の場となる地域活動支援センターの活用を働きかけます。

また、障がい者の地域での安心できる生活、交流の場の確保として、ボランティア活動を育成し、障がい者が参加しやすい地域交流の仕組みの確立を図ります。

〈地域生活とは〉

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などにかかわらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域住民とともに支え合いながら暮らすことを考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
施設入所者数 （令和5年3月31日現在）	95 人	第7期障がい福祉計画策定時点の施設入所者数
［目標値］ 地域生活移行者数	6 人	国の基本的な指針（厚生労働省告示）に基づき、令和4年度末の施設入所者数のうち、6%以上の人がグループホーム等の地域生活へ移行することを目標とする。※1
［目標値］ 施設入所者減少者数	5 人	国の基本的な指針（厚生労働省告示）に基づき、令和4年度末の施設入所者数から、5%以上減少することを目標とする。※2

※1 令和３年４月から令和５年３月までの地域移行者は４人（4.3%）です。

※2 令和３年４月から令和５年３月までの施設入所者は３人の増加（3.3%）です。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムの構築にむけた協議を継続していきます。

③地域生活支援拠点等の整備

障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ボランティアやＮＰＯ等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、支援体制の整備を進める必要があります。

特に、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、自立を希望する方に対する支援等を進めるために、地域生活への移行や自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイにおける緊急時の受入対応体制の確保、人材の専門性の確保、地域の体制づくりなどを行う機能が求められていることから、地域生活支援拠点等の整備を検討します。

また、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の充実をめざします。

④福祉施設から一般就労への移行

障がい者雇用の推進には、教育機関、福祉関係機関と労働関係機関などの連携が必要となることから、連携の仕組みづくりについて、北広島市障がい者自立支援協議会などを活用し、関係者の理解促進と情報の共有を図ります。

また、企業側の理解と協力が必要なことから、企業の雇用を支援する各種制度について情報の提供を行うとともに、就労の継続に向けた支援を行います。

一般就労が可能と見込まれる障がい者には、就労に係る相談支援や一般就労に必要な訓練、求職活動、職場定着の支援を行う就労移行支援の活用を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労定着も促進します。

一般就労が困難な障がい者には、能力に応じた就労の場が必要なことから、福祉的就労である就労継続支援の利用を図ります。特に、自立した生活を送るためには賃金（工賃）水準の確保が必要であることから、就労継続支援（Ａ型）の利用割合を増やすとともに、市も販路の拡大等について支援します。

〈一般就労とは〉

障がいのある人の意欲や能力（適性）に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、一般企業等と雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援Ａ型の利用者となった人を除く）、在宅就労者、および自ら起業した人を一般就労としました。

＜一般就労移行者数＞

項目	数値	備考
令和 3 年度の一般就労移行者数	8 人	令和 3 年度において福祉施設（福祉的就労事業所）を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 令和 8 年度年間一般就労移行者数	13 人	国の基本的な指針（厚生労働省告示）に基づき、令和 3 年度末の 1.28 倍以上を目標とする

＜就労移行支援利用者の一般就労への移行＞

項目	数値	備考
令和 3 年度の就労移行支援利用者の 一般就労移行者	7 人	令和 3 年度において就労移行支援事業所を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 令和 8 年度年間一般就労移行者数	10 人	国の基本的な指針（厚生労働省告示）に基づき、令和 3 年度末の 1.31 倍以上を目標とする

＜就労継続支援 A 型利用者の一般就労への移行＞

項目	数値	備考
令和 3 年度の就労継続支援 A 型利用者の 一般就労移行者	1 人	令和 3 年度において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 令和 8 年度年間一般就労移行者数	2 人	国の基本的な指針（厚生労働省告示）に基づき、令和 3 年度末の 1.29 倍以上を目標とする

＜就労継続支援Ｂ型利用者の一般就労への移行＞

項目	数値	備考
令和 3 年度の就労継続支援Ｂ型利用者の一般就労移行者	0 人	令和 3 年度において就労継続支援Ｂ型事業所を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 令和 8 年度年間一般就労移行者数	1 人	国の基本的な指針（厚生労働省告示）に基づき、令和 3 年度末の 1.28 倍以上を目標とする

＜就労定着支援利用者＞

項目	数値	備考
令和 3 年度の就労定着事業利用者数	3 人	令和 3 年度において就労定着事業を利用した人の数
【目標値】 令和 8 年度の就労定着支援事業利用者数	5 人	国の基本的な指針（厚生労働省告示）に基づき、令和 3 年度末の 1.41 倍以上を目標とする

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援を行うにあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。本人やその家族に対し、発達が気になる段階から、早期に身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援体制の充実をめざします。

また、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン）を推進するため、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン）を推進する体制の構築をめざします。

医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援が受けられ、地域で安心した生活ができるよう、医療的ケア児支援のための関係機関の協議を継続するとともに、本市における社会資源の状況等を踏まえ、地域におけるコーディネート機能を活用しながら、継続して支援してまいります。

さらに、保育所等訪問支援を利用できる体制や主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所は確保できておりますが、引き続きサービス提供体制の充実をめざします。

なお、児童発達支援センターと同等の機能を有する、道認定の市町村中核子ども発達支援センターである本市子ども発達支援センターと連携を図りながら、地域の発達支援体制の整備を図っていきます。

⑥相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化をめざします。

障がい者自立支援協議会等において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を進めるとともに、これらの取組を行うための体制を整備します。

３　サービス量見込み

（１）障がい福祉サービス

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の意向や生活実態に応じて、様々なサービスが必要となることから、希望するサービスの提供体制の確保と、事業所や施設の充実に努めます。

訪問系サービス　　単位～利用者数：人/月、利用時間：時間/月

種　類	区　分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護	利用者数	79	80	81
	利用時間	1,819	1,837	1,856
重度訪問介護	利用者数	3	4	6
	利用時間	1,214	2,626	5,680
同行援護	利用者数	7	8	8
	利用時間	105	112	120
行動援護	利用者数	15	17	18
	利用時間	263	285	308
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0
	利用時間	0	0	0

日中活動系サービス　　単位～利用者数：人/月、利用日数：人日/月

種　類	区　分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	11	11	12
生活介護	利用者数	191	193	195
	利用日数	3,589	3,634	3,680
自立訓練（機能訓練）	利用者数	2	3	3
	利用日数	21	30	41
自立訓練（生活訓練）	利用者数	15	24	38
	利用日数	287	447	696
自立訓練（宿泊型）	利用者数	2	2	2
	利用日数	26	26	26
就労移行支援	利用者数	15	15	15
	利用日数	260	260	260
就労移行支援（養成）	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
就労継続支援（Ａ型）	利用者数	64	67	71
	利用日数	1,201	1,250	1,301
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数	265	270	275
	利用日数	4,455	4,591	4,732
就労定着支援	利用者数	6	8	11
短期入所（福祉型）	利用者数	23	23	23
	利用日数	215	288	385
短期入所（医療型）	利用者数	5	7	9
	利用日数	16	21	27

居住系サービス　　単位～利用者数：人/月

種　類	区　分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	1	1	1
グループホーム	利用者数	129	134	139
施設入所支援	利用者数	95	96	96

相談支援　　単位～利用者数：人/月

種　類	区　分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	利用者数	134	138	141
地域移行支援	利用者数	1	1	1
地域定着支援	利用者数	1	1	1
障害児相談支援	利用者数	67	71	75

障がい児通所支援　　単位～利用者数：人/月、利用日数：人日/月

種　類	区　分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	利用者数	84	92	100
	利用日数	500	502	504
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	278	326	384
	利用日数	3,076	3,409	3,779
保育所等訪問支援	利用者数	11	14	17
	利用日数	18	28	44
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	2	2	2
	利用日数	4	4	4

（２）地域生活支援事業

障がい福祉サービスや障がい児通所支援と同様に、障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の意向や生活状態に応じて様々な地域生活支援事業のサービスが必要となることから、地域の特性に応じ、希望するサービスの提供体制の確保と事業所や施設の充実に努めます。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業（実施の有無）	実施	実施	実施
自発的活動支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
相談支援事業（箇所数・実施の有無）			
相談支援事業			
障がい者相談支援事業（箇所数）	2	2	2
基幹相談支援センター	未設置(※)	未設置(※)	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業（人）	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（人）	22	24	26
手話通訳者設置事業（人）	1	1	1
日常生活用具給付事業（件／年）			
介護訓練支援用具	14	17	22
自立生活支援用具	22	23	24
在宅療養等支援用具	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	12	12	12
排せつ管理支援用具	1,717	1,765	1,814
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業（派遣可能者数）	11	11	11
移動支援事業			
実利用者数（人／年）	117	131	147
延べ利用時間数（時間／年）	6,013	6,769	7,620
地域活動支援センター			
実施箇所数（箇所数）	3	3	3
実利用者数（人／年）	43	43	43

※基幹相談支援センターの機能として求められる総合的な相談機能については、市と相談支援事業所（生活支援・就労支援）との連携を図り、その機能を担っていきます。

第５章　計画の推進に向けて

本計画の推進に向けて、以下の事項を踏まえた対応を図ることとします。

①ライフサイクルに応じた支援の充実

発達の遅れなどがある子どもに対しては、育児への不安や困難を感じることなく、「気になる」段階からの早期支援を行い、障がいの早期発見・早期療育を進める必要があります。学齢期には、教育施策はもちろん、放課後や長期休みの支援などが、成人期には、就労支援と生活支援などが必要となります。障がい児・者が地域で暮らしていくためには、これらが一体となって行われることが必要です。

このことから、乳幼児期から学齢期、成人期などライフサイクルに応じた支援が必要であり、特にライフサイクルの移行時期には切れ目のない一貫した支援に努めなければなりません。サポートファイルの利用を通して、関係機関の連携を強化するとともに、北広島市障がい者自立支援協議会を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築や支援の充実に努めます。

②医療的ケア児・者等のニーズ把握と支援体制の整備

医療的ケア児・者、重症心身障がい児・者、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する方及び難病患者が必要とする介護は、専門性・多様性が高く、介護を行う家族の負担は非常に大きいものがあります。在宅で介護を行う家族にとって、家族のレスパイトや緊急時等における社会資源の整備が必要です。

また、障がいの特性に応じた適切な支援ができるよう、地域の関係機関と連携し、医療的ケア児・者、重症心身障がい児・者、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する方及び難病患者のニーズの把握や支援体制の整備に向けて検討を進めます。

③福祉人材の確保・定着・養成

障がい者の重度化・高齢化が進展する中で、福祉サービスに対する需要の増加や質の向上が求められており、福祉人材の育成・確保が重要な課題となっています。

質の高い充実したサービス提供のため、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障がい福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に、関係機関と緊密な連携を図りながら、福祉人材の確保・定着・養成のための取組を進めていきます。

④共生型事業の展開

相談支援体制の構築やサービス基盤の整備を進めるにあたっては、サービスの対象者を広げた地域生活支援の拠点づくり、ボランティアやＮＰＯ等によるインフォーマルサービスの提供等、共生型施設を含めた地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めていきます。

⑤財政基盤の確立

障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の推進に伴う財源については、障がい児・者の意向、民間福祉事業者の事業展開を見据えつつ、国、北海道とも連携し適切な確保を図ります。

また、行政として優先的に取り組む施策については、市の財政状況を勘案しつつ、優先順位を明確化し、着実な展開を推進します。

⑥達成状況の点検および評価

障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、国の基本的な指針（厚生労働省告示）により、3年を一期として作成することから、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までを期間として、令和5年度中に策定しました。

今後、各年度において、サービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行等、目標の達成状況について点検・評価し、この結果に基づき、必要な対策を行います。

⑦北広島市障がい者自立支援協議会の活用

障がい児・者の福祉、医療、教育、雇用関係者および関係機関など、障がい児・者の地域生活に必要な専門的知識を持った委員から構成される北広島市障がい者自立支援協議会を活用し、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うための体制を整備しながら、相談支援体制の充実強化、障がい児や就労の支援強化に向けて、障がい児・者の地域生活における課題の整理、解決に努めます。

⑧北広島市保健福祉計画検討委員会の活用

計画の推進にあたっては、北広島市保健福祉計画検討委員会において、障がい福祉サービスの利用状況、地域生活の状況、就労の状況など計画の進捗状況について点検・評価し、多様化する福祉ニーズへの対応を図ります。

また、北広島市障がい者自立支援協議会を活用し、具体的な事例や地域の課題を持ち寄り、情報の共有とともに課題解決に努めます。

障 が い 支 援 計 画

（令和６年度～令和８年度）

参　考　資　料

１．障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査票 資料1

２．委員会、策定経過 資料33
（１）北広島市保健福祉計画検討委員会の構成 資料33
（２）検討委員会および専門部会での検討経過 資料34
（３）北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例 資料35

３．用語の説明 資料38

１．障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査

福祉に関するアンケート調査

調査へのご協力のお願い

平素より、市政に対し、格別のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申しあげます。

市では、障がいのある方が地域で生きがいを持って豊かに暮らしていけるよう、各種の障がい福祉サービスなどの提供や就労支援、相談支援など様々な障がい者施策の充実に向け、障がい支援計画を定めており、現在この計画の改訂（見直し）作業を進めております。

この障がい支援計画の改訂にあたっては、現在の障がい福祉サービスなどの利用実態を把握することはもちろんですが、サービスなどの利用の有無に関わらず市民の皆さまのご意見をお聞きしながら、可能な限りそれらを反映していくことが重要であると考え、アンケート調査を実施することとしました。

皆さまの率直なご意見をいただきたく、調査へのご協力をお願いいたします。

令和５年７月
北広島市長　上　野　正　三

■ご記入にあたってのお願い■

① このアンケートは氏名を記入する必要はありません。
② 回答者は封筒の宛名の方を対象としていますが、同居しているご家族や施設の職員の方などが代わって記入してもかまいません。
③ 回答は、選択肢についている番号に○を付けるか、（　）内に直接、数値やことばをお書きください。
④ 回答できない設問は、無記入でかまいません。
⑤ この調査票は、個人情報の管理に十分注意し、目的以外での利用は一切いたしません。
⑥ ご回答いただいた調査票は、同封した返信用の封筒に入れ、令和５年８月１５日（火）までに、ご投函ください。

●調査票の記入にあたり、お手伝いが必要な方は下記へご連絡ください。

障がい者生活支援センターみらい
〒061-1143 北広島市南町4丁目1-1（地域サポートセンターみなみ 1階）
電話：３７６－７７７６　ＦＡＸ：３７６－７７７８　E-mail：miraitmt@bz04.plala.or.jp

●この調査についてお問い合わせがありましたら、下記までお願いします。

北広島市保健福祉部福祉課（北広島市役所）
障がい福祉担当（角田・千葉）
電話：３７２－３３１１（内線2141・2142）　ＦＡＸ：３９８－４３１２

問１　お答えいただくのは、どなたですか。（○は１つだけ）

１．ご本人（この調査票が郵送された宛名の方）	２．ご本人の家族の方	
３．ご家族以外でご本人を支援する方		

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人（この調査票の対象者：障がいのある方）の状況などについて、お答えください。

あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

問２　あなたの年齢をお答えください。（令和５年６月１日現在）

（　　）歳

問３　あなたの性別をお答えください。記入したくない場合は問４にお進みください。（○は１つだけ）

１．男性	２．女性	３．その他

問４　あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は１つだけ）

１．東部地区	２．北広島団地地区	３．西の里地区
４．大曲地区	５．西部地区	

(参考)

地域の名称	区域
東部地区	美咲き野、東共栄、共栄町、朝日町、稲穂町東、稲穂町西、中央、美沢、新富町東、新富町西、共栄、富ヶ岡、中の沢、北の里、南の里、東の里、Ｆビレッジ
北広島団地地区	北進町、輝美町、広葉町、栄町、松葉町、若葉町、山手町、緑陽町、白樺町、高台町、南町、泉町、里見町、青葉町
西の里地区	西の里、西の里東、西の里北、西の里南、虹ヶ丘
大曲地区	大曲、大曲柏葉、大曲南ヶ丘、大曲工業団地、大曲末広、大曲中央、大曲緑ヶ丘、大曲光、大曲並木、大曲幸町
西部地区	輪厚、輪厚中央、輪厚元町、輪厚工業団地、希望ヶ丘、島松、三島、仁別

問５　日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

（①から⑩のそれぞれに○を１つ）

項目	一人でできる	一部介助が必要	全部介助が必要
①食事	1	2	3
②トイレ	1	2	3
③入浴	1	2	3
④衣服の着脱	1	2	3
⑤身だしなみ	1	2	3
⑥家の中の移動	1	2	3
⑦外出	1	2	3
⑧家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨お金の管理	1	2	3
⑩薬の管理	1	2	3

▶【問６は、問５で「一部介助が必要」または「全部介助が必要」を選択した場合にお答えください。】

問６　あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。（あてはまるものすべてに○）

１．父母・祖父母・兄弟	２．配偶者等	３．子ども
４．ホームヘルパーや施設の職員	５．その他の人（ボランティアなど）	

【問７は、問６で「１」から「３」を選択した場合にお答えください。】

▶問７　あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢（令和５年６月１日現在）

（　　）歳

②性別（○は１つだけ）

１．男性	２．女性	３．その他

③健康状態（○は１つだけ）

１．よい	２．ふつう	３．よくない

あなたの障がいの状況について

問8　あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。（○は１つだけ）

１．１級	２．２級	３．３級	４．４級
５．５級	６．６級	７．持っていない	

問9　身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。（○は１つだけ）

１．視覚障がい	２．聴覚障がい
３．盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複）	４．音声・言語・そしゃく機能障がい
５．肢体不自由（上肢）	６．肢体不自由（下肢）
７．肢体不自由（体幹）	８．内部障がい（「１．」～「７．」以外）

問10　あなたは療育手帳をお持ちですか。（○は１つだけ）

１．Ａ判定	２．Ｂ判定	３．持っていない

問11　あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。（○は１つだけ）

１．１級	２．２級	３．３級	４．持っていない

問12　あなたは自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちですか。（○は１つだけ）

１．持っている	２．持っていない

問13　あなたは指定難病の認定を受けていますか。（○は１つだけ）

１．受けている	２．受けていない

※指定難病とは、パーキンソン病やALS（筋萎縮性側索硬化症）などの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいいます。

問14　あなたは発達障がいと診断されたことがありますか。（○は１つだけ）

１．ある	２．ない

※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。

問15　あなたは強度行動障害があると言われたことはありますか（○は１つだけ）

１．ある	２．ない

※強度行動障害とは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。障害福祉サービス等を利用している方で重度障害者支援加算の対象となっている場合や、外出支援で行動援護を利用している場合、医師や療育機関等から言われたことがある場合等は「１」としてください。

問16　あなたは高次脳機能障がいと診断されたことがありますか。（○は１つだけ）

１．ある	２．ない

※高次脳機能障がいとは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい、失語などの認知障がい等を指すものとされています。

問17　あなたが現在受けている医療的ケアや特別な医療をご回答ください（あてはまるものすべてに○）

１．気管切開	２．人工呼吸器（レスピレーター）
３．吸入	４．吸引
５．胃ろう・腸ろう	６．鼻腔経管栄養
７．中心静脈栄養（ＩＶＨ）	８．透析
９．カテーテル留置	１０．ストーマ（人工肛門・人工膀胱）
１１．服薬管理	１２．その他（　　）

問18　医療について困っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

１．通院時に付き添いをしてくれる人がいない	２．専門的な医療機関が近くにない
３．診療所や病院が遠い	４．往診や訪問看護をしてもらえない
５．医師に病気や薬のことを聞けない	６．待ち時間が長い
７．お金がかかる	８．その他（　　）
９．特に不満や困ったことはない	

問19　あなたは重症心身障害の認定を受けていますか。（○は１つだけ）

１．受けている	２．受けていない

※重症心身障害とは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のことを言います。例として、両上肢または両下肢の機能が全廃または、体幹の機能障がいのため座位が保持できない等の身体障がいを持っており、かつ知能指数が概ね 35以下であり、生活に著しい支障をきたしている状態等があげられます。

障がい者手帳をお持ちのお子さん（18歳未満）について

【問20 から問24 は、障がい者手帳をお持ちで、18歳未満の方のみを対象にお聞きします。それ以外の方は問25 へ進んでください。】

問20　障がい者手帳をはじめて交付されたのはいつですか。（○は１つだけ）

１．うまれてから幼児期までの時期	２．小学校入学後から小学校卒業まで
３．中学校入学以降	４．持っていない

問21　お子さんの介護や支援をしている方はどなたですか。（あてはまるものすべてに○、そのうち主に介護や支援をしている人１つに◎）

※お子さんからみた続柄（関係）で回答してください。

１．父母・祖父母	２．兄弟姉妹
３．その他の親族（　　）	４．ホームヘルパーなどの在宅サービス提供者
５．施設の職員・世話人	６．ボランティア・NPOの職員
７．介護や支援の必要はない	

問22　お子さんの発達の不安や障がいに気づいたきっかけは何ですか。また、それはいつごろですか。（○は１つだけ、年齢についてはご記入ください）

１．家族が気づいた	２．定期健診（乳幼児健康診査）
３．病院の医師等	４．就学時健康診断の際
５．保育園・幼稚園・学校	６．その他（　　）
※発達の不安や障がいに気づいた時のお子さんの年齢　（　　）歳	

問23　北広島市ではサポートファイル推進事業を実施しています。サポートファイルについてご存知ですか。（○は１つだけ）

１．名前も内容も知っている	２．名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
３．名前も内容も知らない	

※サポートファイルとは、お子さまの成長記録やいろいろな機関（学校・病院・保健福祉機関など）の情報をまとめ、保護者の方やご本人が学校や病院、市役所の相談窓口などで状況を説明する際に活用することができるものです。サポートファイルは市のホームページで閲覧できます。

問 24　将来、本人が安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1．地域で暮らすためのグループホームの充実
2．自宅で暮らすための介助や支援の充実
3．緊急時に利用できるショートステイの充実
4．障がい者が働きやすい職場の充実
5．成年後見人による財産管理や身上保護（福祉サービスの利用契約など）
6．生活の困りごとに対応する相談窓口の充実
7．地域や職場などの障がいへの理解
8．入所施設の充実
9．その他（　　）
10．特にない

住まいや暮らしについて

問 25　あなたが、現在一緒に暮らしている人は、どなたですか。（○は 1 つだけ）

1．一人で暮らしている
2．配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている
3．父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている
4．福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている
5．その他（　　）

問 26　あなたが、現在暮らしている場所は、どこですか。（○は一つだけ）

1．一般の住宅
2．グループホーム
3．福祉施設（障害者支援施設）
4．福祉施設（高齢者施設）
5．病院（入院中）
6．その他（　　）

問 27　あなたが、今後3年以内に一緒に暮らしたい方は、どなたですか。（○は一つだけ）

1．一人で暮らしたい
2．配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい
3．父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい
4．福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい
5．その他（　　）

問 28　あなたが、今後3年以内に暮らしたい場所は、どこですか。（○は一つだけ）

1．一般の住宅
2．グループホーム
3．福祉施設（障害者支援施設）
4．福祉施設（高齢者施設）
5．その他（　　）

【問29 は、問 28 で「２」、「３」、「４」を選択した場合にお答えください。】

問29　あなたが施設などに入所する場合、いつ頃の入所を希望しますか。（○は１つだけ）

1．1年以内　　2．１～３年後　　3．３年以上先に
4．時期はわからない　　5．その他（　　）

問30　地域で生活するには、どのような支援があればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1．相談窓口や相談支援などの充実
2．障がいの早期発見・早期療育体制の充実
3．障がい児のための保育・教育の充実
4．機能回復や地域生活に必要な訓練の充実
5．創作的活動や生活習慣の習得などができる場の整備
6．ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
7．日常生活に必要な移動支援の充実
8．障がい児・者に適した居住の場の確保
9．経済的負担の軽減
10．就労の場の確保
11．障がいへの理解や交流の促進
12．ボランティア活動などの地域活動の促進
13．手話通訳、要約筆記、点字などによる情報提供の充実
14．情報の取得利用や意思疎通についての支援
15．段差などがなく、利用しやすい公共施設・交通環境などの整備
16．災害時に安心して避難できるスペースや避難支援体制の整備
17．在宅で医療などが適切に受けられること
18．障がい児・者の権利を守るための環境の整備
19．地域住民の理解
20．その他（　　）
21．特にない

日中活動や就労について

問31　あなたは、1週間にどの程度外出しますか。（○は1つだけ）

1．毎日外出する	2．1週間に数回外出する
3．めったに外出しない	4．まったく外出しない

【問32および問33は、問31で「1」、「2」、「3」を選択した場合にお答えください。】

問32　あなたが外出する際の主な同伴者はどなたですか。（○は1つだけ）

1．父母・祖父母・兄弟	2．配偶者等
3．子ども	4．ホームヘルパーや施設の職員
5．その他の人（ボランティアなど）	6．一人で外出する

問33　あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

1．通勤・通学・通所	2．訓練やリハビリに行く	3．医療機関への受診
4．買い物に行く	5．友人・知人に会う	6．趣味やスポーツをする

問34　外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1．公共交通機関が少ない（ない）
2．列車やバスの乗り降りが困難
3．道路や駅に階段や段差が多い
4．切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい
5．外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーター、ベンチなど）
6．介助者が確保できない
7．外出にお金がかかる
8．周囲の目が気になる
9．発作など突然の身体の変化が心配
10．困った時にどうすればいいのか心配
11．その他（　　）

問35　あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（○は１つだけ）

１．会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている（就労継続支援Ａ型・Ｂ型や就労移行支援を利用している方は、「４」に○をつけてください。）

２．ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
３．専業主婦（主夫）をしている
４．福祉施設、作業所などに通っている
５．病院などのデイケアに通っている
６．リハビリテーションを受けている
７．自宅で過ごしている
８．入所している施設や病院などで過ごしている
９．大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
１０．特別支援学校（小中高等部）に通っている
１１．一般の高校、小中学校に通っている
１２．幼稚園、保育所、障がい児通所支援事業所などに通っている
１３．その他（　　）

【問36は、問35で「１」を選択した場合にお答えください。】

問36　どのような勤務形態で働いていますか。（○は１つだけ）

１．正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない
２．正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある
３．パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員
４．自営業、農林水産業など
５．その他（　　）

【問37は、問35で「２」から「１３」を選択した18～64歳の方にお聞きします。】

問37　あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（○は１つだけ）

１．仕事をしたい　　２．仕事はしたくない、できない

問38　収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。（○は１つだけ）

１．すでに職業訓練を受けている　　２．職業訓練を受けたい
３．職業訓練を受けたくない、受ける必要はない

問39　あなたは、障がい児・者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

１．通勤手段の確保

２．勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮

３．短時間勤務や勤務日数などの配慮

４．在宅勤務の拡充

５．会社・企業の障がいへの理解

６．職場の上司や同僚の障がいへの理解

７．職場で介助や援助などが受けられること

８．就労後のフォローなど職場と支援機関の連携

９．企業ニーズに合った就労訓練

１０．仕事についての職場外での相談対応、支援

１１．新たに就労する時の相談窓口の充実

１２．就労移行のための支援や事業所の充実

１３．給与・賃金の充実

１４．その他（　　）

障がい福祉サービスなどの利用について

問40　あなたは障がい支援区分の認定を受けていますか。（○は１つだけ）

１．区分1	２．区分2	３．区分3	４．区分4
５．区分5	６．区分6	７．受けていない	８．わからない

障がい福祉サービスについて、お聞きします。

● 障がい福祉サービスの内容は次のとおりです。

A. 訪問による支援	① 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。
	② 重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
	③ 同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
	④ 行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
	⑤ 重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとても高い方に、居宅介護などのサービスをまとめて提供するサービスです。
B. 入所者への支援	⑥ 施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい児者に対し、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。
C. 昼間の生活の支援	⑦ 短期入所（ショートステイ）	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
	⑧ 療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
	⑨ 生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
D. 自立した生活のための支援	⑩ 自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。
	⑪ 共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
E. 自立した生活のための訓練や就労の支援	⑫ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

	⑬ 就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
	⑭ 就労継続支援（A型、B型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
	⑮ 就労定着支援	通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービスです。
F. 障がい児が外部の施設に通う支援	⑯ 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
	⑰ 医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
	⑱ 放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
G. 障がい児への訪問による支援	⑲ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児であって、児童発達支援や放課後等デイサービスを受けるための外出が困難な方に、自宅などに訪問し必要な発達支援を行うサービスです。
	⑳ 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
H. 入所している障がい児の支援	㉑ 福祉型児童入所施設	障がい児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
	㉒ 医療型児童入所施設	障がい児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。
I. 相談支援	㉓ 障害児相談支援	障がい児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行うサービスです。
	㉔ 計画相談支援	サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行うサービスです。
	㉕ 地域移行支援	住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行うサービスです。
	㉖ 地域定着支援	常に連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。

J. 地域生活支援事業	㉗ 移動支援事業	障がいのある方が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の支援を行うサービスです。
	㉘ 日中一時支援事業	障がいのある方の家族の就労支援や一時的な休息などを提供するため、障がいのある方に日中活動する場を提供するサービスです。
	㉙ 福祉ホーム事業	福祉ホームの居室やその他の設備を低額な料金で提供するサービスです。
	㉚ 訪問入浴サービス事業	移動入浴車により重症心身障がい者などの居宅を訪問し、入浴サービスを提供するサービスです。

問41　あなたは現在、これらの障がい福祉サービスを利用していますか。（○は１つだけ）

１．利用している	⇒問41-①へ
２．利用していない	⇒問41-②へ

問41-①　《問41で「1．利用している」に○をつけた方にお聞きします。》

ア）どのようなサービスを利用していますか。（以下の①～㉚のうち、あてはまるものすべてに○）

A. 訪問による支援	① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援
B. 入所者への支援	⑥ 施設入所支援
C. 昼間の生活の支援	⑦ 短期入所（ショートステイ） ⑧ 療養介護 ⑨ 生活介護
D. 自立した生活のための支援	⑩ 自立生活援助 ⑪ 共同生活援助（グループホーム）
E. 自立した生活のための訓練や就労の支援	⑫ 自立訓練（機能訓練、生活訓練） ⑬ 就労移行支援 ⑭ 就労継続支援（A型、B型） ⑮ 就労定着支援

F. 障がい児が外部の施設に通う支援	⑯ 児童発達支援 ⑰ 医療型児童発達支援 ⑱ 放課後等デイサービス
G. 障がい児への訪問による支援	⑲ 居宅訪問型児童発達支援 ⑳ 保育所等訪問支援
H. 入所している障がい児の支援	㉑ 福祉型児童入所施設 ㉒ 医療型児童入所施設
I. 相談支援	㉓ 障害児相談支援 ㉔ 計画相談支援 ㉕ 地域移行支援 ㉖ 地域定着支援
J. 地域生活支援事業	㉗ 移動支援事業 ㉘ 日中一時支援事業 ㉙ 福祉ホーム事業 ㉚ 訪問入浴サービス事業

イ）そのサービスに満足していますか。（○は１つだけ）

１．満足している
２．どちらかといえば満足している
３．どちらでもない
４．どちらかといえば不満である　⇒問４１-①-Ⅰへ
５．不満である　⇒問４１-①-Ⅰへ

問41-①-Ⅰ　《問40-①で「４．どちらかといえば不満である」、「５．不満である」に○をつけた方にお聞きします。》
何に対して不満と思っていますか。（あてはまるものすべてに○）

１．利用料の負担が大きい
２．ヘルパーなど、事業者の質が悪い
３．利用できる量（時間）が少ない
４．期待していたサービス内容でなかった
５．その他（　　）

問41-②　《問40 で「２．利用していない」に○をつけた方にお聞きします。》
その理由は何ですか。（○は１つだけ）

１．制度を知らなかったから
２．利用を希望したが利用できなかったから　　⇒問41-②-Ⅰへ
３．利用する必要がないから
４．その他（　　）

問41-②-Ⅰ　《問40-②で「２」に○をつけた方にお聞きします。》
その理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．市役所への利用手続きが難しかったから
２．障害支援区分の認定の結果、利用対象でなかったから
３．地域にサービス提供事業所がないから
４．引き受けてくれる事業所が見つからないから
５．サービス事業所との契約手続きが難しかったから
６．サービス事業所に利用を断られたから
７．利用料の負担が大きいから
８．希望する時間帯に使えなかったから
９．その他（　　）

問42　あなたは、今後（おおむね 3年以内に）、障がい福祉サービスを利用したいですか。
（○は１つだけ）

１．今後も継続して利用したいと思う　　⇒問42-①へ
２．今後新たに利用したいと思う　　⇒問42-①へ
３．利用しないと思う
４．介護保険制度など他の制度で福祉サービスを利用したいと思う
５．わからない

問42-①　《問41 で「１」と「２」に○をつけた方にお聞きします。》
どのようなサービスを利用したいと思いますか。（以下の①～㉚のうち、あてはまるものすべてに○）

A. 訪問による支援	① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援

B. 入所者への支援	⑥ 施設入所支援
C. 昼間の生活の支援	⑦ 短期入所（ショートステイ） ⑧ 療養介護 ⑨ 生活介護
D. 自立した生活のための支援	⑩ 自立生活援助 ⑪ 共同生活援助（グループホーム）
E. 自立した生活のための訓練や就労の支援	⑫ 自立訓練（機能訓練、生活訓練） ⑬ 就労移行支援 ⑭ 就労継続支援（A型、B型） ⑮ 就労定着支援
F. 障がい児が外部の施設に通う支援	⑯ 児童発達支援 ⑰ 医療型児童発達支援 ⑱ 放課後等デイサービス
G. 障がい児への訪問による支援	⑲ 居宅訪問型児童発達支援 ⑳ 保育所等訪問支援
H. 入所している障がい児の支援	㉑ 福祉型児童入所施設 ㉒ 医療型児童入所施設
I. 相談支援	㉓ 障害児相談支援 ㉔ 計画相談支援 ㉕ 地域移行支援 ㉖ 地域定着支援
J. 地域生活支援事業	㉗ 移動支援事業 ㉘ 日中一時支援事業 ㉙ 福祉ホーム事業 ㉚ 訪問入浴サービス事業

権利擁護について

問43　あなたは、平成２８年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことをご存知ですか。（○は１つだけ）

１．名前も内容も知っている	２．名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
３．名前も内容も知らない	

問44　あなたは、平成２８年４月から現在までの間に、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は１つだけ）

１．ある	２．少しある	３．ない

【問45は、問44で、「１」または「２」を選択した場合にお答えください。】

問45　それはどのような場所ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．職場	２．公共交通機関	３．インターネット
４．福祉施設	５．学校	６．家庭
７．病院	８．その他（　　）	

問46　それはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

１．じろじろ見られた	２．いやなことを言われた
３．暴力をふるわれた	４．仲間はずれにされた
５．利用を拒否された	６．その他（　　）

問47　成年後見制度についてご存知ですか。（○は１つだけ）

１．名前も内容も知っている	２．名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
３．名前を聞いたことも内容も知らない	

問48　成年後見制度を利用していますか。また、現在利用していない方は、今後利用したいと考えますか。（○は１つだけ）

１．現在利用している	２．現在は利用していないが、今後利用してみたい
３．利用する予定はない	

問49　北広島市では成年後見制度利用に関する相談支援や申立て手続きのアドバイスなどを行う、北広島市成年後見センターを開設しております。この相談窓口をご存知ですか。（○は１つだけ）

１．利用したことがある
２．名前を聞いたことはあるが、利用したことはない
３．名前を聞いたことも利用したこともない

相談相手について

問50　あなたは、普段悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

1．家族や親せき	2．友人・知人
3．近所の人	4．職場の上司や同僚
5．施設や事業所の職員	6．障がい者団体や家族会
7．病院の医師や看護師・ケースワーカー	8．民生委員・児童委員
9．保育所、幼稚園、学校の先生	10．相談支援事業所などの民間の相談窓口
11．社会福祉協議会	12．相談支援専門員
13．行政機関の相談窓口	14．その他（　　）

問51　あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

1．行政機関の広報誌	2．本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
3．インターネット	4．家族や親せき、友人・知人
5．施設や事業所の職員	6．障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）
7．病院の医師や看護師・ケースワーカー	8．民生委員・児童委員
9．保育所、幼稚園、学校の先生	10．相談支援事業所などの民間の相談窓口
11．社会福祉協議会	12．行政機関の相談窓口
13．その他（　　）	

問52　あなたは相談する際に困ることがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1．相談できる人がいない	2．引き受けてくれる相談支援専門員が見つからない
3．地域に相談支援事業所がない	4．夜間や休日などに相談するところがない
5．どこ（誰）に相談していいのかわからない	6．相談しても満足のいく回答が得られない
7．プライバシー保護に不安がある	8．その他（　　）
9．特に困ったことはない	

問53　あなたはスマートフォンやタブレット端末、パソコンを持っていますか。（あてはまるものすべてに○）

1．スマートフォン	2．タブレット
3．パソコン	4．いずれも持っていない

災害時の避難などについて

問54　あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。（○は１つだけ）

１．できる	２．できない	３．わからない

問55　家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。
（○は１つだけ）

１．いる	２．いない	３．わからない

問56　火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．投薬や治療が受けられない
２．補装具の使用が困難になる
３．補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
４．救助を求めることができない
５．安全なところまで、迅速に避難することができない
６．被害状況、避難場所などの情報が入手できない
７．周囲とコミュニケーションがとれない
８．避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安
９．その他（　　）
１０．特にない

問57　災害が発生した場合、避難所で生活する上で困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．一般避難場所（注１）で、福祉避難スペース（注２）の確保が難しい
２．一般避難場所で、十分な飲用水や食料などの確保が難しい
３．一般避難場所で、福祉の相談に応じてくれるかどうかが心配
４．一般避難場所で、障がいの特性や程度に配慮した対応ができるかどうかが心配
５．一般避難場所の経路やトイレを障がい者に配慮したものであるかどうかが心配
６．その他（　　）
７．特にない

注１　避難者が一時的に滞在する場所（市立小中学校等）のこと。
注２　一般避難場所で空き教室などに設けられる要配慮者向けのスペースのこと。

問58　あなたが、新型コロナウィルス感染症の影響で、困っていることや必要な支援について、教えてください。（自由にご記入ください）

あなたご本人への質問は以上です。最後に、障がい福祉サービスや行政の取り組みについて、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

返信用封筒に入れて8月１５日（火）までに返送してください。

北広島市障がい支援計画策定に向けた市民意識調査

調査へのご協力のお願い

平素より市政に対し、格別のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申しあげます。

市では、障がいのある方が地域で生きがいを持って豊かに暮らしていけるよう、各種の障がい福祉サービスなどの提供や就労支援、相談支援など様々な障がい者施策の充実に向け、障がい支援計画を定めており、現在、この計画の改訂（見直し）作業を進めております。

この障がい支援計画の改訂にあたっては、市民の皆さまのご意見をお聞きしながら、可能な限りそれらを反映していくことが重要であると考えております。

このことから、無作為に抽出した、市内在住で１８歳以上６５歳未満の方を対象者とし、アンケート調査を実施することとしました。

皆さまの率直なご意見をいただきたく、調査へのご協力をお願いいたします。

令和５年７月

北広島市長　上　野　正　三

＜ご記入にあたってのお願い＞

①このアンケートは氏名を記入する必要はありません。

②回答は、選択肢についている番号に○を付けるか、（　）、【　】内に直接、数値やことばをお書きください。

③この調査票は、個人情報の管理に十分注意し、目的以外での利用は一切いたしません。

④ご回答いただいた調査票は、同封した返信用の封筒に入れ、令和５年８月１５日（火）までに、ご投函ください。

● この調査についてお問い合わせがありましたら、下記までお願いします。

【問い合わせ先】
北広島市保健福祉部福祉課（北広島市役所）
障がい福祉担当（角田・千葉）
電話：３７２－３３１１（内線２１４１・２１４２）　ＦＡＸ：３９８－４３１２

あなたのことについて

問１．あなたの性別をお答えください。（１つに○）

１．男性	２．女性	３．その他

問 2．あなたの年齢をお答えください（令和５年６月１日現在）。（数字をご記入ください）

（　　）歳

問 3．あなたの職業は次のうちどれですか。（１つに○）

１．農業	２．自営業（家族従業者を含む）・団体役員・会社経営
３．勤め人 （官公庁・会社などに勤務している方）	４．パート・アルバイト
５．学生	６．専業主婦・主夫
７．無職	８．その他（　　）

問 4．あなたは、身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）、療育手帳（りょういくてちょう）、精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）のうち一つ、または複数をお持ちですか。（１つに○）

１．持っている	２．持っていない

問 5．あなたのご家族についてお答えください。あなたと一緒に住んでいるご家族は次のうちどなたですか。（いくつでも○）

１．自分一人	２．配偶者等
３．父、母	４．息子、娘（息子の妻または娘の夫も含む）
５．兄弟・姉妹	６．祖父、祖母
７．甥、姪	８．孫
９．その他の親族	１０．友人や仲間との共同生活
11．その他（　　）	

問 6．あなたを含めて、何名と暮らしていますか。（数字をご記入ください）

（　　）名

問 7．あなたのご家族に障がい児・者はいますか。（１つに○）

１．いる	２．いない

問 8．あなたは普段、障がい児・者と交流していますか。（いくつでも○）

１．学校で交流している	２．職場で交流している
３．地域で交流している	４．趣味のサークル活動で交流している
５．ボランティア活動で交流している	６．交流している人はいない
７．その他（　　）	

障がいや障がい児・者に対する意識等について

問 9. 障がいについておたずねします。つぎの言葉を知っていますか。また、どの程度知っていますか。（それぞれ１つに○）

	内容までよく知っている	言葉だけは知っている	はじめて聞いた
① 視覚障がい（しかくしょう）	1	2	3
② 聴覚障がい（ちょうかくしょう）	1	2	3
③ 音声言語障がい	1	2	3
④ 肢体不自由	1	2	3
⑤ 内部障がい（心臓・腎臓・直腸等）	1	2	3
⑥ 知的障がい	1	2	3
⑦ 発達障がい	1	2	3
⑧ 高次脳機能障がい	1	2	3
⑨ 統合失調症	1	2	3
⑩ 気分障がい（うつ病等）	1	2	3
⑪ パーソナリティ障がい	1	2	3
⑫ アルコール・薬物等依存症	1	2	3

問 10. あなたは、障がい児・者と気軽に話したり、手助けしたことがありますか。（１つに○）

１．ある　⇒　問 10-１へ	２．ない　⇒　問 10-２へ

【問 10-1 は問 10 で「１．ある」と回答した方にお聞きします】

問 10-1. それはどのような気持ちからでしょうか。（いくつでも○）

１．身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから
２．近所付き合いや親戚付き合いなどで
３．困っているときはお互い様という気持ちから
４．自分の仕事に関連しているから
５．将来、自分も障がいをもつ可能性があるから
６．それが当たり前だと思っているから
７．なんとなくやっている
８．わからない
９．その他（　　）

【問 10-2 は問 10 で「２．ない」と回答した方にお聞きします】

問 10-2. それはどのような気持ちからでしょうか。(いくつでも○)

１．たまたま機会がなかったから
２．自分が何をすればよいかわからなかったから
３．お節介になるような気がしたから
４．専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから
５．自分にとって負担になるような気がしたから
６．何かあったときに責任が取れないから
７．障がい児・者と接するのに不安があり、関わりたくないから
８．特に理由はない
９．わからない
１０．その他（　　）

問 11. あなたは、障がい児・者に対してどんな支援や活動をしてみたいですか。(いくつでも○)

１．障がい児・者に対する知識・支援の仕方について学び、支援したい
２．障がい児・者に対してボランティア活動をしたい
３．施設などの行事の手伝いをしたい
４．街なかで見かけた障がい児・者に対して援助したい
５．支援や活動はしたくない
６．その他（　　）

問 12. あなたは、障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。(１つに○)

１．知っている	２．言葉だけは知っている	３．知らない

問 13. 社会の状況は、障がい児・者に対する差別や偏見があると思いますか。(１つに○)

１．あると思う　⇒問 13-1 へ	２．少しはあると思う　⇒問 13-1 へ
３．ないと思う　⇒問 14 へ	４．わからない　⇒問 14 へ

【問 13-1 は問 13 で「１．あると思う」「２．少しはあると思う」と回答した方にお聞きします】

問 13-1. １０年前と比べ、障がい児・者に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。
(１つに○)

１．かなり改善されている	２．少しずつ改善されている
３．あまり改善されていない	４．改善されていない
５．どちらともいえない	６．わからない

問 14．社会の状況は、障がい児・者への対応や理解が十分あると感じますか。（１つに○）

１．全然足りないと思う	⇒問 14-1 へ	２．少し足りないと思う	⇒問 14-1 へ
３．あると思う	⇒問 15 へ	４．わからない	⇒問 15 へ

【問 14-1 は、問 14 で「１．全然足りないと思う」「２．少し足りないと思う」と回答した方にお聞きします】

問 14-1．それはどんな場面や状況においてですか。（いくつでも○）

１．教育の機会	２．仕事や収入
３．近所づきあい	４．地域の行事や集まり
５．店員の応対や態度	６．医者にかかりにくいこと
７．交通機関や建築物での配慮	８．街なかでの人の視線
９．行政職員などの応対や態度	

問 15．平成２８年４月１日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、国や地方公共団体、民間事業者に差別的取扱いを禁止し、差別を解消するための措置などを規定しています。あなたは、この法律について知っていましたか。（１つに○）

１．法の名称も内容も知っている	２．法の名称は知っているが、内容は知らない
３．法の名称も内容も知らない	

問 16．令和３年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。あなたは、合理的配慮について知っていましたか。（１つに○）

１．名称も内容も知っている	２．名称は知っているが、内容は知らない
３．名称も内容も知らない	

問 17．ヘルプマークについて、ご存知ですか。（１つに○）

１．意味も含めて知っている
２．詳しい意味は知らないが、名前は聞いたことがある
３．知らない

※ヘルプマークとは、外見からは障がいがあることが分からない方などが、周囲の方々に援助や配慮が必要なことを知らせることができるマークのことです。

問 18．ヘルプカードについて、ご存知ですか。（１つに○）

１．意味も含めて知っている
２．詳しい意味は知らないが、名前は聞いたことがある
３．知らない

※ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要な支援内容などを書くことができ、日常場面で困ったとき、緊急時などに周りの援助や配慮をお願いしやすくなるカードのことです。

障がい児教育や障がい者の仕事について

問 19．障がい児教育や障がい者の就労に関する次の言葉を知っていますか。（それぞれ１つに○）

	内容までよく知っている	言葉だけは知っている	はじめて聞いた
① 特別支援教育（とくべつしえんきょういく）	１	２	３
② 法定雇用率（ほうていこようりつ）	１	２	３
③ 職場適応援助者（ジョブコーチ）（しょくばてきおうえんじょしゃ）	１	２	３

問 20．障がい児の健全な育成のために、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。（いくつでも○）

１．障がいの早期発見・早期支援	２．障がいを軽減するための訓練やリハビリ
３．普通学校での障がい児支援の充実	４．特別支援学校での教育・支援の充実
５．学校卒業後の社会生活で役立つ教育	６．学校・教育施設のバリアフリー化
７．障がい児支援ボランティアの育成	８．障がいの有無に関わらない交流機会の拡大
９．障がい児に対する地域や社会の理解促進	
１０．その他（　　）	

問 21．あなたの現在の仕事場では、障がい者が働いていますか。（いくつでも○）

１．身体に障がいのある方が働いている
２．知的障がいのある方が働いている
３．精神障がいまたは発達障がいのある方が働いている
４．いずれの方も働いていない
５．わからない
６．自分自身が働いていないので答えられない
７．その他（　　）

問 22．障がい者がもっと働けるようにするためには、どうすればよいと思いますか。（いくつでも○）

１．地域や社会で障がいへの理解を深める
２．会社や事業所等の上司や同僚の障がいへの理解を促進させる
３．職場環境のバリアフリー化を進める
４．障がい者を多く雇用する企業への支援や優遇を進める
５．行政自身が今以上に障がい者雇用を進める
６．障がい福祉事業所などでの職業訓練を拡大する
７．就学中の障がいのある児童・生徒に対して、きめ細かな進路指導を行う
８．職場に定着するための支援を進める
９．その他（　　）

障がい児・者と共生できるまちづくりについて

問 23．あなたは、障がい福祉に関する情報が、市民に伝わっていると思いますか。（１つに○）

１．十分に伝わっている	２．だいたい伝わっている
３．あまり伝わっていない	４．ほとんど伝わっていない

問 24．あなたは、障がい福祉に関する情報を、どこから知ることが多いですか。（いくつでも○）

１．新聞記事や広告	２．テレビ番組や CM
３．雑誌記事や広告	４．書籍
５．福祉に関するインターネットサイト	６．市のホームページ
７．「広報北広島」等のお知らせ	８．自治会の回覧板
９．行政機関等のパンフレット	１０．障がい者団体からの案内
１１．社会福祉協議会からのお知らせ	１２．学校からのお知らせ
１３．各種講座や講演会	１４．会社や学校での講習会
１５．病院や医療機関	１６．福祉施設
１７．民生委員・児童委員	１８．公共施設の掲示板
１９．その他（　　）	

問 25. 現在お住まいの地域の中で、障がい児・者にとって暮らしにくいのはどのようなことだと思いますか。(いくつでも○)

１．道路の段差や階段など歩道の整備が十分でない
２．自転車の放置など歩行の障がいになるものが多い
３．まちの中にベンチや休憩所などのゆとりのある空間が少ない
４．電車やバスの利用がしにくい
５．障がい児・者の利用しやすい施設が少ない
６．病院などの保健・医療機関が十分でない
７．地域で暮らすための福祉サービスの制度が十分でない
８．障がい児・者への理解や協力がない
９．働く場所が十分でない
１０．障がい児が希望する学校に通う環境が整っていない
１１．生涯を通じて学んだり趣味の活動をする場所が少ない
１２．災害時に避難するためのしくみが整っていない
１３．特にない
１４．その他 （ ）

問 26. 障がい児・者が地域や社会に積極的に参加できるようにするために、大切なことは何だと思いますか。(いくつでも○)

１．障がい児・者が利用しやすい施設への改修を進める
２．移動困難な障がい児・者に配慮して、交通機関や道路のバリアフリー化を進める
３．地域や社会の人々に障がいへの理解をさらに広げるため、広報や福祉教育を充実する
４．障がい児・者の社会参加を補助するボランティアの育成に力を入れる
５．家族が積極性を持ち、障がい児・者が社会に出るのを援助する
６．障がい児・者自身が積極性を持つ
７．わからない
８．その他（ ）

問 27. あなたは、地震等の災害があったとき、近所に住む障がいのある人の手助けをしたいと思いますか。(１つに○)

１．可能な範囲で手助けをしたい	⇒問 27-1 と問 27-2 へ
２．手助けをしたいと思わない	⇒問 28 へ
３．わからない	⇒問 28 へ

【問 27-1 は問 27 で「１．可能な範囲で手助けをしたい」と回答した方にお聞きします】

問 27-1．あなたは、どんな手助けをしたいと思いますか。自由にご記入ください。

【問 27-2 は問 27 で「１．可能な範囲で手助けをしたい」と回答した方にお聞きします】

問 27-2．あなたは、災害があったときに手助けできるよう、近所に住む障がいのある人のことを知っておきたいと思いますか。（１つに○）

1．知っておきたい
2．知っておきたいとは思わない
3．わからない

問 28．ヤングケアラーについて、ご存知ですか。（１つに○）

1．意味も含めて知っている	⇒問 28-1 へ
2．詳しい意味は知らないが、名前は聞いたことがある	⇒問 29 へ
3．知らない	⇒問 29 へ

【問 28-1 は問 28 で「1．意味も含めて知っている」と回答した方にお聞きします】

問 28-1．あなたは、ヤングケアラーについて、どのような支援が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1．子ども自身がヤングケアラーについて知るための支援
2．保護者がヤングケアラーについて知るための支援
3．子どもに関わる大人がヤングケアラーについて知るための支援
4．学校などに専門職の配置が充実すること
5．ヤングケアラーを支援する団体が増えること
6．子ども自身が相談しやすい窓口を設置すること
7．ヤングケアラー全般について相談しやすい窓口を設置すること
8．特にない
9．その他（　　）

問 29. 障がい児・者の福祉に関して、どういうところに力を入れてほしいですか。

ご協力ありがとうございました。
返信用封筒に入れて８月１５日（火）までに返送してください。

２．委員会、策定経過

（１）北広島市保健福祉計画検討委員会の構成

北広島市保健福祉計画検討委員会　委員名簿

区分	委員名	所属	役職	部会
福祉関係	川島　光行	北広島市社会福祉協議会	会長	地域福祉部会
	吉村　幸子	北広島市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	地域福祉部会
保健医療関係	對馬　伸泰	一般社団法人　北広島医師会	会長	高齢福祉部会
	野村　直弘	一般社団法人　北広島医師会	副会長	地域福祉部会
	中島　康晴	北広島市歯科医師会	会長	地域福祉部会
	綿谷　ゆみ子	医療法人　風のすずらん会　北広島メンタルクリニック	課長	障がい福祉部会
	齊藤　光枝	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団北広島地域訪問看護ステーション	所長	高齢福祉部会
自治団体	小池　隆史	北広島市自治連合会	会長	地域福祉部会
福祉サービス関係	小嶋　丈典	社会福祉法人　北ひろしま福祉会	理事・施設長	障がい福祉部会
	◎三瓶　徹	社会福祉法人　北海長正会	理事長	高齢福祉部会
	若狭　聡美	社会福祉法人　北海長正会	施設長	障がい福祉部会
	三木　千晶	社会福祉法人　札幌厚生会　北広島市高齢者総合ケアセンター	施設長	高齢福祉部会
	島谷　清張	介護サービス連絡協議会　きたひろサービスネット	副会長	高齢福祉部会
	鳥居　敏光	社会福祉法人　北海道リハビリー	法人本部 事務局次長	障がい福祉部会
学識経験者	○小早川　俊哉	星槎道都大学	副学長・社会福祉学部長	地域福祉部会
	櫻井　美帆子	星槎道都大学	社会福祉学科 准教授	高齢福祉部会
	西野　克俊	星槎道都大学	社会福祉学科 専任講師	障がい福祉部会
福祉関係団体等	大西　登志子	北広島市ボランティアセンター	委員	地域福祉部会
	白崎　秀年	公益社団法人　北広島市シルバー人材センター	副理事長	高齢福祉部会
	加藤　裕子	北広島市しょうがい児者を持つ親の会	会長	障がい福祉部会
自立支援協議会	森　正人	北広島市立西の里小学校	教諭	障がい福祉部会
公募委員	小原　十四夫	一般公募		地域福祉部会
	伊藤　貢	一般公募		高齢福祉部会
	近藤　里枝	一般公募		障がい福祉部会
計	24 名			

◎:委員長　○：副委員長　　※役職は委嘱日現在　　（敬称略）

専門部会の構成

【障がい福祉部会】（８名）

氏　名	所　属	区 分
綿谷　ゆみ子	医療法人　風のすずらん会　北広島メンタルクリニック	保健医療
小嶋　丈典	社会福祉法人　北ひろしま福祉会	福祉サービス
○若狭　聡美	社会福祉法人　北海長正会	福祉サービス
鳥居　敏光	社会福祉法人　北海道リハビリー	福祉サービス
西野　克俊	星槎道都大学	学識経験者
加藤　裕子	北広島市しょうがい児者を持つ親の会	福祉関係団体
◎森　正人	北広島市立西の里小学校	自立支援協議会
近藤　里枝	一般公募	公募

◎：部会長　○：職務代理者　（敬称略）

（２）検討委員会および専門部会での検討経過

時　期	会　議　等	内　容
令和５年６月 27 日	第１回 障がい福祉部会	今後のスケジュール、アンケート調査の実施について
８月１日	第１回 保健福祉計画検討委員会	委員長、副委員長の選出、会議の公開、専門部会の設置、専門部会委員の指名、計画の策定体制、今後のスケジュールについて
８月１日	第２回 障がい福祉部会	部会長の選出、職務代理者の指名、計画の概要、アンケート調査の実施、今後のスケジュールについて
９月 26 日	第３回 障がい福祉部会	現計画の評価、課題及び今後の方向性、アンケート調査の実施結果について
10 月 31 日	第４回 障がい福祉部会	次期計画策定に係る基本的事項について
11 月 27 日	第２回 保健福祉計画検討委員会	保健福祉諸計画の素案について
11 月 27 日	第５回 障がい福祉部会	北広島市障がい支援計画【令和６年度～令和８年度】（素案）について
（予定）令和６年２月　日	第３回 保健福祉計画検討委員会	パブリックコメント結果審議、事業計画案の承認について
（予定）令和６年２月　日	第６回 障がい福祉部会	パブリックコメント結果審議、事業計画案の承認について

（３）北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

平成21年9月25日
条例第20号

（設置）

第1条　市が策定する保健福祉に係る計画に関し総合的な検討を行うため、北広島市保健福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第2条　この条例において、「計画」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画

(2)　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画

(3)　介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画

(4)　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画

(5)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画

(6)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画

(7)　健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく健康増進計画

（所掌事務）

第3条　委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　計画の策定及び変更に関すること。

(2)　計画の進行管理に関すること。

(3)　その他計画の策定に関すること。

（組織）

第4条　委員会は、委員24人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　自治会、町内会又はこれらの連合団体の代表者

(3)　公募に応募した者

(4)　その他市長が必要と認めた者

3　委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第6条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員長は、委員会の会議の議長となる。

3　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第7条　委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2　部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6　部会長は、当該部会における調査及び検討の経過及び結果について、委員会に報告しなければならない。

7　前条第1項から第4項までの規定は、部会について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

（委任）

第8条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に設置されている北広島市保健福祉施策懇談会（以下「既設懇談会」という。）の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市保健福祉計画検討委員会の委員とみなし、その任期は、既設懇談会の委員となった日から起算する。

附　則（平成23年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年条例第28号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成26年条例第29号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日において北広島市保健福祉計画検討委員会の委員である者の任期は、改正前の北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の規定にかかわらず、その日に満了する。

附　則（平成29年条例第6号）

（施行期日）

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における改正後の第2条第6号の規定の適用については、同号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項」とする。

３．用語の説明

【あ行】

■アダプテッドスポーツ

障がい者や高齢者、子どもあるいは女性等が参加できるように修正された、新たに創られた多世代型スポーツのことです。

■育成医療

18歳未満の身体に障がいのある子どもを対象に、手術などにより生活能力を回復するための医療のことです。

■医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼びます。

■インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことをいいます。具体的には、家族、近隣、知人、ＮＰＯ等が、法律や制度に基づかない形で提供される援助などが挙げられます。

■オストメイト

がんや事故などにより、消化器や尿管が損なわれたため、腹部などに排せつのための開部を造設した人のことをいいます（人工肛門保有者・人工ぼうこう保有者ともいいます）。

【か行】

■基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止を行います。

■北広島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

障害者優先調達推進法に基づいて、障がい者が就労する施設等が供給する物品などの需要を増やすことで、その施設等の仕事の受注を確保し、経済的な基盤を確立するために、市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定めたものです。

■北広島市福祉環境整備要綱

だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくりを推進し、福祉の向上を図るために、障がい者、高齢者、健常者を問わず、不特定多数の市民が利用する施設についての整備基準を定めたものです。

■建築物移動等円滑化基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）において、多くの人が利用する建築物をつくろうとする際に、車いす使用者と人とがすれ違える廊下の幅の確保、車いす使用者用のトイレがひとつはある、目の不自由な人も利用しやすいエレベーターがある、など、最低限達成しなければならない基準です。建築物の種類や面積によって、適合義務の場合と努力義務の場合があります。

■建築物移動等円滑化誘導基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）において、多くの人が利用する建築物をつくる際に、車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅の確保、車いす使用者用のトイレが必要な階にある、共用の浴室等も車いす使用者が利用できる、など、達成することが望ましい基準です。

■権利擁護

認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うことをいいます。

■更生医療

身体に障がいのある人を対象に、その障がいを軽くしたり取り除いたりして職業能力を高め、日常生活を送りやすくするための医療のことです。

■合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人と同様に保障されるために行われる必要かつ適当な変更および調整のことで、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものです。

■高齢者支援センター

介護・福祉・健康・医療など様々な面から高齢者やその家族の相談を受け、介護保険の要介護認定や相談、介護が必要な状態にならないための事業や福祉サービスのほか、虐待に関する相談窓口にもなっています。また、介護保険の介護予防支援事業所として、要介護認定で要支援1～2と認定された人を対象とした介護予防サービス計画を立てる役割や、二次予防事業対象者のサービス利用の調整を図っています。

■子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律です。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されています。

■子ども発達支援センター

発達の心配や障がいのある子どもと保護者に対して、早期からの相談や発達支援を行うほか、地域の中核機能を有する事業として関係機関への訪問相談や連携、発達支援に関する研修会等を開催します。

【さ行】

■サービス提供基盤

この計画においては、障害福祉サービス等を提供する事業所や人など、障がいのある人の生活を支援する土台となるもののことをいいます。

■サポートファイル

お子さまの成長記録やいろいろな機関（学校・病院・保健福祉機関など）の情報をまとめ、保護者の方やご本人が学校や病院、市役所の相談窓口などで状況を説明する際に活用することができるものです。

■次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体および事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するため制定された法律です。

■児童発達支援センター

施設が持っている専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

■児童福祉法

昭和22年に制定され、すべての子どもを対象とした福祉の積極的増進、あるいは健全育成を基本理念とし、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられた法律です。平成24年4月の改正により、障がい児およびその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、これまで障がい種別に分かれていた障がい児施設が、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）のそれぞれに体系化されました。また、地域支援を強化するため、新たに保育所等訪問支援や障害児相談支援等が創設されました。

■市民後見人

市町村等が実施する養成研修を受講するなどして、成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のことをいいます。

■社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律とともに、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。

■障害者基本法

障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定めるとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、障がいに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある人の福祉を増進することを目的として、昭和45年に施行された法律です。

その後、平成23年8月に一部改正され、障がい者に対する差別の禁止の観点から社会的障壁の除去についての配慮がされるべきこと等の基本原則が盛り込まれました。

■障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等および事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、平成28年に施行された法律です。

■障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずることを目的とし、従来の障害者自立支援法の精神を継承しつつ、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等、障がい福祉サービスよる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行う仕組みとするため、平成25年に施行された法律です。

■障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）

障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。

■障害者優先調達推進法（正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者や、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的として、平成25年に施行された法律です。

■障がい福祉サービス

障害者総合支援法で定められており、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するためのサービスを指します。個別に支給決定が行われ、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があります。

■情報アクセシビリティ

障がいのある人や高齢者などが、情報通信機器、ソフトウェアおよび様々な情報通信技術によって実現されるサービスを支障なく操作または利用できる機能をいいます。

■障がい者自立支援協議会

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者および関係機関・団体等の参加により市町村が設置するものです。

■精神通院医療

精神障がいの適切な医療を広めるために、精神に障がいのある人を対象に、病院等に入院しないで行われる精神障がいの医療のことです。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度です。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立を行うことになります。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されています。

【た行】

■タブレット型端末

キーボードは付いておらず、タッチパネル（指先を画面にあてながら操作する）が採用されている薄い板状の軽量のパソコンの一種。無線通信機能があり、通信やインターネットが利用できます。

■地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づき実施されている地域生活支援事業の1つで、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業です。

■通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を行う場のことです。

■通所施設

障がい児・者が日中通い、障がい者の生活訓練や就労支援、授産活動、障がい児の放課後支援などの様々な事業を行う施設です。

■特別支援学級

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に置かれ、心身に障がいなどのある児童に対し、普通学級に準じる教育を行いながら、あわせて専門的な知識・技術を持った教員のもと、障がいなどを補うために必要な支援を行う学級をいいます。

■特別支援学校

従来の盲学校、ろう学校、養護学校を含み、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者等に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準じる教育を行い、あわせてその障がいを補うために必要な支援を行う学校のことです。

■特別支援教育

学校教育法に基づいて、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。

【な行】

■ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方のことです。

【は行】

■パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）に、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続のことです。規則などの影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政をめざすものです。

■バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが、生活していく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去することです。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすることを目指しています。

■ＰＤＣＡサイクル

行動プロセスの枠組みのひとつで、Ｐｌａｎ（計画）、Ｄｏ（実行）、Ｃｈｅｃｋ（評価）、Ａｃｔｉｏｎ（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かすという考え方のことです。

■ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、外見からは障がいなどがあるとわからない人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるよう、身に着けることで周囲の人に援助や配慮が必要なことを知らせることができるマークです。

ヘルプカードは、支援が必要なのに、自分から「困った」となかなか伝えられない障がいのある人などが、困ったときに助けを求めるためのもので、「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。

■包容（インクルージョン）

地域社会はさまざまな人によって構成されていることが自然であり、そこで、それぞれがその人らしい暮らしを築いていくことを実現していく社会の在り方を示しています。

■北海道障がい者条例（正式名称：北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例）

障がいのある人の権利擁護や障がいがあることを理由に差別、虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを目的とする条例です。

■北海道福祉のまちづくり指針

北海道福祉のまちづくり条例に基づき、道、市町村、事業者および道民が福祉のまちづくりの重要性を理解し、それぞれの役割を認識し、ともに力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりに取り組むための指針です。

■北海道福祉のまちづくり条例

公共的施設のバリアフリー化に止まらず、交通環境、住環境を含めた生活空間全体のバリアフリー化や、道民の幅広い参加による共に生きる社会づくり（地域福祉の推進）の考え方を取り入れるなど、ハード・ソフト両面から総合的に福祉のまちづくりを進める条例です。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方のことです。また、施設や設備に限らず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

■要約筆記

聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすることをいいます。ノートなどの筆記具を使うほか、ＯＨＰやパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに映し出すなどの方法があります。

【ら行】

■ライフサイクル（発達心理学用語）

人間の一生を幼児期から老年期までの8つの段階に分け、それぞれ解決すべき課題があるとしたものです。

■ライフステージ

人の一生における、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などの節目となる出来事の段階のことです。

■療育

「治療」と「教育」の造語であり、障がいのある子どもの発達を支援する総称として使われています。また、「発達支援」という用語もほぼ同義語として使われていることが多いです。

■レスパイト（ケア）

乳幼児や障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのことをいいます。

北 広 島 市 障 が い 支 援 計 画
(障がい者福祉計画・第７期障がい福祉計画・
第３期障がい児福祉計画)

令和６年３月発行

発行：北広島市
編集：北広島市保健福祉部
〒061-1192
北広島市中央４丁目２番地１
TEL　011-372-3311
FAX　011-398-4312
http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp